

津市都市マスタープラン『全体構想編』（案）の概要

※今回協議をお願いする『全体構想編』以外の部分については、本年11月に協議をお願いする予定です。

第1章 計画策定の目的

1. 計画策定の背景と目的

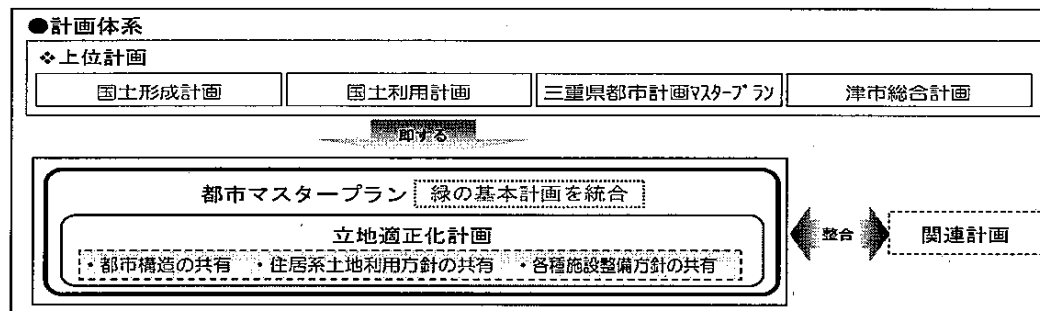
人口減少・少子高齢化など、近年の社会情勢の変化に対応するため、人口規模や経済規模に見合ったまとまりのある市街地の形成や、様々な都市機能がコンパクトに集積した生活利便性の高い都市づくり、持続的に発展できるような都市構造の構築を図るために計画を策定します。

2. 都市マスタープランとは

(1) 計画の位置付け

津市都市マスタープランは、上位計画である「三重県都市計画マスタープラン」、「津市総合計画」等の内容に即するとともに、「津市公共施設等総合管理計画」を始めとする関連計画との整合を図ります。

また、集約型都市構造の実現に向け、拠点地域の集積性を高めていく中で、安全で快適な居住環境を維持・充実していくためには、緑の保全や創出の視点も重要な要素となります。このことから、都市マスタープランと緑の基本計画を統合することで、緑の分野と連携した一体性のある計画とします。



(2) 計画対象区域・計画対象期間

本計画は、将来の都市像、都市構造を明らかにし、土地利用の方針、道路・公園等の都市施設の計画について全体構想、地域別構想を策定します。

対象区域は津市全域とし、平成30年度から平成39年度までの10年間の計画とします。

3. 計画の内容

本市の都市づくりにおける基本理念や目標、将来都市構造や土地利用の基本方針、分野別の都市づくりの方針等を示し、統合する緑の基本計画は、都市公園や自然的環境の整備方針のほか、長期的視点から緑地の保全及び緑化の推進、実現のための施策を定めます。

都市マスタープラン

今回協議をお願いする部分

全体構想編

- ☐ 現況 ☐ 課題
- ☐ 基本理念・目標
- ☐ 将来都市構造
- ☐ 土地利用の方針
- ☐ 分野別方針
- ☐ 緑の施策方針
- ☐ 緑地の保全・緑化推進施策

本年11月に協議をお願いする部分

地域別構想編

- ☐ 地域区分の考え方
- ☐ 地域の現況
- ☐ 地域づくり方針

1. 都市づくりに向けて捉えるべき動向

■統計データから見た津市の特性

①人口等の動向の特性	■国勢調査による本市の総人口は、平成27年に279,886人で、平成17年の288,538人をピークに減少 ■年齢構成別では、「20～29歳」の人口減少（流出）が顕著 ■市街化調整区域や都市計画区域外の一部で人口が増加 ■人口密度が高い市中心部で人口が減少 ■世帯数は増加しており、低密度化が進行 ■地域別では、美里地域、白山地域、美杉地域の中山間部の高齢化が顕著
②産業動向に関する特性	■農業は、農家数、経営耕地面積ともに減少 ■工業は、事業所数、従業者数は減少している一方、1事業所当たりの製造品出荷額等は近年増加 ■商業は、従業者数は横ばいである一方、年間商品販売額や店舗数は減少
③土地利用（開発動向等）に関する特性	■有効活用が見込める市街化区域内の未利用地は約930ha残存するが、そのうちの多くが2ha未満 ■開発動向は、市街化区域内での開発が多いものの、市街化調整区域内や都市計画区域内の非線引き地域でも一定の開発が進行 ■地価は、中心部の一部地点を除き、各地点において下落
④移動に関する特性	■通勤・通学の移動実態は、市内が75%以上と高い ■通勤・通学の市外流出は、鈴鹿市、四日市市、松阪市が多く、流入は、鈴鹿市、松阪市が多い ■市内の移動では、津地域への通勤が多く、買い物や通院は津地域、久居地域、河芸地域が多い ■市内の移動手段は、自動車の割合が非常に高く、郊外ほどその傾向は顕著

■施設分布、防災から見た津市の特性

⑤施設整備に関する特性	■行政サービス施設、教育施設、医療施設等は、市街化区域内に多く立地 ■福祉施設は、民間施設も含めると市内に網羅的に立地 ■施設周辺の人口密度は、現時点で低い地域がみられる
⑥防災関連に関する特性	■沿岸部の多くが標高2m未満の地域 ■三重県の予測として、沿岸部の広い範囲が津波浸水想定区域に設定されている ■河川沿いの市街地において、過去の豪雨による浸水被害の実績がみられる ■市街地の一部地域に急傾斜地崩壊危険区域が指定されているほか、今後、土砂災害警戒区域が指定される見込み

2. 都市づくりの課題

国勢調査による本市の総人口は、平成17年の288,538人をピークに減少しています。人口減少は、都市の低密度化を進行させ、日常的な生活サービス水準の維持や、既存施設の維持管理費や更新費の確保に影響を及ぼします。これらの状況を踏まえた上で、持続可能で効率的な都市づくりを進めていくほか、災害リスクに対応した、安全・安心な都市づくりを推進することが重要となります。さらに、豊富な地域資源を活かした地域の魅力と活力が創出される取組の推進が重要です。以下に都市づくりの課題を整理します。

持続可能な都市の形成

安全・安心な都市の形成

定住促進

にぎわい・魅力づくり

自然環境の保全・活用

移動しやすい交通環境の提供

3. 緑地の保全及び緑化の推進に関する課題

都市における緑は、環境の維持形成的な機能を持つとともに、自然や土との触れ合いの場としてのレクリエーション機能、災害の発生・拡大の防止などの防災機能を持っています。また、都市に季節感や潤いを与え、地域の景観を形作るなど、都市景観に対しても大きな影響があります。以下の4つの系統ごとに課題を整理します。

環境 ・ レクリエーション ・ 防災 ・ 景観

第4章 都市づくりの基本理念・目標

1. 都市づくりの基本理念

『安全・安心な環境で、子供から高齢者まで全ての世代が「住む」、「働く・学ぶ」、「遊ぶ」といった日常生活を快適で健康的に過ごすことができ、県都の特長を活かした盛んな交流を図るとともに、将来にわたって持続可能である都市づくりを行う』ということを都市づくりの基本理念とし、都市づくりのテーマを以下のとおり設定します。

安心して住み 快適に暮らせる 未来につながるまちづくり

～ 県都の特長を活かした活発な交流と笑顔あふれる暮らしの実現 ～

2. 都市づくりの目標

計画の具体的な都市づくりの目標を以下に示します。

① 持続可能な都市の形成

少子高齢化を伴う人口減少による税収減を見越し、持続可能な都市の形成ができるように、立地適正化計画による誘導を行い、津市の規模に適正な集約型都市構造を構築します。

② 都市防災力の強化

災害リスクに対応できる都市構造を目指した土地利用と都市施設の誘導を行います。

③ 定住促進と活力の強化

雇用場所の確保に向け、土地利用の見直しや各種都市計画制度を活用するほか、安心して暮らせる生活利便性の高い居住地の形成と、交流人口の増加を図ります。

④ 快適で健康的な暮らしができるまちづくり

都市機能や生活機能、居住機能が集積した集約型の快適で健康的な暮らしができるまちづくりを行います。

第5章 全体構想

1. 将来都市構造

(1) 都市構造の基本的な考え方

今後の都市づくりにおいては、人口減少下においても現在までに築かれた生活基盤が維持できる人口密度が必要となります。今後の都市構造は、鉄道駅等の移動利便性の高い拠点に都市機能が集積し、その周辺に良好な生活サービス機能が確保された居住地を形成することで都市のコンパクト化を図る「多極ネットワーク型コンパクトシティ」の構築が重要となります。そのため、都市機能や居住の誘導方針、誘導に向けた施策等を定めた立地適正化計画を都市マスタープランと同時に策定し、新たな都市構造の構築を目指します。

また、地震・津波による災害リスクを有する本市において、起こり得る災害の予測を把握し、短期的かつ中長期的に安全・安心な都市構造を構築します。

さらに、現在までに形成してきた都市基盤のなかで、都市機能の集約化を進めながら居住地と拠点を不自由なく移動できる連携軸（道路、公共交通等）を合わせて構築します。

(2) 都市構造を構成する要素

① ゾーン

市域に「都市ゾーン」、「農住調和ゾーン」、「農村環境共生ゾーン」、「自然環境共生ゾーン」の4つのゾーンを設定し、それぞれの特性に応じた適正な土地利用等を誘導します。

② 拠点

都市的サービスを享受でき、本市の求心力を高めることができる機能を有した拠点を配置するほか、住民生活や地域コミュニティの中心となる地域的な拠点等を配置することにより、持続可能な都市形成を進めます。

③ ネットワーク（軸）

市内外を始め、中部圏や関西圏、さらには世界を視野に入れ、「ひと」、「もの」、「情報」などを結びつけることができる総合的な交通体系の形成等を進めることで、住民生活の利便性はもとより、地域内外における交通の連携に努めます。

2. 将来フレーム（計画の枠組み）

将来フレームは計画的な都市づくりを進めるための基本的な枠組みとなるもので、人口、工業、商業、土地利用、財政構造について設定します。

3. 土地利用の方針

(1) 土地利用規制・誘導等に係る基本方針

本計画では、都市的土地利用の展開を図っていく都市計画区域を中心として、多極ネットワーク型コンパクトシティの構築、市街化区域やその周辺等における良好な市街地の形成、地域特性を活かした土地利用の促進など、柔軟かつ効果的な土地利用の実現に向けた具体的な土地利用規制・誘導に係る方針等を定めます。

- ◆都市計画区域の指定の考え方
- ◆市街化区域・市街化調整区域の設定、見直し等の考え方
- ◆地域地区の設定、見直し等の考え方
- ◆地区計画制度等の活用による規制・誘導等の考え方
- ◆商業系の大規模集客施設の適正配置の考え方
- ◆都市計画区域外における土地利用規制・誘導の考え方

(2) 土地利用区分と配置に関する方針

土地利用規制・誘導等に関する基本方針などを踏まえ、将来の土地利用の方向性については、ゾーン別に以下に示す15種類の土地利用区分を設定し、基本的な方針を示します。

- | | | |
|------------|------------|---------------|
| ◆都市機能集積エリア | ◆まちなか商業エリア | ◆地域商業エリア |
| ◆沿道利用エリア | ◆低層住宅エリア | ◆一般住宅エリア |
| ◆まちなか住宅エリア | ◆沿岸部住宅エリア | ◆住商工複合エリア |
| ◆内陸部工業エリア | ◆臨海部工業エリア | ◆土地利用検討エリア |
| ◆田園居住エリア | ◆田園環境保全エリア | ◆自然環境保全・活用エリア |

4. 都市づくりの分野別方針

① 交通体系形成の方針

多様な交通需要への対応と新たな都市構造に対応した交通網の形成を図り、移動利便性が高い総合的な交通ネットワークの形成を進めます。

② 市街地等形成の方針

将来都市像の実現を目指し、定住促進や産業振興に寄与する効果的かつ戦略的な市街地形成に向けた都市基盤の整備を進めます。

③ 都市環境形成の方針

道路空間や親水空間などでの緑化等の充実や計画的な公園・緑地の整備等に努め、都市生活や観光交流に潤いと憩いを与えられるような景観の形成を進めます。

④ 都市防災の推進の方針

地震・津波や洪水・土砂災害などの災害に対応した都市づくりのため、防災・減災に向けた各種整備の推進と合わせ、防災意識の向上に資する啓発に努めます。

⑤ その他都市施設等の方針

効率的で持続可能な都市の形成に向け、「津市公共施設等総合管理計画」に基づいた効率的な施設の維持・更新、施設配置を検討します。

第6章 緑の施策方針、緑地の保全及び緑化推進のための施策

1. 緑の施策方針

① 系統別緑地の配置方針

環境保全系統、レクリエーション系統、防災系統、景観系統の4つの系統別に緑地の配置等の方針を示します。

② 都市公園等の配置方針

住区基幹公園については、市街化の動向を踏まえつつ、誘致圏を考慮した適正な配置に努めます。また、中勢グリーンパーク等の都市基幹公園は、憩いの場やスポーツ等を行う場として、各公園の特徴を活かした整備及び適切な維持管理に努めます。

③ 地域制緑地の配置方針

風致地区のうち、良好な景観を有している区域については、関係者の理解と協力の下、継続的な保全に努めます。また、県立自然公園や河川区域、保安林については、今後も保全を図るものとし、農業振興地域農用地区域等についても、計画的な土地利用との整合を図りながら保全に努めます。

2. 緑地の保全及び緑化推進のための施策

① 都市公園等に関する施策

施設の充実を図り、市民が安全・安心に利用できるよう公園や緑地の整備を進めます。また、既存の公園や緑地については、利用者のニーズを踏まえた再整備を図るなど、魅力ある施設づくりを進めるとともに、防災力の強化に向けた都市公園の有効活用に努めます。

② 公共施設緑地に関する施策

自然海岸等の豊かな自然景観については、本市を代表する景観として、緑地の保全・創出に努めます。

③ 民間施設緑地に関する施策

歴史性を有する地区等については、本市を代表する景観として、緑地の保全・創出に努めます。また、生け垣による緑化を支援し、安全・安心な市街地の整備を進めます。

④ 緑地等の保全・活用の方針等

市街地内の樹林地、農村集落、森林など、地域の景観特性に応じた緑地の保全に努めます。

3. 緑化重点地区

津市景観計画と整合を図り、景観形成地区として定められた10地区を位置付けます。また、10地区の特徴をもとに、都市的地域（大部分が市街化した地区）、自然的地域（田園や山地などの豊かな自然がある地区）、歴史的地域（歴史資源を有する地区）の3つに分類して整備方針を示します。

今後のスケジュール

- ・平成29年11月 市議会協議会（地域別構想編、立地適正化計画）
- ・平成29年11月 パブリックコメントを通じた意見募集、地域別意見交換会
- ・平成30年 1月 津市都市計画審議会
- ・平成30年 3月 計画の策定・公表（都市マスタープラン、立地適正化計画）

津市都市マスタープラン『全体構想編』（案）

目 次

都市マスタープラン編

第 1 章	計画策定の目的	1- 1
1	計画策定の背景と目的	1- 1
第 2 章	都市の現況	2- 1
1	津市を取り巻く状況	2- 1
2	土地利用規制の状況	2- 2
3	都市の動向	2- 3
4	主要な都市施設等の状況	2-17
第 3 章	都市づくりの課題	3- 1
1	都市づくりに向けて捉えるべき動向	3- 1
2	都市づくりの課題	3- 6
3	緑地の保全及び緑化の推進に関する課題	3- 7
第 4 章	都市づくりの基本理念・目標	4- 1
1	都市づくりの基本理念	4- 1
2	都市づくりの目標	4- 2
3	計画の体系	4 -3
第 5 章	全体構想	5- 1
1	将来都市構造	5- 1
2	将来フレーム（計画の枠組み）	5- 7
3	土地利用の方針	5-10
4	都市づくりの分野別方針	5-16
第 6 章	緑の施策方針、緑地の保全及び緑化推進のための施策	6- 1
1	緑の施策方針	6- 2
2	緑地の保全及び緑化推進のための施策	6- 5
3	緑化重点地区	6-11
4	緑地の保全及び緑化の目標	6-14

第 1 章 計画策定の目的

1. 計画策定の背景と目的

1-1 計画策定の背景と目的

本市は、平成 18 年 1 月の合併後、約 10 年が経過するなかで、平成 30 年〇月に新たな「津市総合計画」を策定しました。

津市都市マスタープランは、総合計画における目標を具体化するための計画の 1 つであり、市民の皆さんとともに、本市の特性を活かした都市づくりを推進するために必要な計画です。

これまでの都市は、人口増加を背景として市街地を拡大してきましたが、全国的な人口減少・少子高齢化の傾向は、津市においても同様であり、前計画策定時と現在の本市を取り巻く社会情勢は大きく変化しています。

このような状況の下、今後も本市が持続的に発展し、安心して暮らせる都市をつくりあげていくためには、国が提唱する「多極ネットワーク型コンパクトシティ」の考え方を念頭に置き、人口規模や経済規模に見合ったまとまりのある市街地を形成し、様々な都市機能がコンパクトに集積した生活利便性の高い都市を実現していく必要があります。

一方で、本市は郊外部の住宅密集地や既成の集落地等も有しており、これらの地域での暮らしや持続的な活動を支えるための都市づくりも合わせて検討していくことが重要となります。

津市都市マスタープランは、このような社会情勢の変化に柔軟かつ的確に対応するため、機能的で質の高い都市づくりを進め、にぎわいや活力増進を図り、持続的に発展できるような都市構造を構築するために策定するものです。

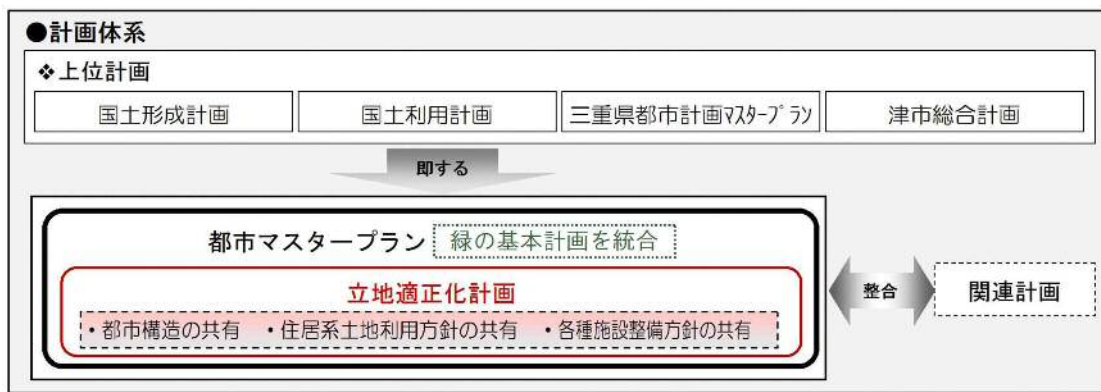
1-2 都市マスタープランとは

(1) 計画の位置付け

都市マスタープランとは、都市計画法第 18 条の 2 に基づく「市町村の都市計画に関する基本的な方針」のことであり、都市の将来像や整備方針を明確にし、行政と住民がそれらを共有しながら実現していくことを目的として策定します。

津市都市マスタープランは、上位計画である「国土形成計画」を始め、「国土利用計画」、「津市総合計画」、「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」（三重県都市計画マスタープラン）の内容に即するとともに、「津市公共施設等総合管理計画」を始めとする関連計画との整合を図ります。

また、集約型都市構造の実現に向け、拠点地域の集積性を高めていく中で、安全で快適な居住環境を維持・充実していくためには、緑の保全や創出の視点も重要な要素となります。このことから、都市マスタープランと緑の基本計画（都市緑地法第 4 条に基づく「緑化の保全及び緑化の推進に関する基本計画」）を統合することで、緑の分野と連携した一体性のある計画とします。



(2) 都市マスタープランの役割

本計画は、将来の都市像、都市構造を明らかにし、土地利用の方針、道路・公園等の都市施設の計画について全体構想、地域別構想を策定しながら、都市計画に関する基本的な方針を定めるものです。具体的には以下の 4 つの役割があります。

- ① 実現すべき具体的な都市の将来像を示します
- ② 都市の骨格形成の指針を示します
- ③ 都市づくりの個別事業等の指針を示します
- ④ 都市づくりの推進方策等を示します

(3) 計画対象区域

本計画の対象区域は津市全域とします。

都市マスタープランは都市計画に関する基本的な方針であるため、都市づくりの個別事業については都市計画区域が中心となりますが、都市計画区域に限らず、都市計画区域外のまちづくりについても示すこととします。

(4) 計画対象期間

計画期間は、平成 30 年度から平成 39 年度までとします。

計画の策定に当たっては、おおむね 20 年後の都市将来像を展望し、これを実現するための計画期間内の具体の整備の方針を設定します。また、今後の社会情勢の変化など、必要に応じて計画の見直しを行います。

1-3 計画の内容

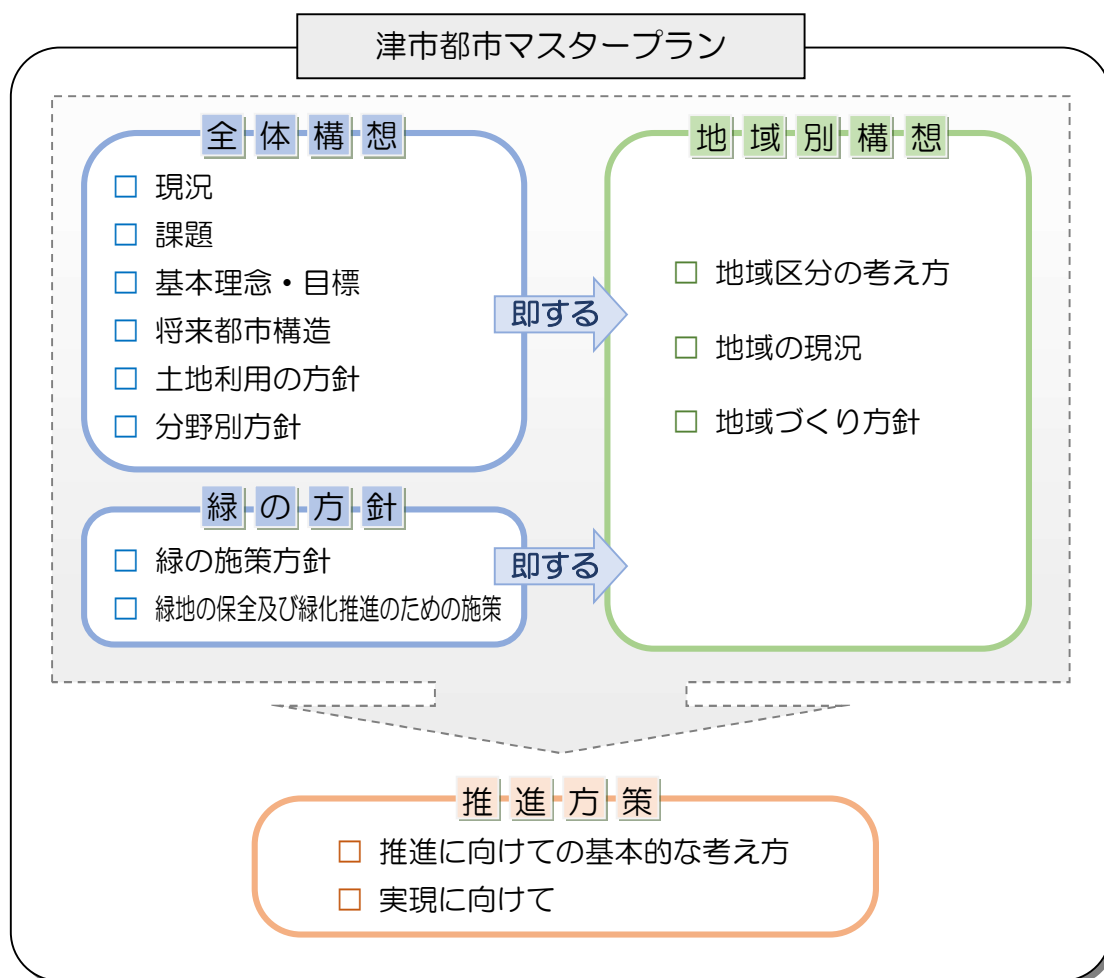
本計画の主な構成は、市域全体を対象とした「全体構想」と市域を5地域に区分した「地域別構想」、それらの構想の実現のための「推進方策」により構成します。

「全体構想」では、津市総合計画の内容を踏まえ、本市の都市づくりにおける基本理念や目標、これらを実現するための将来都市構造や土地利用の基本方針、分野別の都市づくりの方針等を示します。統合する緑の基本計画については、都市公園や自然的環境の整備に関する方針だけでなく、緑の持つ様々な機能を十分踏まえつつ、長期的な視点から緑地の保全及び緑化の推進、その実現のための施策を定め、市民・事業者・行政が一体となって取組を進めていくための「指針」としての役割を担うことから、分野別方針とは別に、「緑の施策方針、緑地の保全及び緑化推進のための施策」を構成し、方針を示します。

なお、当計画（主に第6章）を都市緑地法第4条に基づく「緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」として位置付けることとします。

「地域別構想」では、地域ごとの将来像や土地利用など、それぞれの地域の特性を活かした都市づくりを進めるための目標や方針を定めます。

「推進方策」では、各構想で示した目標や方針を実現するための体制や市民との協働の方策を示します。



■津市都市マスタープランの構成

第2章 都市の現況

1. 津市を取り巻く状況

1-1 位置と圏域

本市は、三重県の県庁所在地であり、北は鈴鹿市、亀山市、西は名張市や伊賀市、奈良県、南は松阪市と接しており、東は伊勢湾に臨み、三重県の中央部を横断するように位置しています。面積は約 711km²で、県内の市町の中で最も広い面積を有しています。

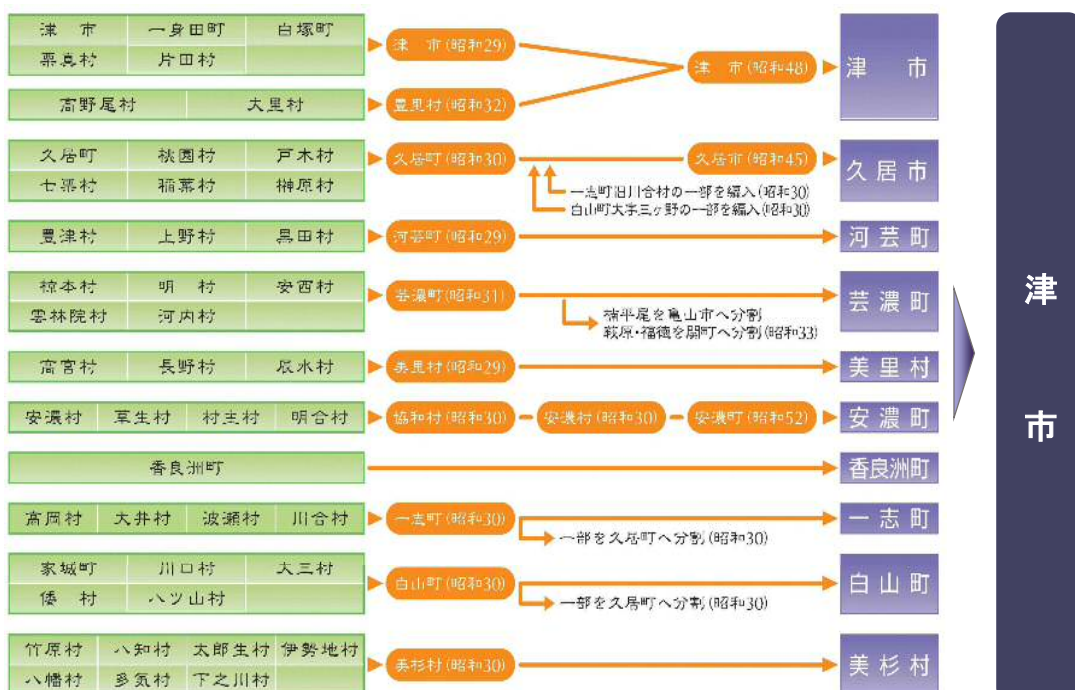


■津市の位置

1-2 津市の沿革

本市は、旧藩政時代には大部分が藤堂藩（津藩、久居藩）に属しており、旧藩政時代には 300 余りの町や村があったといわれています。

明治 21 年公布の市制町村制により、本地域は 1 市 2 町 53 村が誕生し、その後、昭和の大合併を経て 2 市 6 町 2 村となり、平成 18 年 1 月 1 日の合併により現在の津市が誕生しました。



■津市の沿革

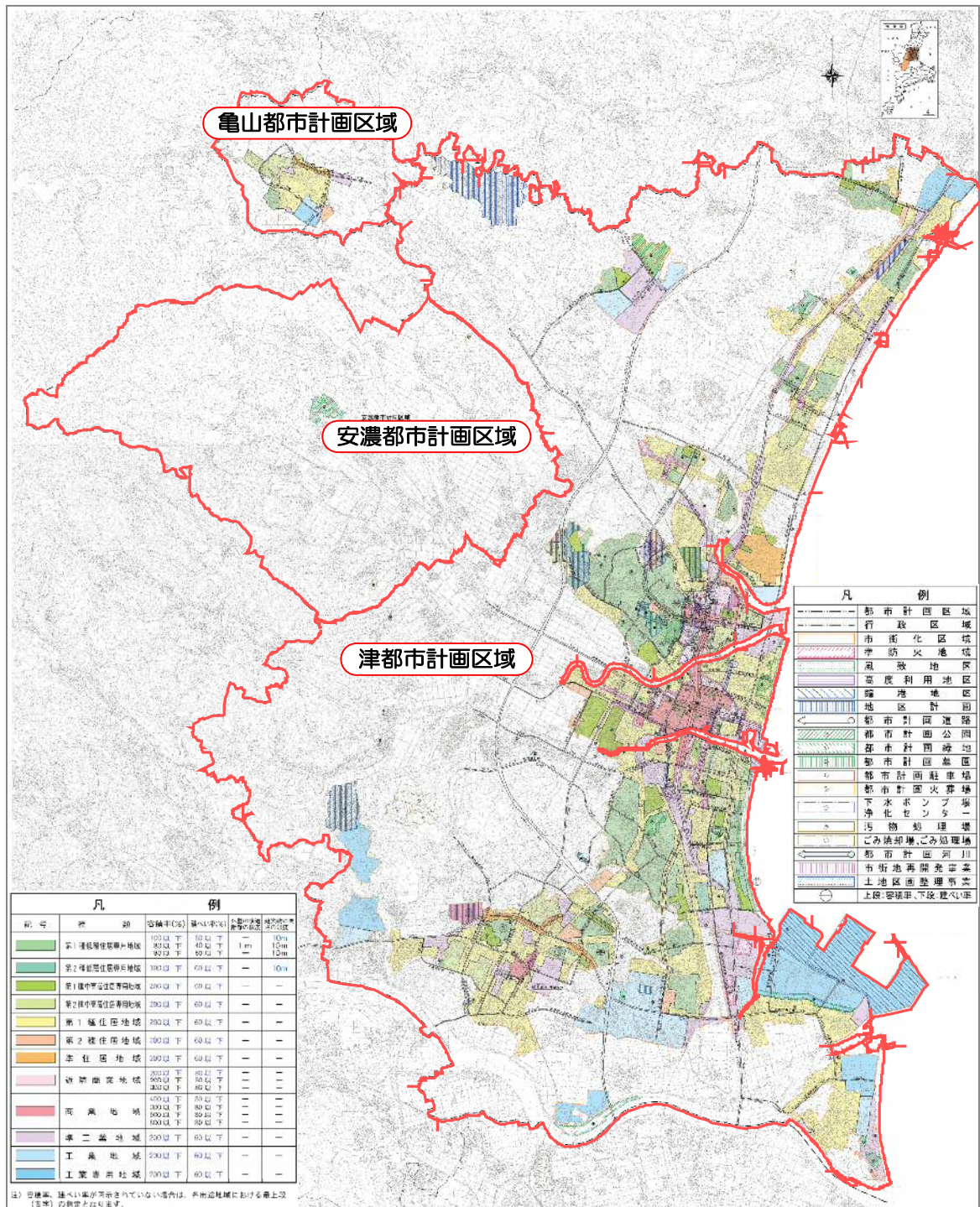
2. 土地利用規制の状況

2-1 都市計画区域

(1) 都市計画区域と区域区分（線引き）

本市の都市計画区域の状況を見ると、津都市計画区域は線引き都市計画区域、亀山都市計画区域(芸濃地域の一部)は非線引き都市計画区域(用途指定有)、安濃都市計画区域は非線引き都市計画区域(用途指定無)となっています。

津都市計画区域については、昭和 45 年に区域区分制度を導入して以来、約 50 年もの間にわたり線引きを継続しています。



資料：津市都市計画図（H28.3）

■都市計画区域の状況

3. 都市の動向

3-1 人口・世帯数

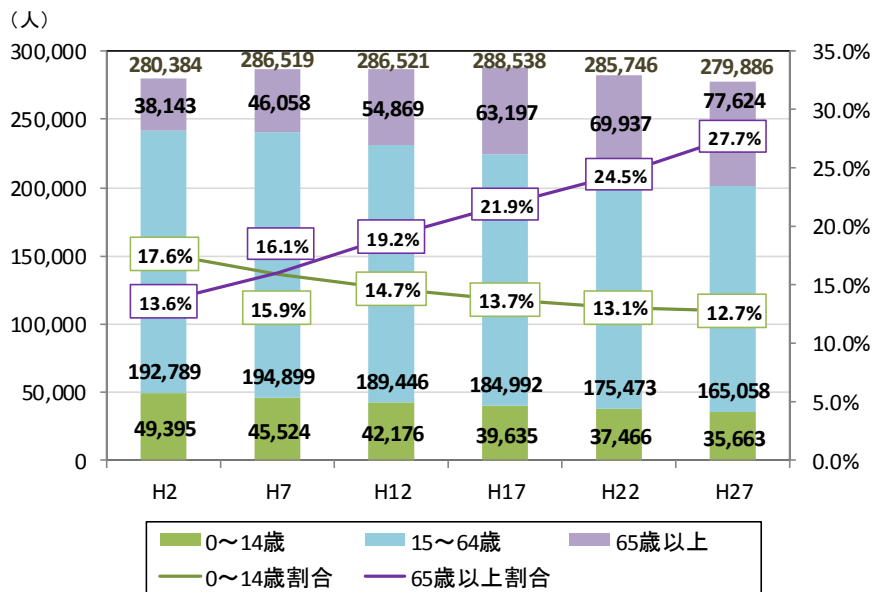
(1) 総人口・年齢別・地域別人口

国勢調査による平成2年からの総人口の推移をみると、平成17年の288,538人をピークに減少し、平成27年の津市の総人口は279,886人となっています。

年齢3区分別人口をみると、15歳未満の年少人口は年々減少し、平成27年には35,663人（12.7%）となっています。

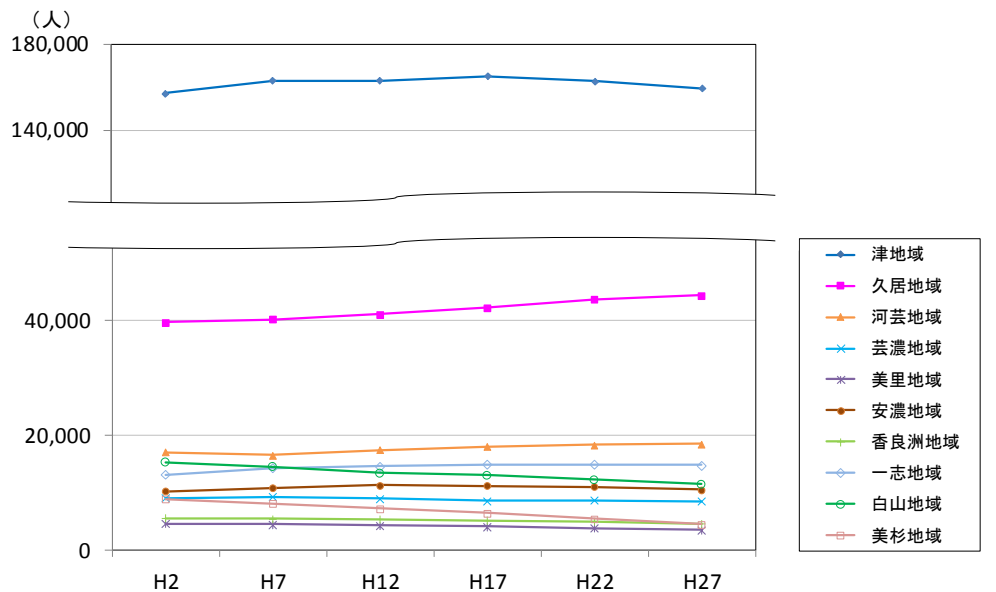
一方、65歳以上の高齢人口は年々増加し、平成27年には77,624人（27.7%）となっています。

地域別にみると、久居地域、河芸地域では増加していますが、その他の地域では減少しています。



※総人口の数値は「年齢不詳」を含むため、各年齢層の合計値とは一致しない
資料：国勢調査（H2～H27）

■年齢3区分別人口推移



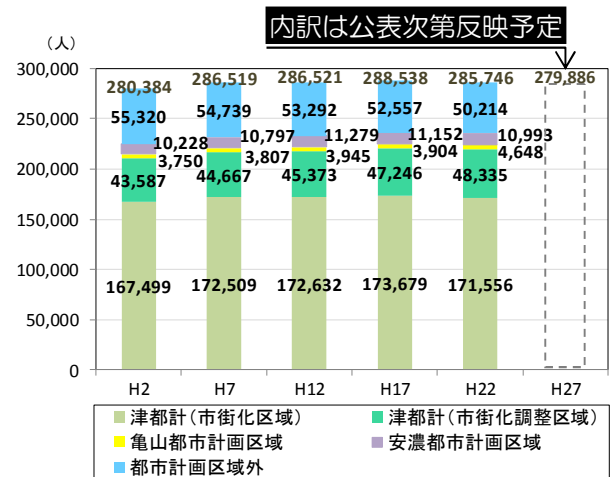
資料：国勢調査（H2～H27）

■地域別人口の推移

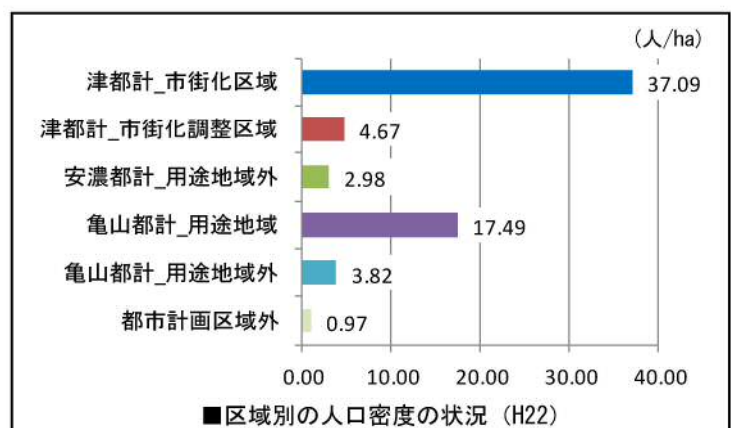
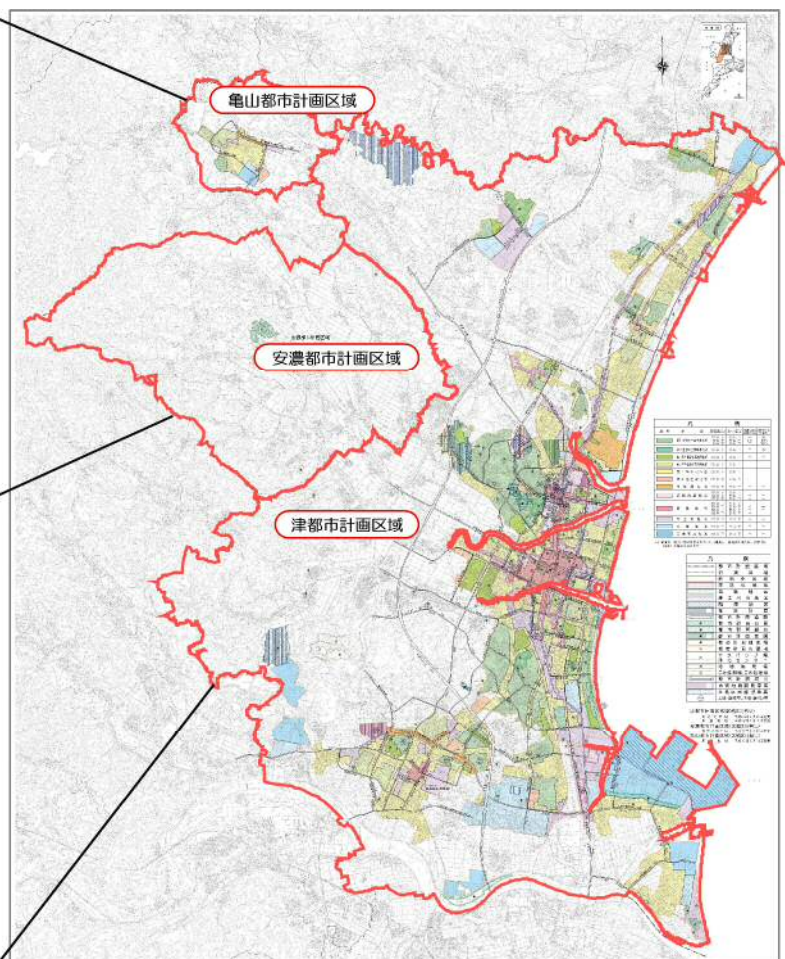
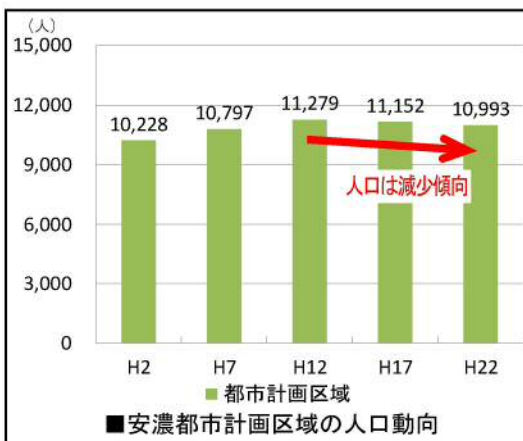
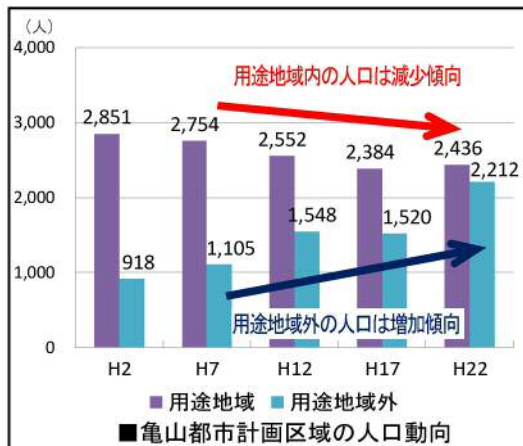
(2) 区域別人口

国勢調査による都市計画区域内の人口は、平成17年をピークにその後は減少しています。

区域別にみると、亀山都市計画区域では増加していますが、その他の区域では減少しています。



各グラフのH27 データは公表次第反映予定



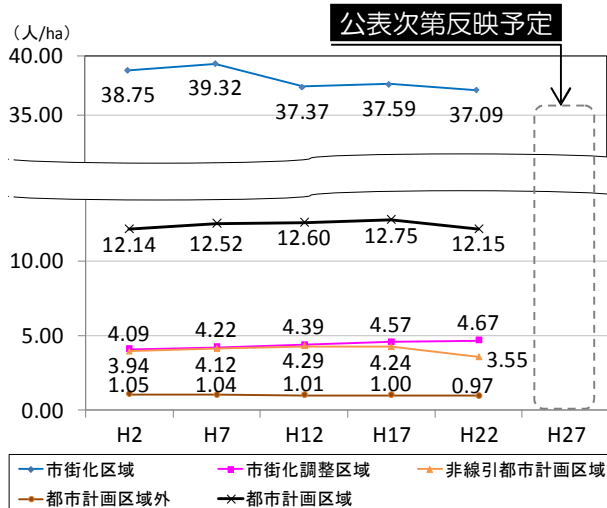
資料：都市計画基礎調査 (H24)

(3) 人口密度

平成 22 年の都市計画区域の人口密度は、12.15 人/ha で平成 17 年と比べ 0.60 人/ha の減少しています。

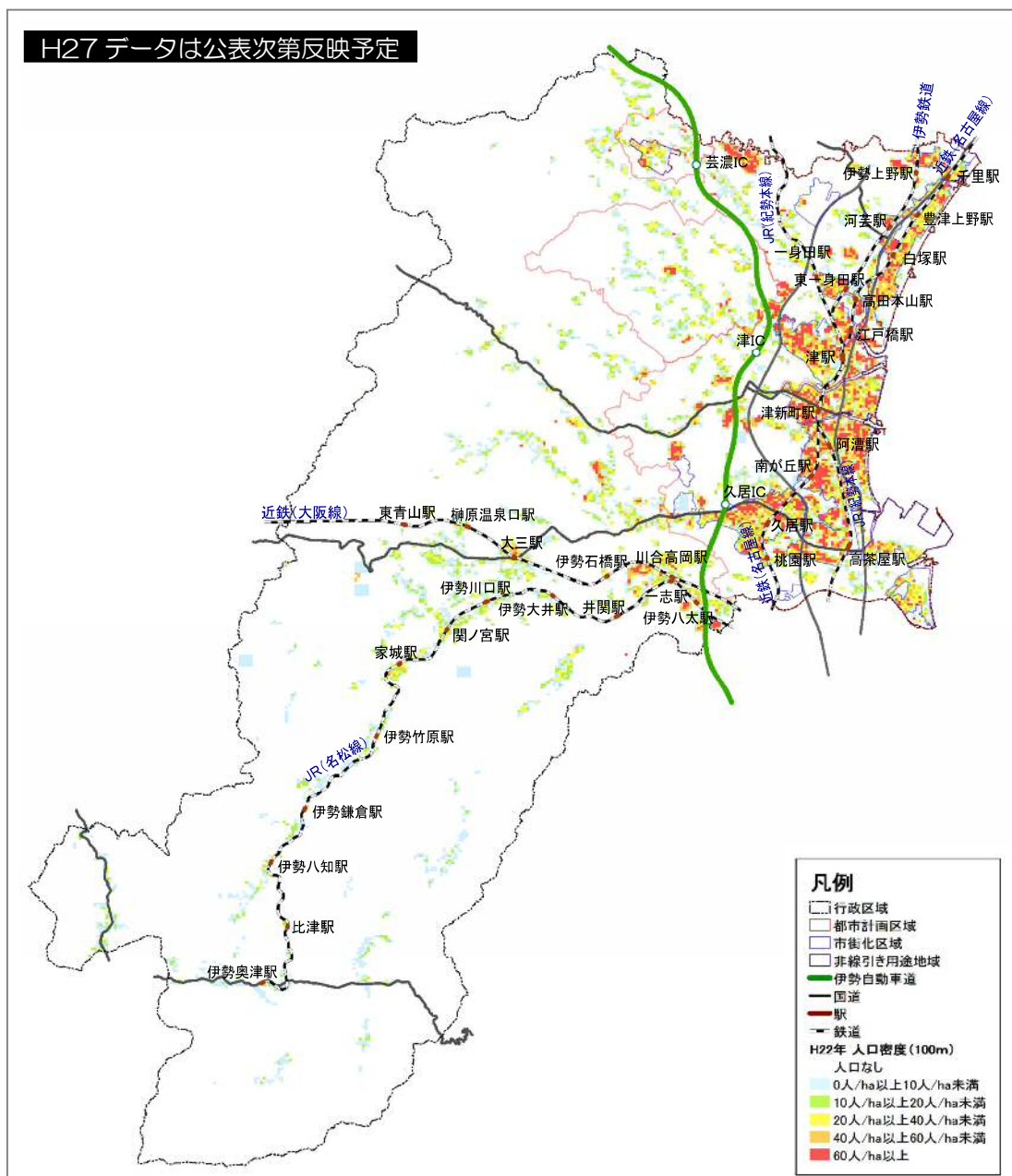
区域区分別にみると、市街化区域の人口密度は平成 7 年までは増加していましたが、平成 22 年では 37.09 人/ha と平成 17 年と比べ、0.5 人/ha 減少しています。非線引き都市計画区域でも平成 12 年をピークに減少が続いています。

一方で、市街化調整区域では増加が続いています。



資料：都市計画基礎調査 (H24)

■人口密度の推移



資料：国勢調査 (H22)

■人口密度の状況

(4) 世帯数

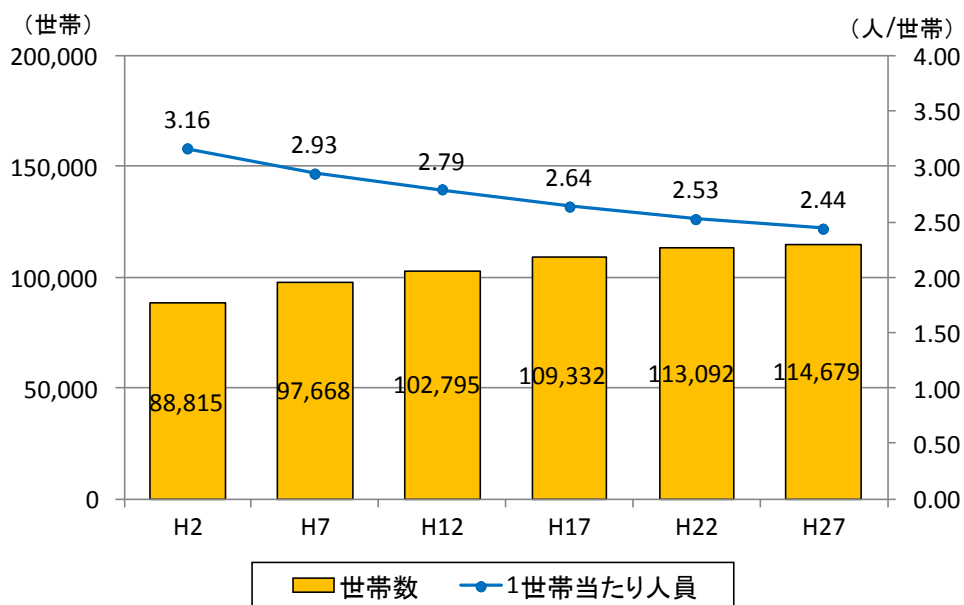
国勢調査による平成27年の津市の総世帯数は114,679世帯で、平成22年と比べ増加しています。

地域別にみると、久居地域、河芸地域、芸濃地域では、高い伸びを示していますが、美杉地域では減少が続いています。

■地域別世帯推移

単位：世帯

	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
津市	88,815	97,668	102,795	109,332	113,092	114,679
津地域	53,942	59,900	62,302	66,338	67,988	68,375
久居地域	11,993	13,163	14,230	15,487	16,771	17,598
河芸地域	4,753	5,096	5,803	6,383	6,779	7,183
芸濃地域	2,445	2,497	2,572	2,728	3,026	3,121
美里地域	1,171	1,227	1,239	1,257	1,264	1,237
安濃地域	2,611	2,985	3,357	3,475	3,727	3,793
香良洲地域	1,512	1,577	1,722	1,734	1,693	1,670
一志地域	3,696	4,431	4,789	5,175	5,364	5,516
白山地域	3,884	4,018	4,147	4,226	4,198	4,136
美杉地域	2,808	2,774	2,634	2,529	2,282	2,050



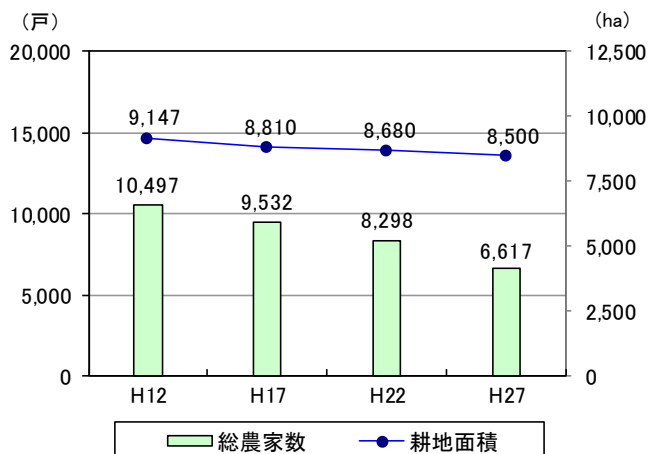
資料：国勢調査（H2～H27）

■世帯数・世帯人員の推移

3-2 産業構造

(1) 農業

平成 27 年の津市の総農家数は 6,617 戸、耕地面積は 8,500 ha となっており、総農家数、耕地面積ともに減少しています。



資料：農林業センサス（H12～H27）

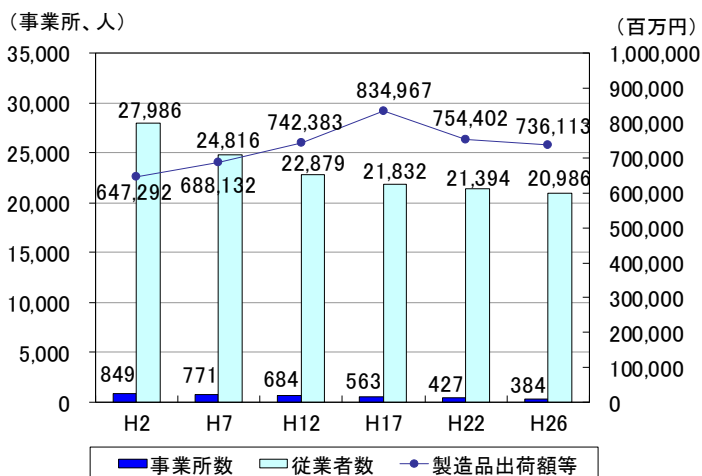
■農家数、耕地面積の推移

(2) 工業

平成 26 年の津市の従業者数は 20,986 人、製造品出荷額等は 7,361 億円となっています。

製造品出荷額等は平成 17 年がピークになっています。

事業所数、従業者数は減少が続いてますが、1 事業所当たりの出荷額は増加しています。



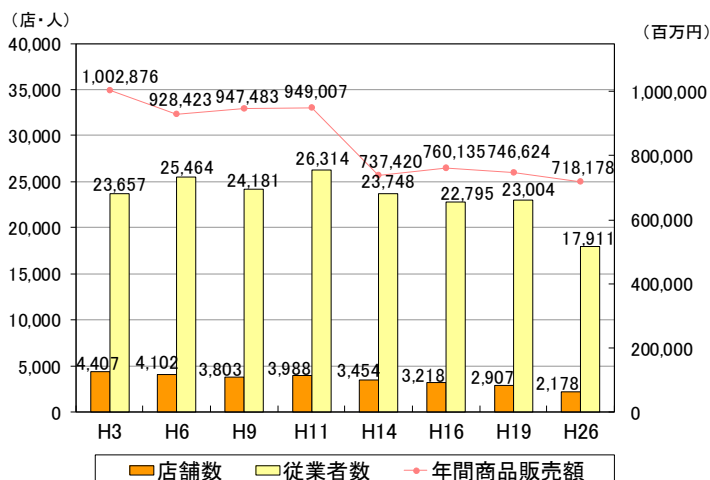
資料：工業統計調査（H2～H26）

■製造品出荷額等、従業者数の推移

(3) 商業

平成 26 年の津市の店舗数は 2,178 店で、減少が続いています。

年間商品販売額は平成 11 年までは横ばいの傾向になっていましたが、平成 11 年から平成 14 年で大幅に減少し、以降は横ばいの傾向が続いています。平成 26 年の年間商品販売額は 7,181 億円となっています。



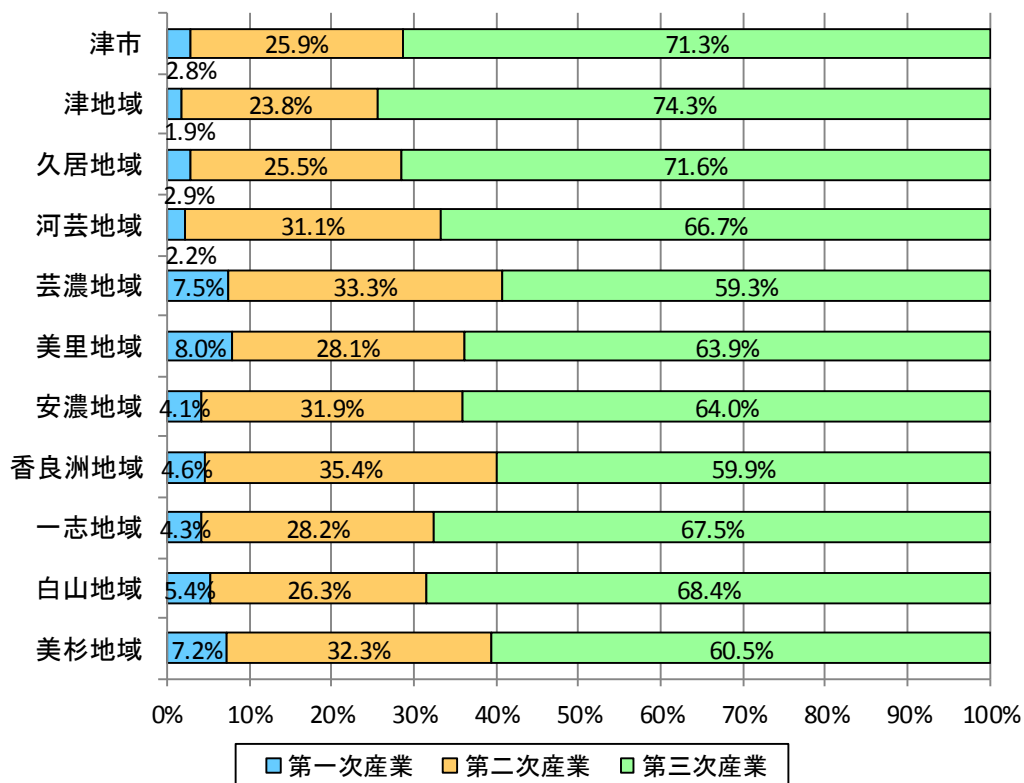
※平成 26 年調査は、平成 19 年調査までと調査対象が異なることから、同一調査として経年的な比較はできない

資料：商業統計調査（H3～H26）

■店舗数、従業者数、年間商品販売額の推移

(4) 産業別就業者数

平成 22 年の産業別就業者人口は、津市全体としては、第三次産業が 71.3%と最も多くなっていますが、地域によって、産業別就業者数の割合に違いがみられます。津地域、久居地域では第 3 次産業の割合が高く、芸濃地域、美里地域、美杉地域では他地域と比較して第 1 次産業の割合が高くなっています。

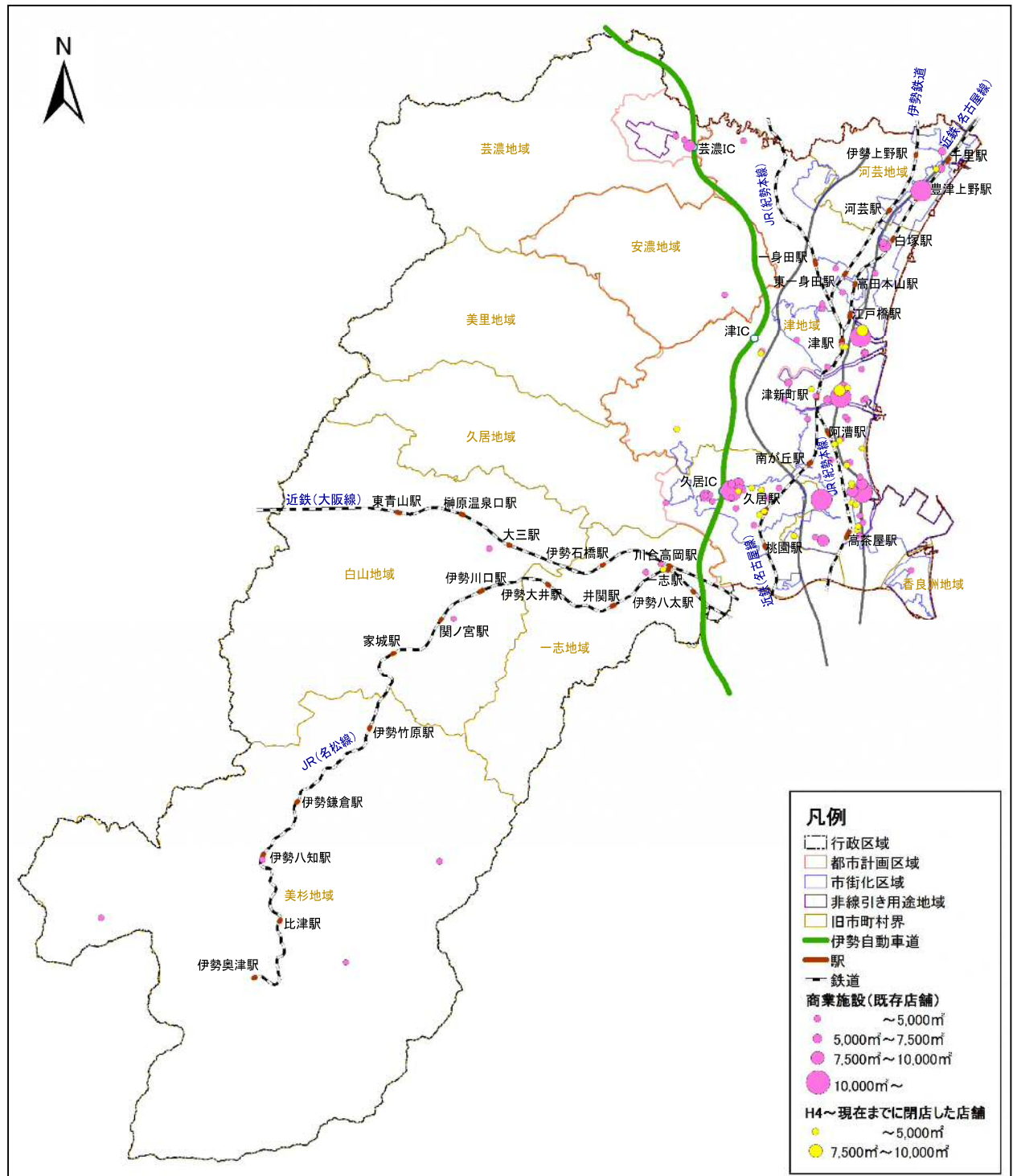


資料：国勢調査（H22）

■ 産業別就業者数の人口構成

(5) 大型小売店等の立地状況

平成28年全国大型小売店総覧等による専門店、総合スーパー等の店舗立地状況をみると、一部亀山都市計画区域内に立地しているものの、その多くが津都市計画区域を中心立地しています。また、10,000㎡以上の大型店については、津都市計画区域においても国道等の幹線道路沿線に多く立地しています。



資料：全国大型小売店総覧（H28）及びスーパーマーケット総覧（H26）

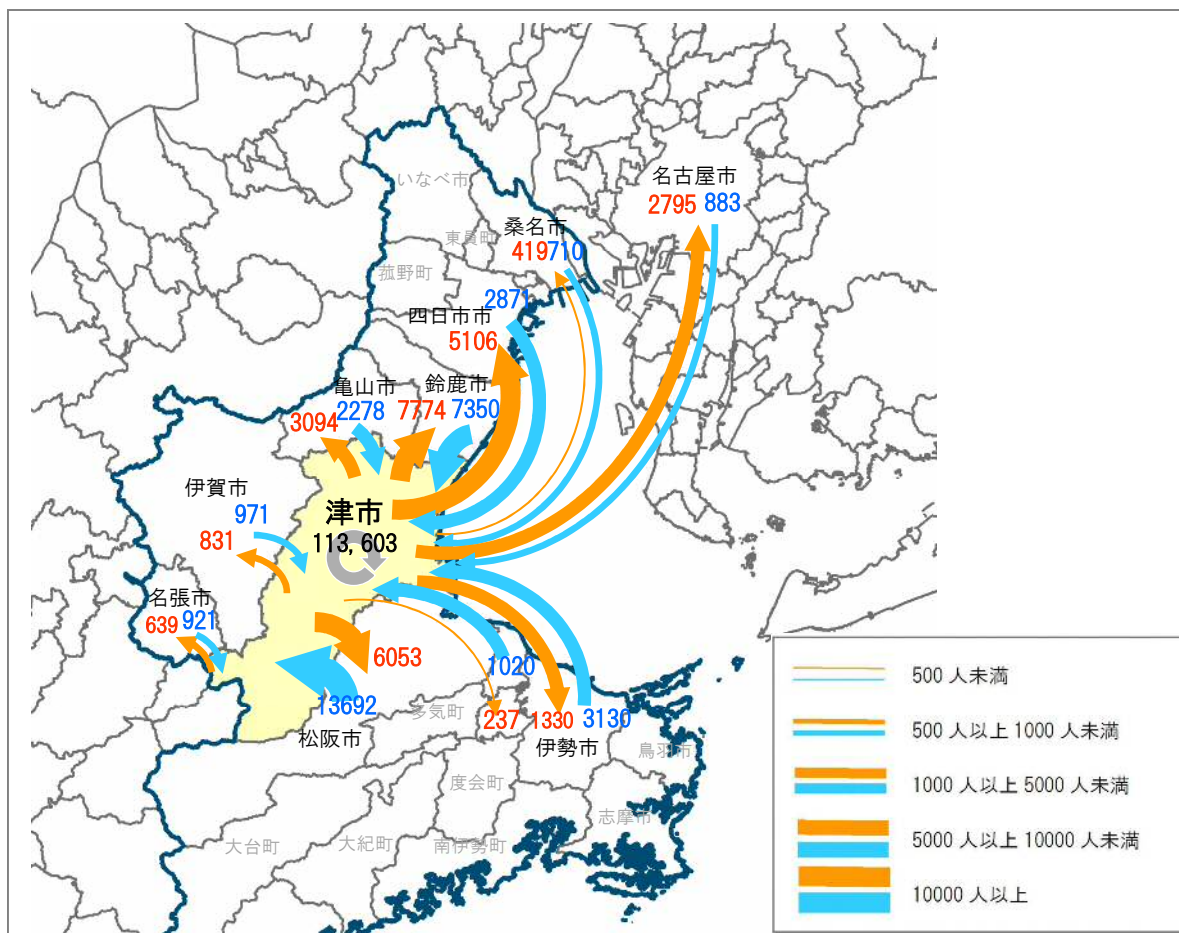
■大型小売店等の立地状況

3-3 日常生活の動向

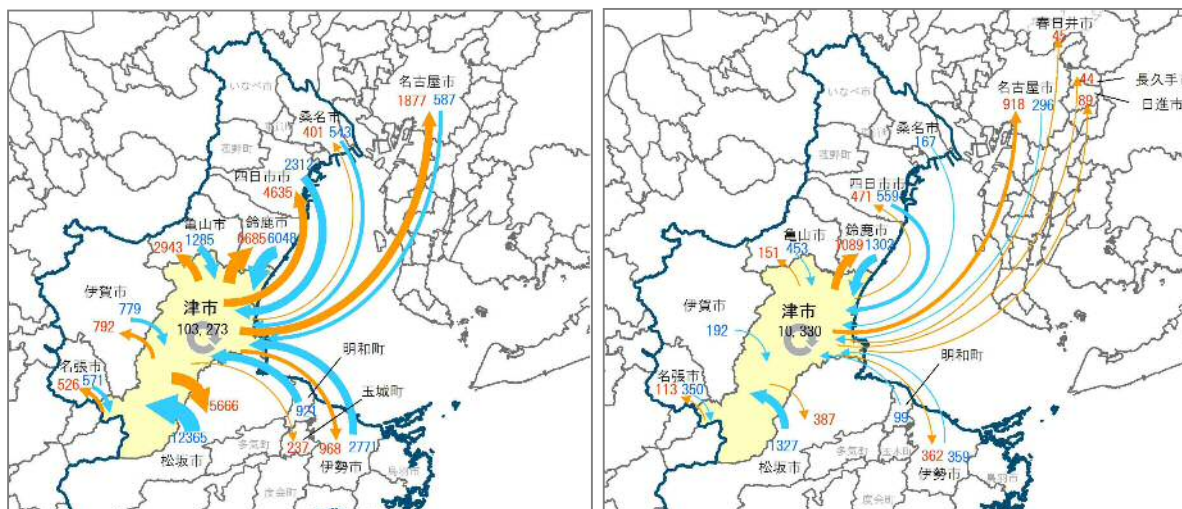
(1) 通勤・通学動向

津市の地域内外での通勤・通学における流動総数を見ると、地域内での動きが流出・流入とも8割近くを占め、市内での移動が主となっています。一方、地域外への流出は鈴鹿市、地域外からの流入は松阪市が最も多くなっており、地域間の流動については隣接自治体とのつながりが強くなっています。

通勤・通学別に見ると、おおむね似た傾向がみられるものの、松阪市からの流入（通勤38%、通学21%）や名古屋市への流出（通勤7%、通学21%）等において差がみられます。



■通勤・通学動向



■通勤動向

■通学動向

資料：国勢調査（H22）

(2) 地域間の移動実態 (H26 市民アンケート調査)

① 買い物の交通流動

「買い物」が目的の交通流動を見ると、地域内での流動が多く、他地域に行く場合でも、隣接地域へ行く傾向がみられます。「美杉地域」については、名張方面への流動が高くなっています。

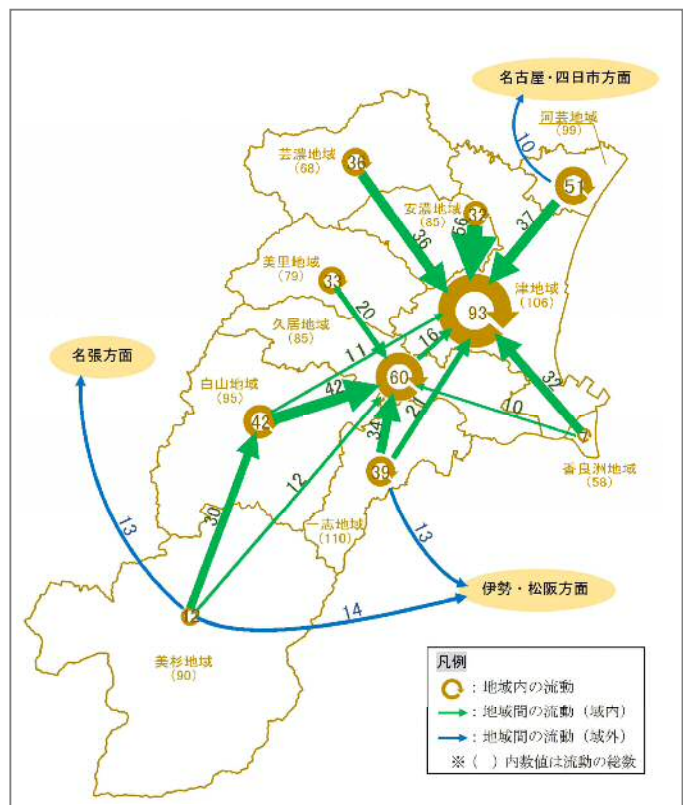


資料：津市地域公共交通網形成計画（H26）

■ 買い物の交通流動状況

② 通院の交通流動

「通院」が目的の交通流動を見ると、総合病院のある「津地域」や「久居地域」への流動が多くなっています。また、「美杉地域」は、他地域と比較して、名張方面や伊勢・松阪方面など、市外への流動もみられます。



資料：津市地域公共交通網形成計画（H26）

■ 通院の交通流動状況

3-4 土地利用の動向

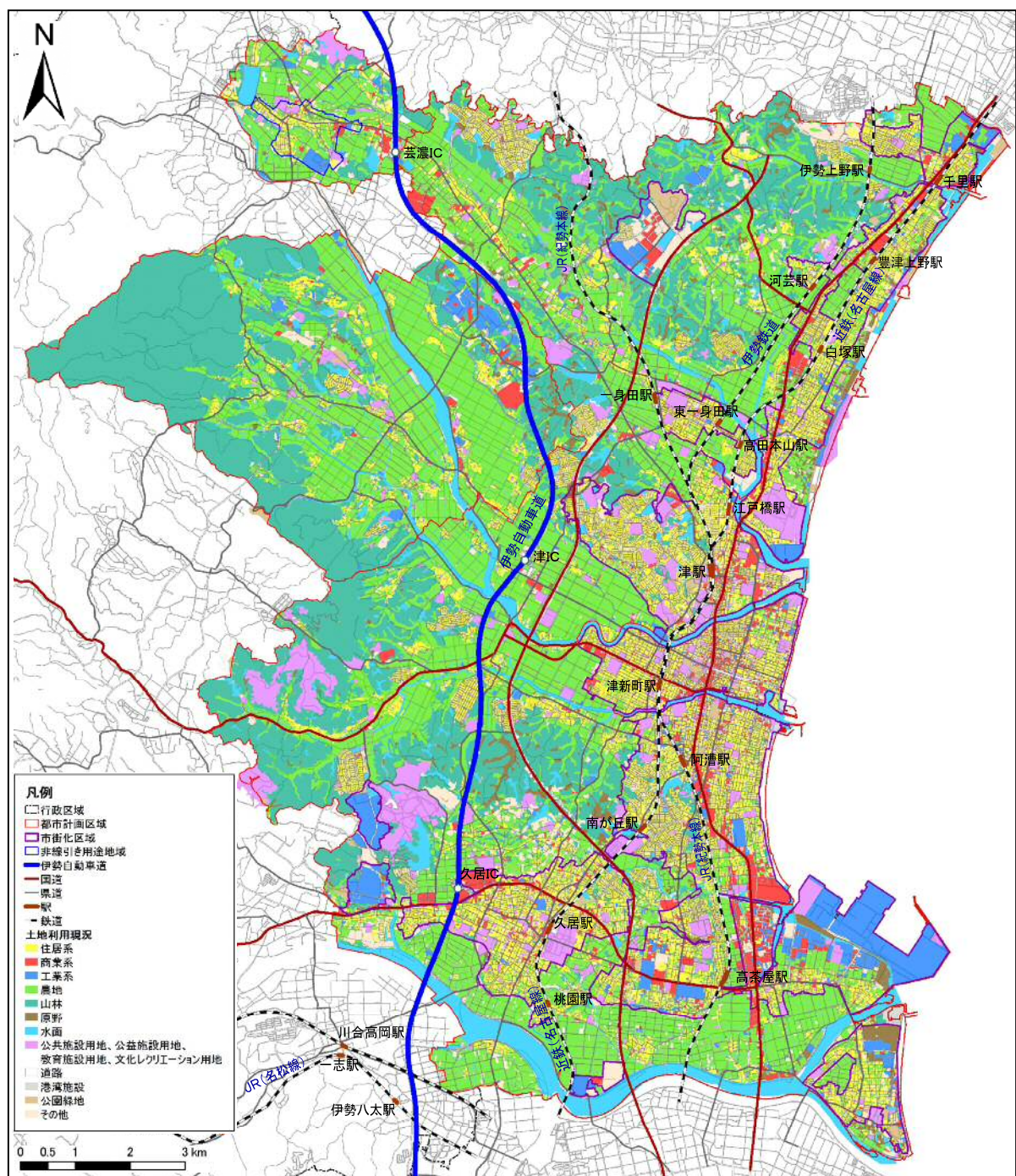
(1) 地目別土地利用の動向

平成 24 年における都市計画区域別の土地利用状況は、宅地面積が 3,792.2ha、非宅地面積が 15,586.7ha であり、80%以上が非宅地面積となっています。

■都市計画区域別の土地利用状況

	宅地面積 (ha)					非宅地面積 (ha)					合計	
	住居系	商業系	工業系	小計		農地	山林・原野	その他	小計			
	面積 (ha)	面積 (ha)	面積 (ha)	面積 (ha)	割合 (%)	面積 (ha)	面積 (ha)	面積 (ha)	面積 (ha)	割合 (%)	面積 (ha)	割合 (%)
津都市計画区域	2,231.9	541.4	576.6	3,349.9	22.4	4,266.5	2,766.3	4,584.3	11,617.1	77.6	14,967.0	100.0
安濃都市計画区域	203.3	41.0	82.5	326.8	8.8	1,219.8	1,562.7	583.7	3,366.2	91.1	3,693.0	100.0
亀山都市計画区域	70.1	20.0	25.4	115.5	16.1	295.5	85.8	222.1	603.4	83.9	718.9	100.0
合計	2,505.3	602.4	684.5	3,792.2	19.6	5,781.8	4,414.8	5,390.1	15,586.7	80.4	19,378.9	100.0

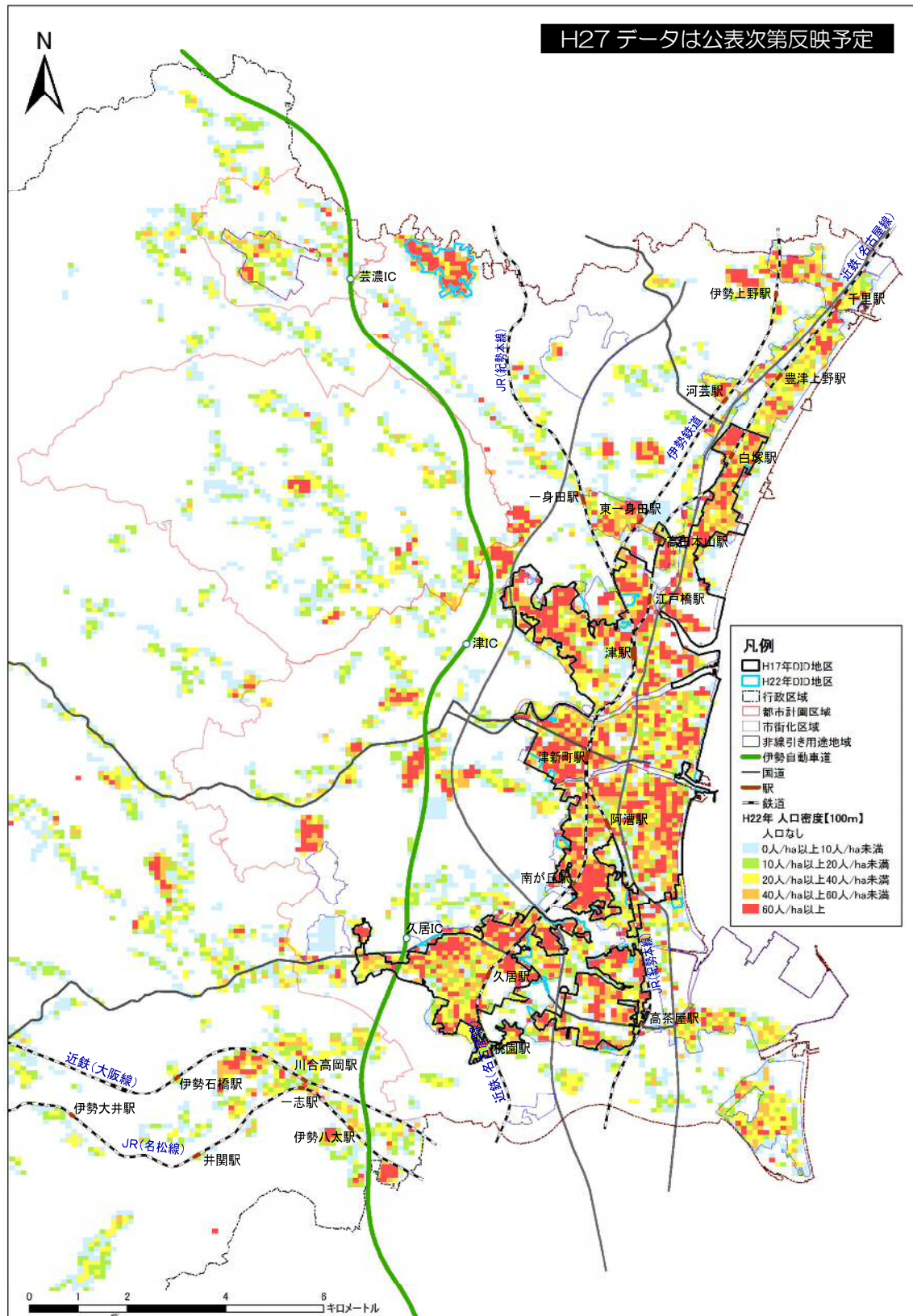
資料：都市計画基礎調査（H24）



■土地利用の状況

(2) DID (人口集中地区) の変化

平成 17 年時点では鉄道沿線地区を中心に DID が存在し、平成 22 年には一部の地域で DID の拡大、縮小がみられます。



資料：国勢調査 (H22)

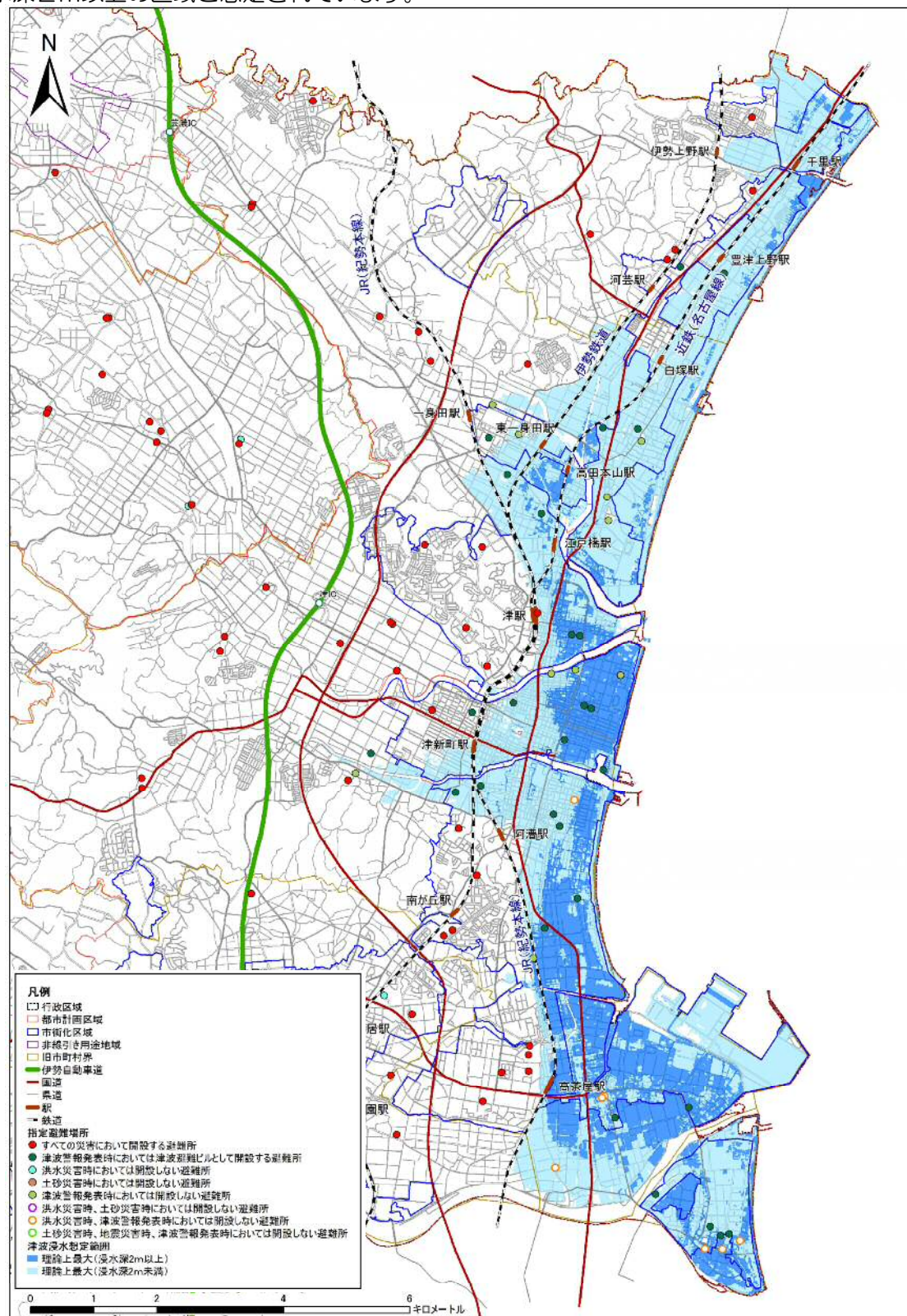
■ DIDと人口密度の状況

3-5 防災関連の状況

(1) 津波浸水想定状況

① 理論上最大クラスの津波浸水想定状況

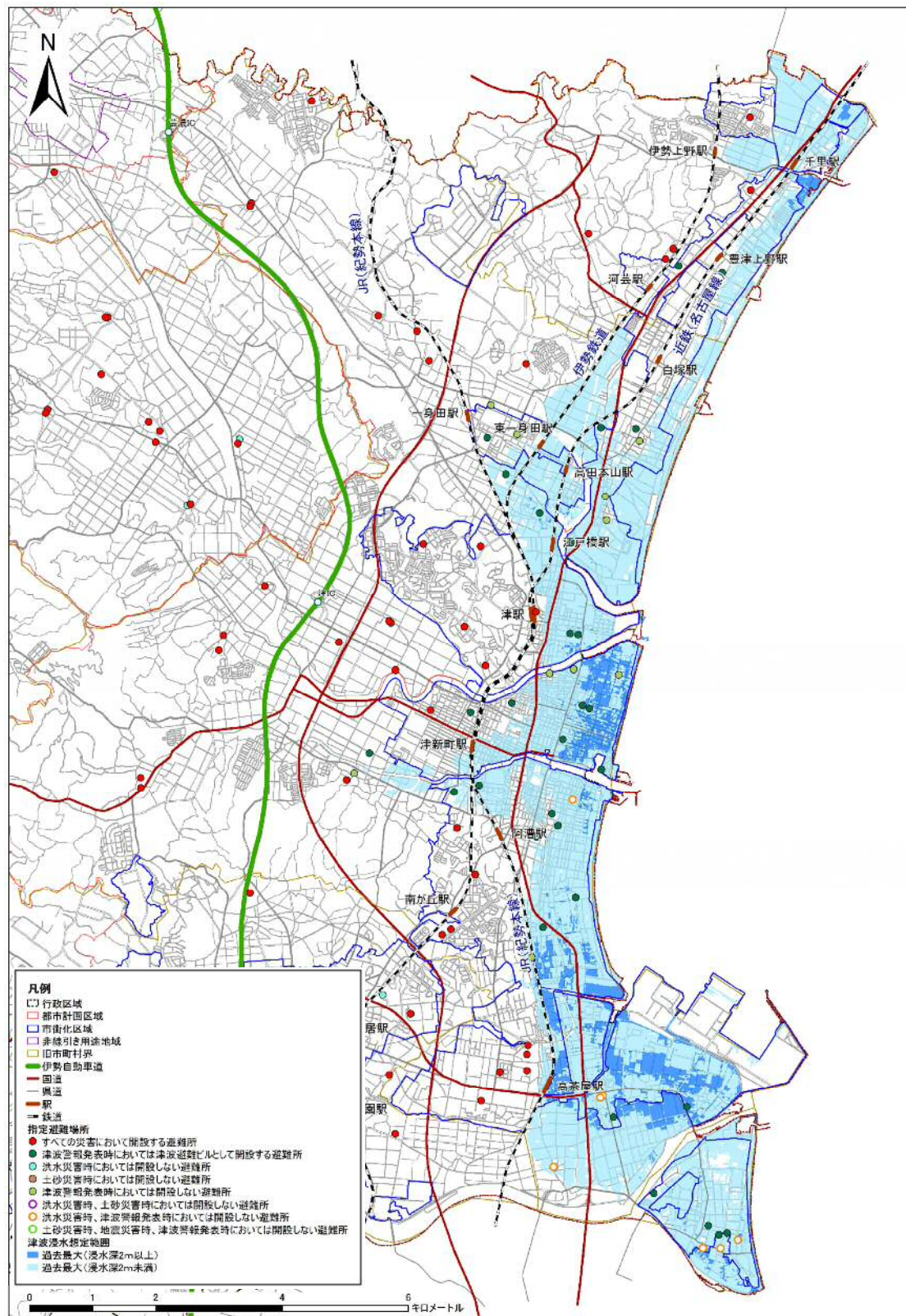
南海トラフを震源とする理論上最大クラスの地震で堤防が破壊された場合を想定した浸水区域は、市内の沿岸部を南北に伸びており、橋北地区から雲出地区にかけての沿岸部の多くが浸水深2m以上の区域と想定されています。



資料：三重県地震被害想定調査結果（H26.3）に基づき津市が作成
 ■津波浸水想定状況（理論上最大）

②過去最大クラスの津波浸水想定状況

南海トラフを震源とする過去最大クラスの地震で堤防が破壊された場合を想定した浸水区域は、市内の沿岸部を南北に伸びており、橋内地区の県道上浜高茶屋久居線東側、藤水地区・高茶屋地区のＪＲ紀勢本線東側、雲出地区などにおいて、浸水深２ｍ以上の区域と想定されています。

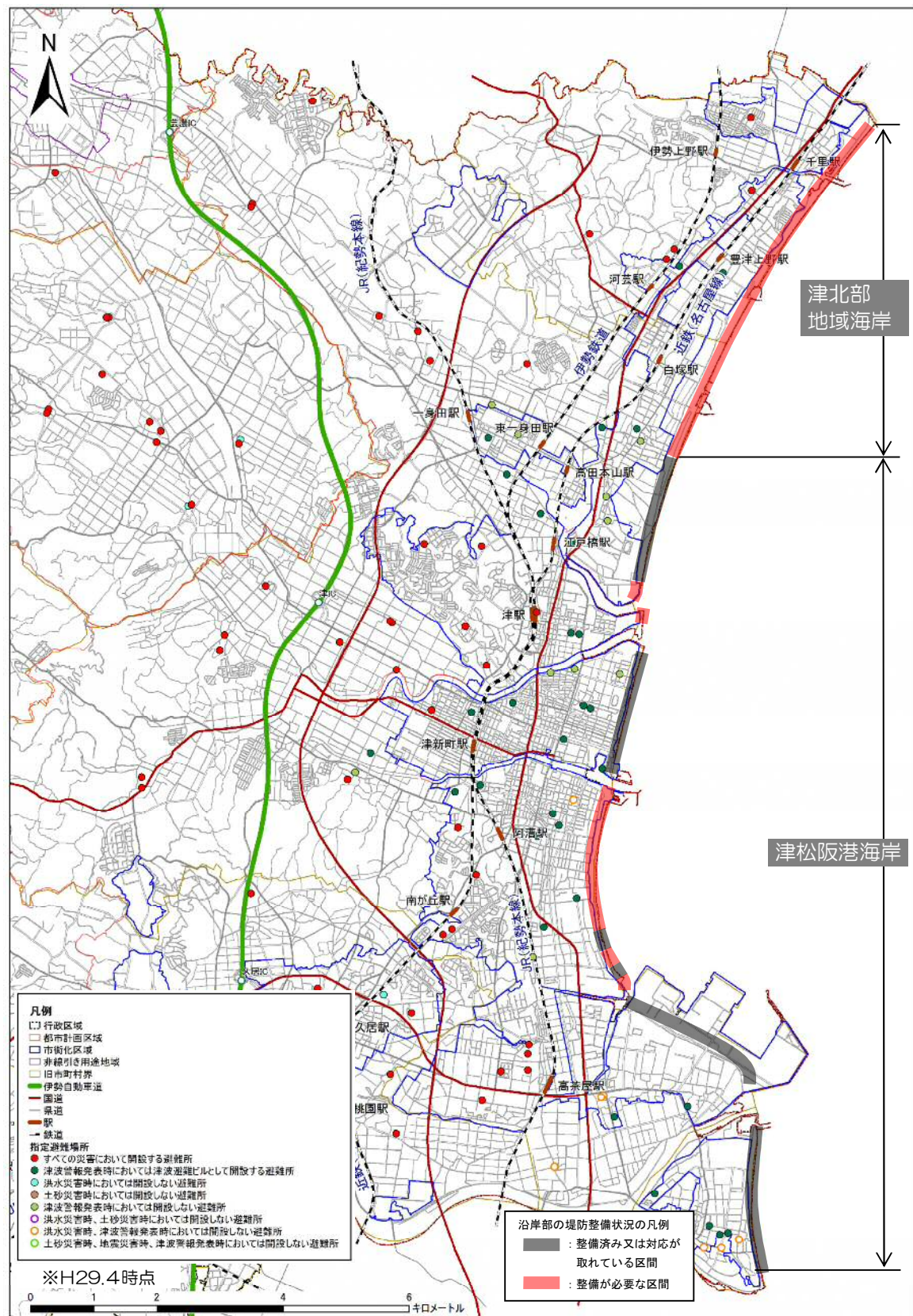


資料：三重県地震被害想定調査結果（H26.3）に基づき津市が作成

■津波浸水想定状況（過去最大）

(2) 沿岸部の堤防整備状況

津波による浸水被害が想定されている沿岸部では、津北部地域海岸及び津松阪港海岸において堤防整備が予定されており、津松阪港海岸の一部区間において整備が完了しています。



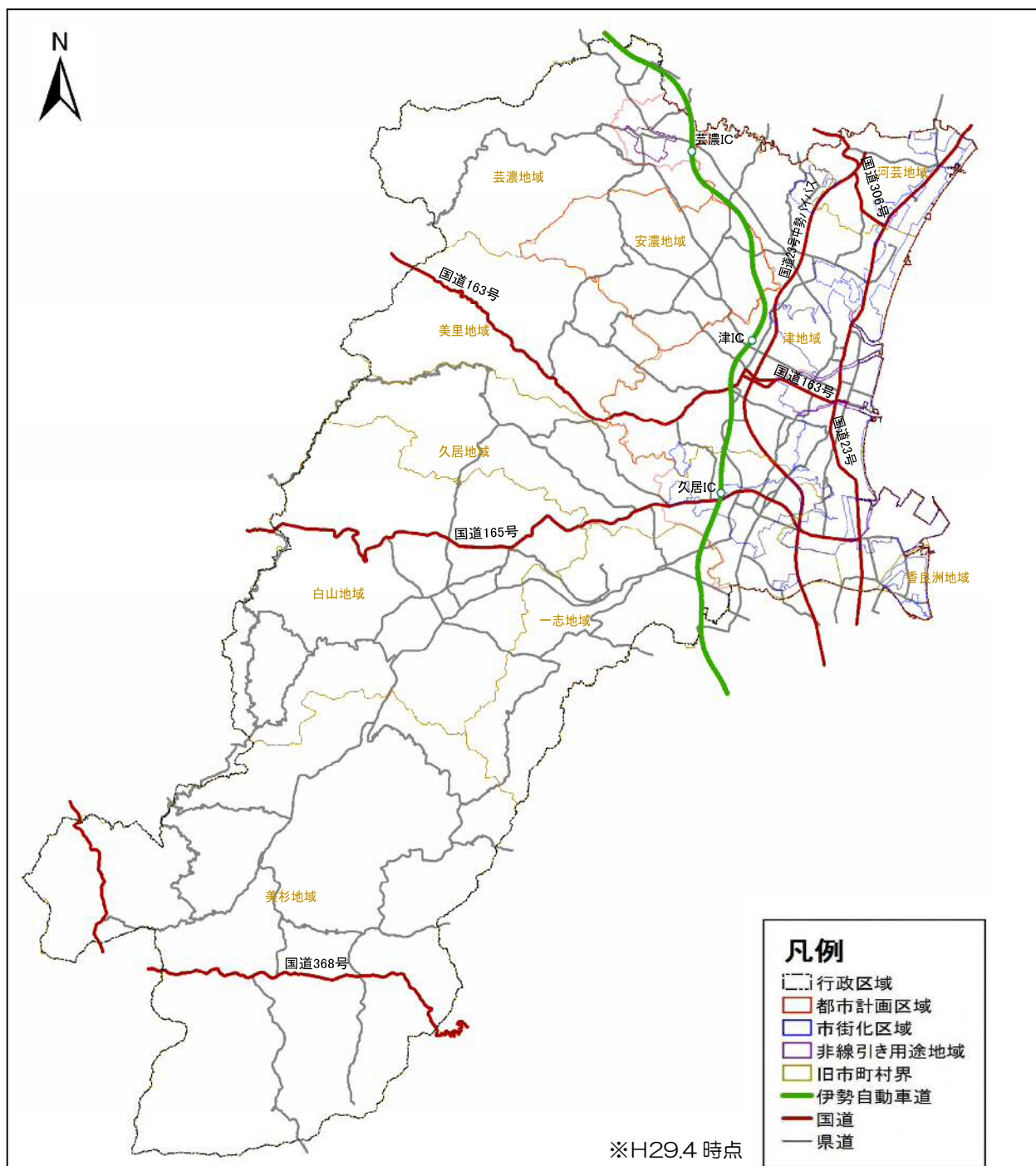
■沿岸部の堤防整備状況

4. 主要な都市施設等の状況

4-1 道路網

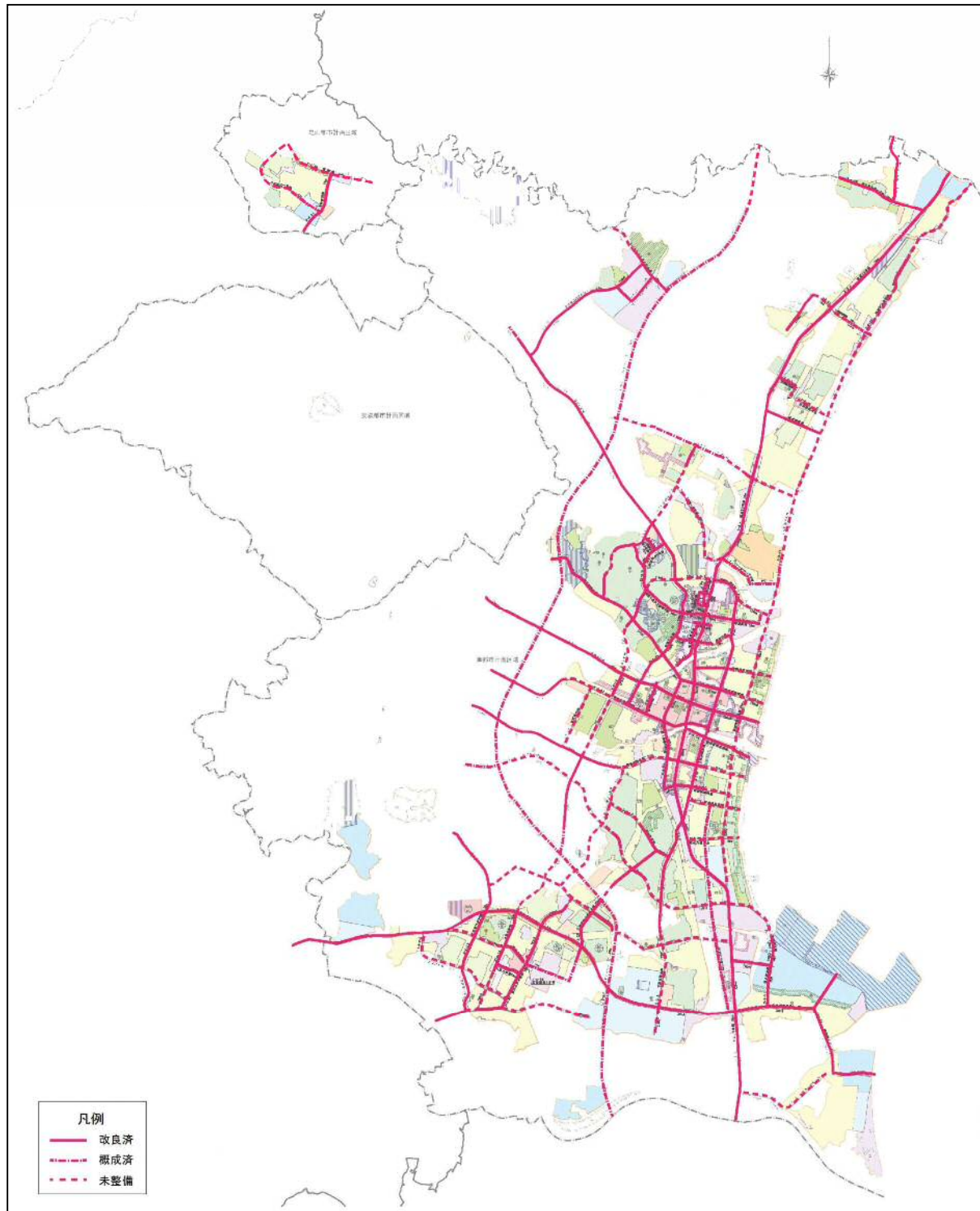
(1) 国道等

市内の主要道路は、津地域を中心に南北方向に伊勢自動車道、国道23号、国道23号中勢バイパス、国道306号が配置され、東西方向に、国道163号、国道165号、国道368号が配置されており、一般国道を主体とした道路網が形成されていますが、各地域の市街地をつなぐ道路や各地域間を連絡する道路は必ずしも十分に整備されているとはいえない状況も見受けられます。



(2) 都市計画道路

津都市計画区域及び亀山都市計画区域（芸濃地域の一部）における都市計画道路は、平成 29 年 3 月現在、64 路線、計画延長約 206,500m です。このうち、改良済み延長は 109,270m であり、整備率は 52.92%となっています。



※改良済：都市計画道路の計画幅員のとおり整備されている整備済の区間

概成済：都市計画道路の計画幅員は満たさないものの、同程度の機能（計画幅員の 2/3 程度）を満たす現道がある区間

未整備：都市計画道路の整備が行われていない区間

※H29.4時点

■都市計画道路の整備状況

4-2 公共交通網

(1) 鉄道

市内の鉄道網は、近鉄名古屋線と JR 紀勢本線が南北方向に運行しています。また、伊勢鉄道が津地域や河芸地域を通っているほか、近鉄大阪線や JR 名松線が白山地域、美杉地域などの山間地域と伊勢湾沿いの市街地を結んでいますが、香良洲地域、芸濃地域、安濃地域及び美里地域には鉄道は通っていない状況となっています。

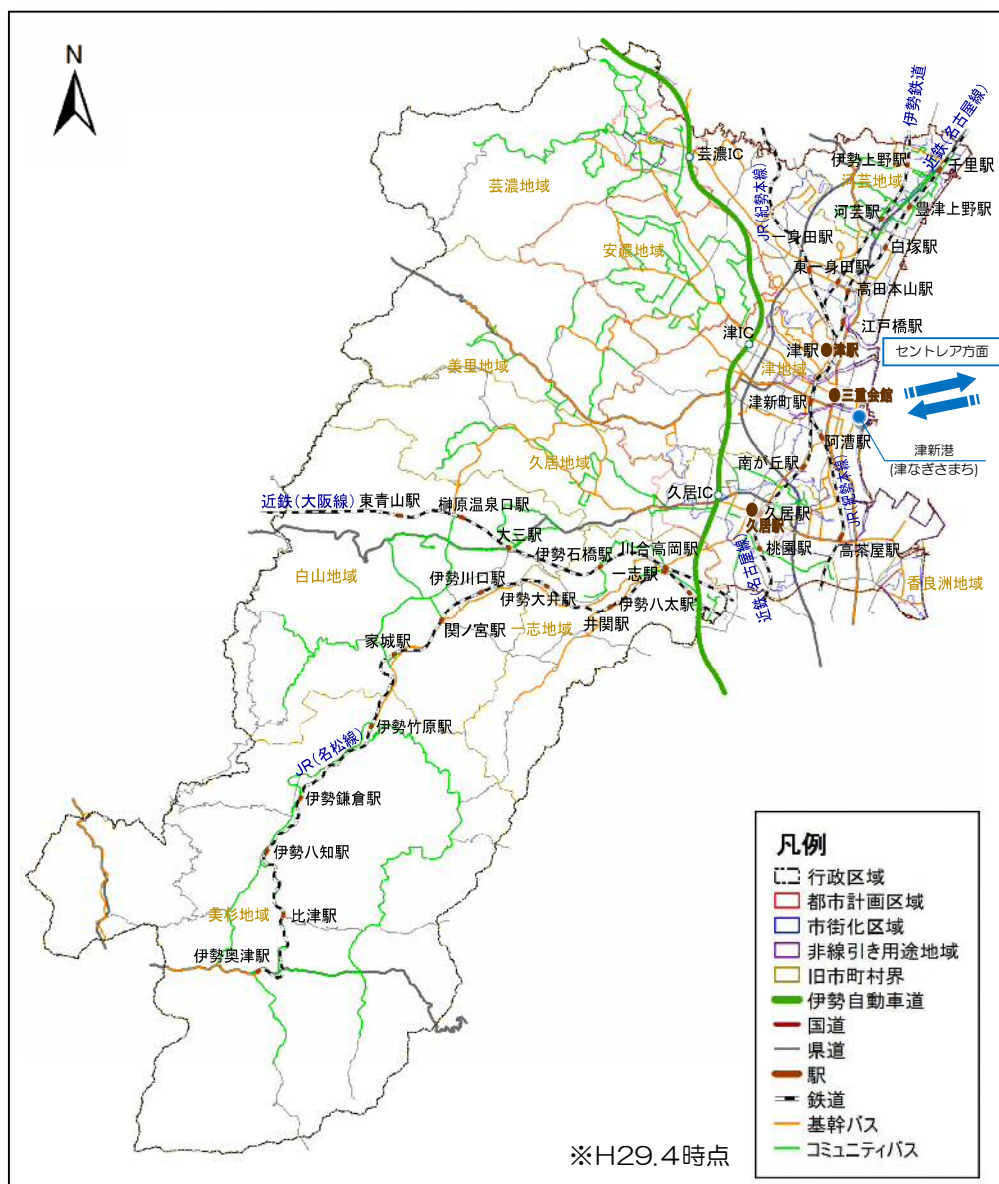
(2) 主要なバス路線

市内の営業バス路線は、津駅、久居駅、三重会館を主なターミナルとして形成されています。営業路線バスの運行状況からみると、津都市計画区域内での運行が主となっているほか、都市計画区域外の一志地域において運行しています。

また、都市計画区域の芸濃地域、安濃地域、都市計画区域外の地域においては、主にコミュニティバスが区域内を網羅的に運行しています。

(3) 航路

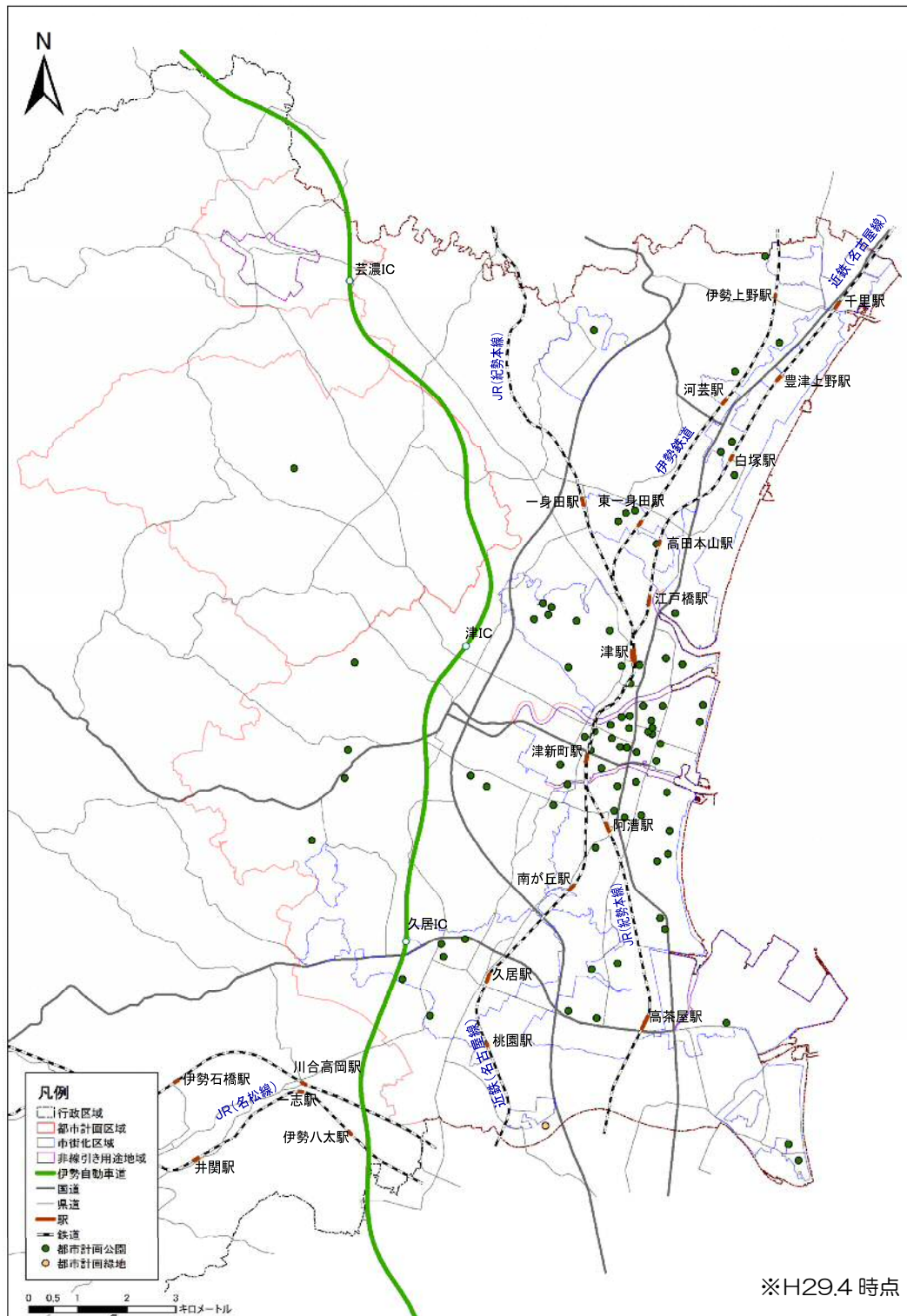
平成 17 年 2 月より、津なぎさまち（津新港）～中部国際空港（セントレア）間を約 45 分で結ぶ中部国際空港への海上アクセス（津エアポートライン）を開通し、平成 29 年 4 月現在では 1 日に 15 往復運航しています。



■鉄道、バス、航路の状況

4-3 都市計画公園・緑地

都市計画公園は、総合公園4箇所（約70.8ha）、地区公園5箇所（約28.7ha）、近隣公園11箇所（約14.3ha）、街区公園60箇所（約11.65ha）で都市計画決定されており、現在、98.09haが開設されています。また、都市計画緑地は2箇所（約37.0ha）で都市計画決定されており、現在、1箇所（14.0ha）が開設されています。



■都市計画公園・緑地の分布状況

第 3 章 都市づくりの課題

1. 都市づくりに向けて捉えるべき動向

1-1 現況調査からの捉えるべき動向

本市の現況調査から、都市づくりに向けて捉えるべき特性を次のように整理します。

■統計データから見た津市の特性

項 目	捉えるべき特性（問題点等）
①人口等の動向の特性	■国勢調査による本市の総人口は、平成 27 年に 279,886 人で、平成 17 年の 288,538 人をピークに減少 ■年齢構成別では、「20～29 歳」の人口減少（流出）が顕著 ■流出地域としては、愛知県、東京都、大阪府が多く、流入地域としては、松阪市、伊勢市が多い ■市街化調整区域や都市計画区域外の一部で人口が増加 ■人口密度が高い市中心部で人口が減少 ■世帯数は増加しており、低密度化が進行 ■現時点で約 4 人に 1 人が高齢者で、今後も増加と予測 ■地域別では、美里地域、白山地域、美杉地域の中山間部の高齢化が顕著
②産業動向に関する特性	■就業者人口は、第三次産業の割合が約 7 割と最も多い ■農業は、農家数、経営耕地面積ともに減少 ■工業は、事業所数、従業者数は減少している一方、1 事業所当たりの製造品出荷額等は近年増加 ■商業は、従業者数は横ばいである一方、年間商品販売額や店舗数は減少
③土地利用（開発動向等）に関する特性	■有効活用が見込める市街化区域内の未利用地は約 930ha 残存するが、そのうちの多くが 2ha 未満 ■工業系用途地域内を見ると遊休土地を含め市街化区域内の未利用地が約 290ha 残存 ■開発動向は、市街化区域内での開発が多いものの、市街化調整区域内や都市計画区域内の非線引き地域でも一定の開発が進行 ■地価は、各地点において下落しているが、中心部の一部地点においては上昇
④移動に関する特性	■通勤・通学の移動実態は、市内が 75%以上と高い ■通勤・通学の市外流出は、鈴鹿市、四日市市、松阪市が多く、流入は、鈴鹿市、松阪市が多い ■市内の移動では、津地域への通勤が多く、買い物や通院は津地域、久居地域、河芸地域が多い ■市内の移動手段は、自動車の割合が非常に高く、郊外ほどその傾向は顕著

■施設分布、防災から見た津市の特性

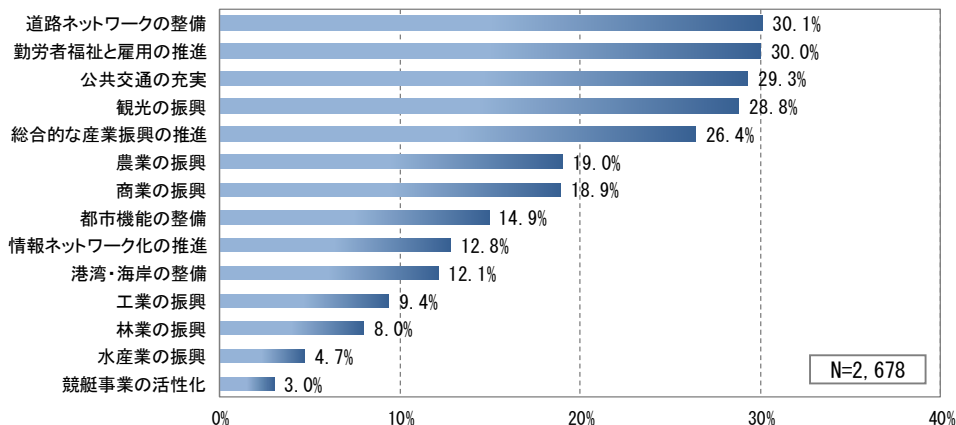
項 目	捉えるべき特性（問題点等）
⑤施設整備に関する特性	■行政サービス施設、教育施設、医療施設等は、比較的市街化区域内に多く立地 ■福祉施設は、民間施設も含めると市内に網羅的に立地 ■施設周辺の人口密度は、現時点で低い地域がみられる ■下水道施設は、一部都市計画区域外にも計画区域がみられる
⑥防災関連に関する特性	■沿岸部の多くが標高 2m 未満の地域 ■三重県の予測として、沿岸部の広い範囲が津波浸水想定区域に設定されている ■河川沿いの市街地において、過去の豪雨による浸水被害の実績がみられる ■市街地の一部地域に急傾斜地崩壊危険区域が指定されているほか、今後、土砂災害警戒区域が指定される見込み

1-2 関係調査における意向等の把握

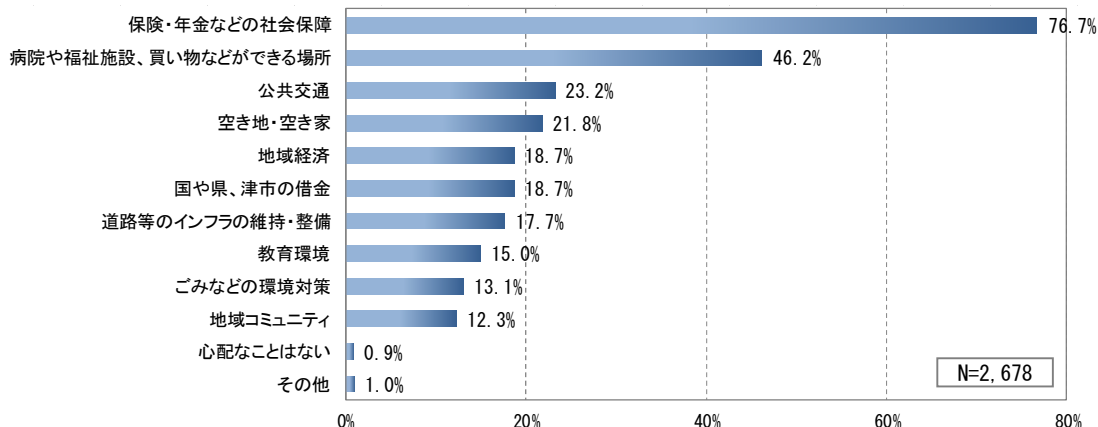
(1) 市民意識調査

本市まちづくりにおいて、優先度が高い取組等を整理すると、次のような特性が見られます。
(津市総合計画策定のための市民意識調査、平成 28 年 10 月)

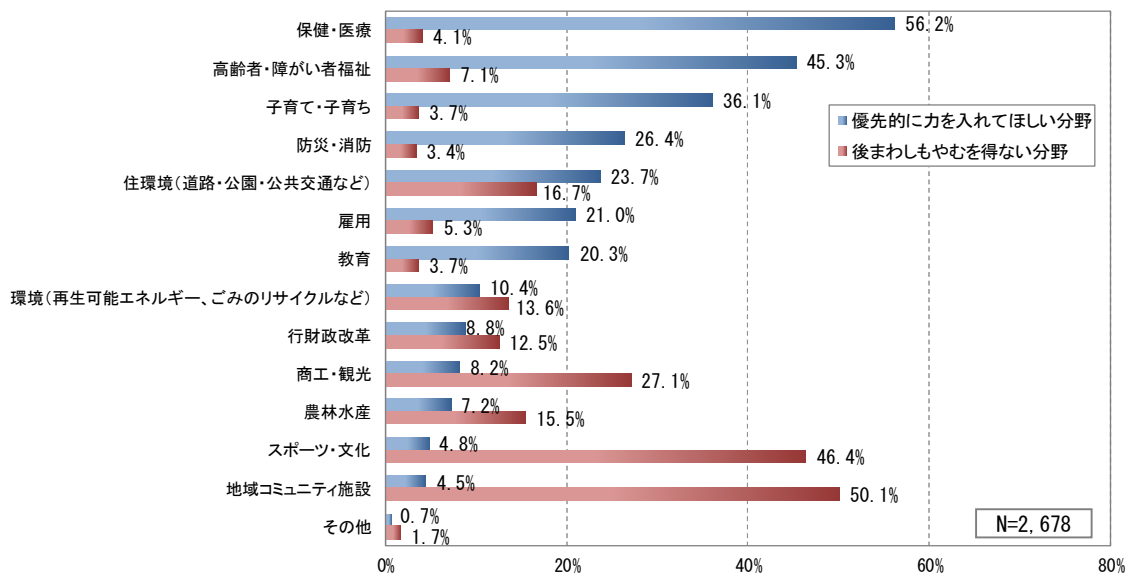
■ まちづくりの目標「活力のあるまちづくり」に寄与する取組として、回答が多かったのは「道路ネットワークの整備」や「勤労者福祉と雇用の推進」となっています。



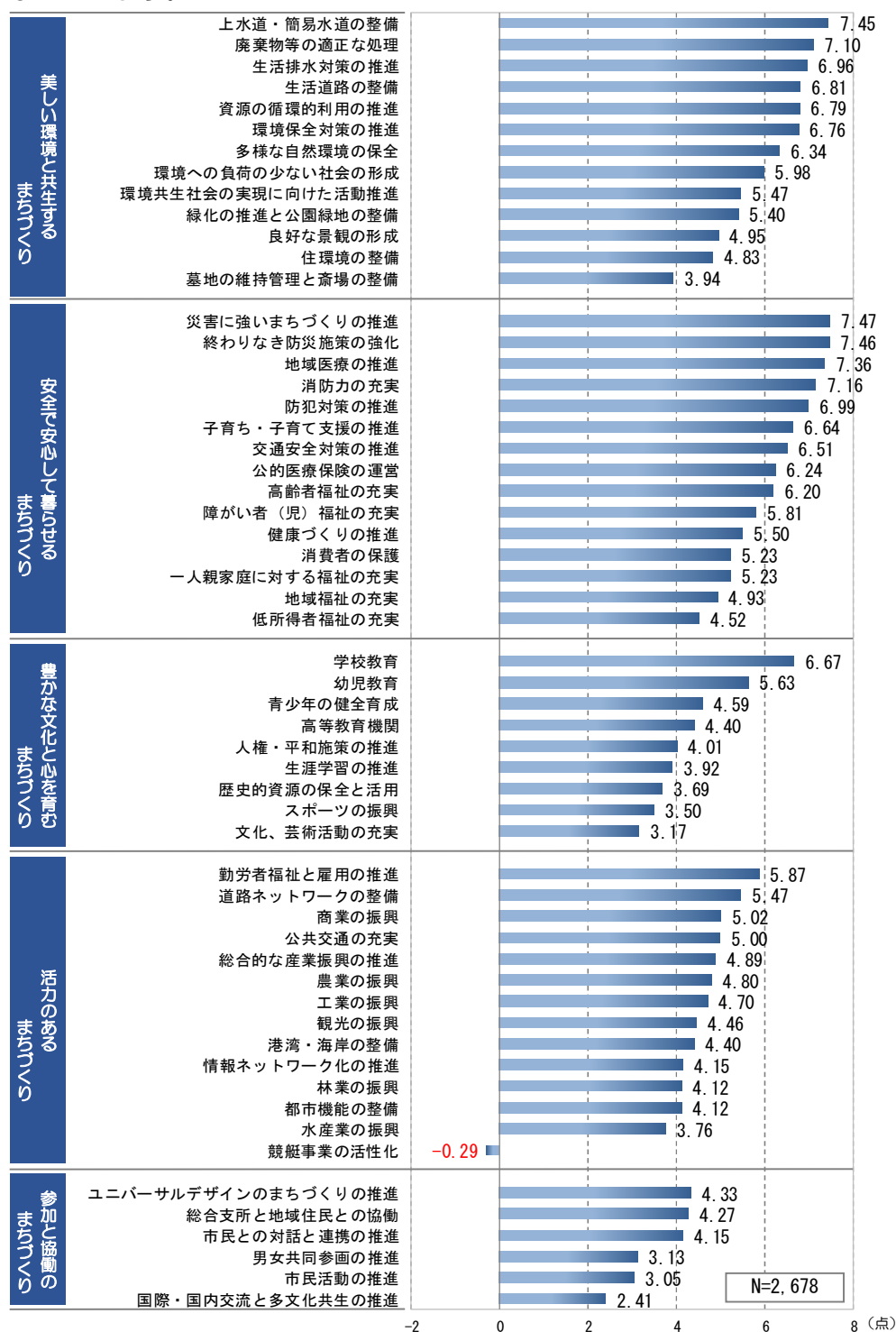
■ 今後の生活で心配に思うことについて、回答が多かったのは「保険・年金などの社会保障」や「病院や福祉施設、買い物などができる場所」となっています。



■ 限られた財源のなかで、優先性の高い分野として回答が多かったのは、「保険・医療」や「高齢者・障がい者福祉」といった医療・福祉関連となっています。一方で、「地域コミュニティ施設」や「スポーツ・文化」は優先性が低くなっています。



- “美しい環境と共生するまちづくり” に資する取組としては、「上水道・簡易水道の整備」が最も高く、次いで「廃棄物等の適正な処理」の重要度が高くなっています。
- “安全で安心して暮らせるまちづくり” に資する取組としては、「災害に強いまちづくりの推進」が最も高く、次いで「終わりなき防災施策の強化」であり、災害に対する防災関連の取組の重要度が高くなっています。
- “豊かな文化と心を育むまちづくり” に資する取組としては、「学校教育」が最も高く、次いで「幼児教育」であり、教育関連の取組の重要度が高くなっています。
- “活力のあるまちづくり” に資する取組としては、「勤労者福祉と雇用の推進」が最も高く、次いで「道路ネットワークの整備」の重要度が高くなっています。
- “参加と協働のまちづくり” に資する取組としては、「ユニバーサルデザインのまちづくりの推進」が最も高く、次いで「総合支所と地域住民との協働」の重要度が高くなっています。



(2) 関係団体アンケート調査等の結果

関係団体アンケート調査・庁内関係課調査・地域の意見等から捉えるべき特性を整理すると、次のようになります。

■各種調査結果から見た捉えるべき特性

項 目	捉えるべき特性（問題点等）
①関係団体 アンケート調査	■市街化調整区域の開発許可、開発に係る規制の緩和が必要 ■津波、土砂災害等の発生を危惧しなくて良い場所への移転が必要 ■津波や河川氾濫などの災害時における避難経路確保が必要 ■緊急車両通行のための狭小幅員道路の拡幅等の整備が必要 ■既存路線バス以外に地域コミュニティバス等の充実による各施設へのアクセス向上が必要 ■若年層の採用難や従業員の高齢化といった雇用問題の深刻化への対応が必要 ■核となる商業施設など、集客力のあるスポットの設置が必要 ■大規模な公園など、人が集まるスポットの設置が必要
②庁内関係課調査	■少子高齢化が進展するなかで、子育て世代や高齢者等が安全に安心して暮らせるまちづくりの推進が必要 ■進行する人口減少に歯止めをかけるためにも、安全で利便性の高い地域への魅力的な住宅地の形成が必要 ■人口減少、地域間格差の拡大、コミュニティの脆弱化などの問題に対し、地域主導で持続可能な地域活性化が図れる取組が必要 ■地域住民が住み慣れた地域で安心して暮らすために、医療・福祉施設等の生活利便施設の確保に向けた取組が必要 ■雇用創出に向けた産業振興に向け、飽和傾向にある工業用地に関する柔軟性の高い用地の確保が必要 ■津インターチェンジ周辺に関しては、優良な農地が広がる現状や法規制等の活用に向けた前提条件を考慮しつつ、位置的ポテンシャルを活かした土地の有効活用に向け、その実現に向けた工夫や考え方を整理することが必要 ■道路網については、津市道路整備計画との整合を図りつつ、円滑な交通を確保し、さらに生活道路については、交通安全の確保を図るための整備が必要 ■既存の道路については、津市舗装維持管理計画や津市橋梁長寿命化修繕計画等に基づき、適切な維持管理や補修が必要 ■都市構造や住民ニーズの変化に合わせた公園の見直しが必要 ■海上交通、鉄道、幹線・支線バス等の連携による一体的な公共交通ネットワークを形成することが必要 ■老朽化が進む市営住宅については、計画的な用途廃止と集約化が必要 ■津市公共施設等総合管理計画に基づく、公共施設の最適化が必要 ■津市体育館、津市民プール、三重武道館については、跡地利用を検討することが必要 ■人口減少や住民のニーズの変化に合わせ、学校や保育施設の規模適正化の検討が必要 ■整備が進められている沿岸部の堤防整備については、今後も関係機関に働きかけを行っていくことが必要 ■津波の災害リスクを有する沿岸部等の地域において、地域防災力の強化に向けた取組を検討していくことが必要 ■豊富な森林資源を循環利用しつつ、地域産材の利用拡大と地域産業の活性化を図ることが必要

■各種調査結果から見た捉えるべき特性

項 目	捉えるべき特性（問題点等）
③地域の意見	■路線バス、コミュニティバスの乗り継ぎ（バス、鉄道）の円滑化や区域拡大が必要 ■通学路の安全確保のため、整備が必要 ■拠点間を結ぶ道路や観光地へのアクセス道路の拡幅整備が必要 ■中勢バイパスの渋滞緩和のため、4車線化が必要 ■自転車道の整備が必要 ■公園利用者のニーズに合った整備が必要 ■排水対策のため、公共下水道や河川改修、排水ポンプ等の整備が必要 ■海岸事業整備の推進が必要 ■景観に配慮したまちづくりが必要 ■観光地の魅力向上のための環境整備が必要 ■避難場所の確保と、避難時に必要な案内表示の充実が必要 ■空き家対策、空き店舗対策が必要
④市民ワークショップの意見	■人口減少等でも元気な津市の継続に向けては、都市の拡大や縮小という枠組みではなく、地域資源の活用やコミュニティ形成が重要 ■地域資源を活かしながら個々の地域の魅力を高めていく、そして、個々の地域を公共交通等のネットワーク化を図ることで、中心市街地と地域の双方の活性化、高齢者の外出機会の増大等がより進むと思う ■津市の固有資源である県公共施設や津城、大学、自然環境等の最大限の活用も必要 ■狭い道路の拡幅整備や資源維持に関わる最低限のハード面の整備と合わせ、多様な来訪者に資源の良さを実感してもらうための一体的な情報提供が必要 ■過剰投資にならないよう最低限必要な整備（地域資源にアクセスする道路、地域資源の清掃・除草等）の選択が必要となるが、効果的な整備を選択するためにも、検討する地域の組織が必要 ■市役所や大学、図書館等の公共施設や百貨店等は駅周辺、子育て機能や福祉機能を有する施設は居住地周辺に必要であるほか、大規模店舗は郊外が望ましい ■分散すべき施設と集約すべき施設については、明確な基準を持って分類をすることが必要 ■行政と地域とが両輪で災害に対応していくことが重要であるほか、地域ごとに防災意識のレベルに差がみられるため、それに応じたきめ細かな施策検討が必要 ■「自分の安全は自分で守る」、「地域の安全も地域で守る」といった事が基本であり、公助よりも先に、まずは自助・共助を高めるため、地域内でのコミュニケーションの機会を多く設けることが必要

2. 都市づくりの課題

国勢調査による本市の総人口は、平成 17 年の 288,538 人をピークに減少し、同時に少子高齢化も進展しており、これらの状況は、本市のみならず、全国的な現象となっています。

人口減少は、都市の低密度化を進行させ、その影響により商業施設や医療施設など日常生活サービス施設の維持が困難になる可能性が懸念されています。一方で、今までの都市づくりによって整備した道路・公園等の都市基盤や、市内各所に点在する公共施設については、施設の維持管理費や更新費が多額となり、人口減少や財政状況等を考慮すると、現状のまま維持し続けることは困難になると予想されます。本市としても、これらの状況を踏まえたなかで、持続可能で効率的な都市づくりを進めていく必要があります。

また、平成 23 年に発災した東日本大震災では、津波の襲来により都市の沿岸部に多くの被害をもたらしました。本市においても、発生が想定されている南海トラフ地震や、近年頻発している集中豪雨等の災害リスクに対応した、皆が安全で安心して暮らせる都市づくりを進めていくことが重要です。

さらに、平成 18 年の 10 市町村による市町村合併により、本市は“都市”、“海”、“緑”といった多くの地域資源を有しており、それら地域資源によって、地域の魅力と活力が創出される取組の推進が重要です。

そうした本市の現状や都市を取り巻く潮流を踏まえ、都市づくりの課題を次のように整理します。

■都市づくりに向けた課題

項 目		都市の現況・特性からの課題
持続可能な都市の形成		①公共施設の配置や総量の適正化と有効利用
		②生活サービス施設の維持に向けた人口密度の維持・誘導
		③公園、緑地の効果的な維持・充実
		④環境負荷の少ない市街地の整備
安全・安心な都市の形成		⑤命を守る施設の整備・保全
		⑥安全な場所への土地利用誘導
		⑦災害時に配慮した防災拠点の機能強化
		⑧災害リスクの明示等による防災の周知・啓発
		⑨市街化区域の歩行者、自転車の安全確保（主に鉄道駅、住宅地周辺の歩道未設置区間）
定住促進		⑩安全で魅力的な地域への新たな居住地の形成
		⑪若者が働きたくなる魅力的な雇用の場の創出
		⑫市街化区域内の未利用地の有効活用（民間活力の活用等）
		⑬安心して子育てができる教育施設周辺の安全性の確保
にぎわい・魅力づくり		⑭鉄道駅周辺等の都市機能の集積・連携
		⑮多様な機能が集積した新たなにぎわい拠点の創出
		⑯産・学・官が連携した中心部（大門等）の活性化
		⑰文教施設等既存ストックを活かしたまちづくりの推進と交流人口の増加
		⑱地域資源（中山間地域等）の活用による地域活性化
		⑲魅力ある景観の形成
自然環境の保全・活用		⑳緑や農地を守るための土地利用誘導
		㉑多種多様な資源を活かした地域づくり
移動しやすい交通環境の提供	道路網	㉒混雑の緩和（国道 23 号及び接続道路等）
		㉓渋滞回避を目的とした通過交通の適正処理
		㉔整備中路線の早期供用
	公共交通	㉕バス交通網（基幹バス）の路線・サービス改善
		㉖交通結節点における乗換の利便性向上（バリアフリー化等）
		㉗拠点間の利便性確保に向けた公共交通ネットワークの構築

3. 緑地の保全及び緑化の推進に関する課題

都市における緑は、環境の維持形成的な機能を持つとともに、自然や土との触れ合いの場としてのレクリエーション機能、都市災害の拡大防止や自然災害の発生防止などの防災機能を持っています。また、都市に季節感や潤いを与え、地域の景観を形作るなど、都市景観に対しても大きな影響があります。

以下に、4つの系統ごとに課題を整理します。

■緑地の保全及び緑化の推進に関する課題

項 目	現況・特性からの課題
環境	①骨格を形成する緑の保全・活用
	②森林の再生
レクリエーション	③総合公園等の都市計画公園の整備推進
	④既存公園における利用者の安全・安心に配慮した持続的な維持管理
	⑤緑のネットワーク化
防災	⑥地域の防災拠点としての整備
	⑦農地やため池の保全
	⑧緩衝緑地の配置
景観	⑨駅周辺等、市の玄関口となる場の緑づくり
	⑩緑の核としての緑化の充実

第 4 章 都市づくりの基本理念・目標

1. 都市づくりの基本理念

国政調査による本市の総人口は、平成 17 年の 288,538 人をピークに減少し、同時に少子高齢化も進展しており、これらの状況は、都市づくりにおいて新たな局面を迎えたことを示しています。

そのような状況下においても、市民の幸せな暮らしを実現し、守り続けていくためには、築き上げてきたものを礎に、持続し発展し続けるまちの実現に向けて、市民の生活を支える生活環境の充実や地域経済の活性化を図りながら、市民の暮らし、市民の心の豊かさを高めていく「まちづくり」を進めなければなりません。

津市は、白砂青松の面影を伝える海岸や緑豊かな山林、古くから地域の生活を支えてきた清流など多様で豊かな自然と共に、歴史的背景に裏付けされた文化や伝統を引き継ぎながら地域のコミュニティや絆をはぐくみ、自治意識の高い市民風土が根付く格調高き都市として成長してきました。

そして、これらを土台として各地域が持つ長い歴史の中で、高速道路や鉄道、海上アクセスなどの交通インフラ・ネットワーク、大学や短期大学などの高等教育機関、大学病院等の医療機関、国や県の公共施設など県都としての都市機能が集積されるとともに、商工業に加え、農林水産業もあるバランスのとれた産業構造を築いてきました。

少子高齢化を伴う人口減少の進展、インフラの老朽化など社会が成熟したが故の課題が突きつけられているなか、これまで歩んできた長い歴史の中で、はぐくまれ受け継がれてきた津市の強みにさらに磨きをかけ、誰もが幸せに暮らすことができる魅力あふれるまちにしていかなければなりません。

これらの考え方を踏まえ、『安全・安心な環境で、子供から高齢者まで全ての世代が「住む」、「働く・学ぶ」、「遊ぶ」といった日常生活を快適で健康的に過ごすことができ、県都の特長を活かした盛んな交流を図るとともに、将来にわたって持続可能である都市づくりを行う』ということをも都市づくりの基本理念とし、都市づくりのテーマを以下のとおり設定します。

都市づくりのテーマ

安心して住み 快適に暮らせる 未来につながるまちづくり

～ 県都の特長を活かした活発な交流と笑顔あふれる暮らしの実現 ～

2. 都市づくりの目標

前述した都市づくりのテーマ『安心して住み 快適に暮らせる 未来につながるまちづくり』を目指し、具体的な都市づくりの目標を以下に示します。

目標1: 持続可能な都市の形成

少子高齢化を伴う人口減少による税収減を見越し、持続可能な都市の形成ができるように、立地適正化計画による誘導を行い、津市の規模に適正な集約型都市構造を構築します。

適正（規模・配置）

- ❖ 居住地の中心に位置する鉄道駅等を中心とした拠点周辺に都市機能の集積を図ります
- ❖ 移動利便性が確保されている地域に、居住の誘導や施設の誘導を図ります
- ❖ メリハリのある公共投資により、持続可能な都市づくりを行います

目標2: 都市防災力の強化

災害リスクに対応できる都市構造を目指した土地利用と都市施設の誘導を行います。

安全・安心

- ❖ 命を守るための施設整備（海岸堤防等）や施策を進めるなど、災害リスクに対する機能強化を図ります
- ❖ 災害リスクを有する地域に対する適切な情報提供を図り、安心して暮らせる居住地の形成を図ります
- ❖ 防災拠点については、災害リスクに配慮し、機能強化を図ります
- ❖ 安全で利便性の高い地域へ、計画的に新たな住宅地の形成を図ります

目標3: 定住促進と活力の強化

雇用場所の確保に向け、土地利用の見直しや各種都市計画制度を活用するほか、安心して暮らせる生活利便性の高い居住地の形成と、交流人口の増加を図ります。

魅力・活力

- ❖ 魅力的な雇用の場の創出に向け、新たな産業基盤の創出を図ります
- ❖ 市街地については、利便性や賑わいを高めるための土地利用の見直しや施設整備などにより魅力向上を図ります
- ❖ 田園、山、川、海、歴史文化など、地域特有の環境・魅力を活かした環境の維持・保全を図ります
- ❖ 美術館や博物館等の県都ならではの施設を活用したまちづくりにより、交流人口の増加を図ります
- ❖ 教育施設周辺の安全な基盤整備（通学路の整備等）の推進など、望まれる教育環境の確保を図ります
- ❖ 津インターチェンジ周辺と津なぎさまちについては、交流拠点としての魅力向上や、圏域内外との交流機能の充実に努めます

目標4: 快適で健康的な暮らしができるまちづくり

都市機能や生活機能、居住機能が集積した集約型の快適で健康的な暮らしができるまちづくりを行います。

快適・便利

- ❖ 都市や地域の拠点周辺において、歩行者や自転車の安全確保を図ります
- ❖ 移動利便性の高い地域を中心に、居住を促進する都市機能を確保します
- ❖ 快適な交通環境の確保のため、適正な道路網の形成を図ります
- ❖ 都市の拠点間及び都市部と中山間地域をつなぐ公共交通ネットワークを確保します
- ❖ 潤いある市街地形成に向けた緑地の保全・活用を図ります
- ❖ 憩いや交流の場として、子育て世代から高齢者まで誰もが利用できる公園の維持管理や再整備を図ります

3. 計画の体系

都市づくりの基本理念・目標

都市づくりの基本理念

安全・安心な環境で、子供から高齢者まで全ての世代が「住む」、「働く・学ぶ」、「遊ぶ」といった日常生活を快適で健康的に過ごすことができ、県都の特長を活かした盛んな交流を図るとともに、将来にわたって持続可能である都市づくりを行う

都市づくりのテーマ

安心して住み 快適に暮らせる 未来につながるまちづくり

都市づくりの目標

目標 1：持続可能な都市の形成

目標 2：都市防災力の強化

目標 3：定住促進と活力の強化

目標 4：快適で健康的な暮らしができるまちづくり

全体構想

将来都市構造

- 都市構造の基本的な考え方
- 都市構造を構成する要素
 - └ゾーン
 - └拠点
 - └ネットワーク(軸)

将来フレーム

土地利用の方針

- 土地利用規制・誘導等に係る基本方針
- 土地利用区分と配置に関する方針

都市づくりの分野別方針

- 交通体系の形成方針
 - (1)公共交通体系の確立
 - (2)道路ネットワークの構築
 - (3)その他交通施設の整備
- 市街地等形成の方針
 - (1)拠点的な市街地の形成
 - (2)その他の市街地等の形成
- 都市環境形成の方針
 - (1)公園・緑地の方針
 - (2)景観形成の方針
 - (3)自然環境の保全・活用
 - (4)河川・下水道の整備
 - (5)その他施設の整備
- 都市防災の推進
 - (1)災害対策の推進
 - (2)地震・津波対策の推進
 - (3)土砂災害・浸水対策・洪水対策
- その他都市施設等の整備
 - (1)供給処理施設の整備
 - (2)公共公益施設等の整備

緑の施策方針、緑地の保全及び緑化推進のための施策

地域別構想

- 地域区分
- 地域区分別現況と課題
- 地域別まちづくりの目標と方針

都市づくりの推進方策

第 5 章 全体構想

1. 将来都市構造

1-1 都市構造の基本的な考え方

将来都市構造は、都市づくりの目標の実現に向けて、人口減少・少子高齢化の進展や、社会情勢等を踏まえて戦略的に考える必要があります。

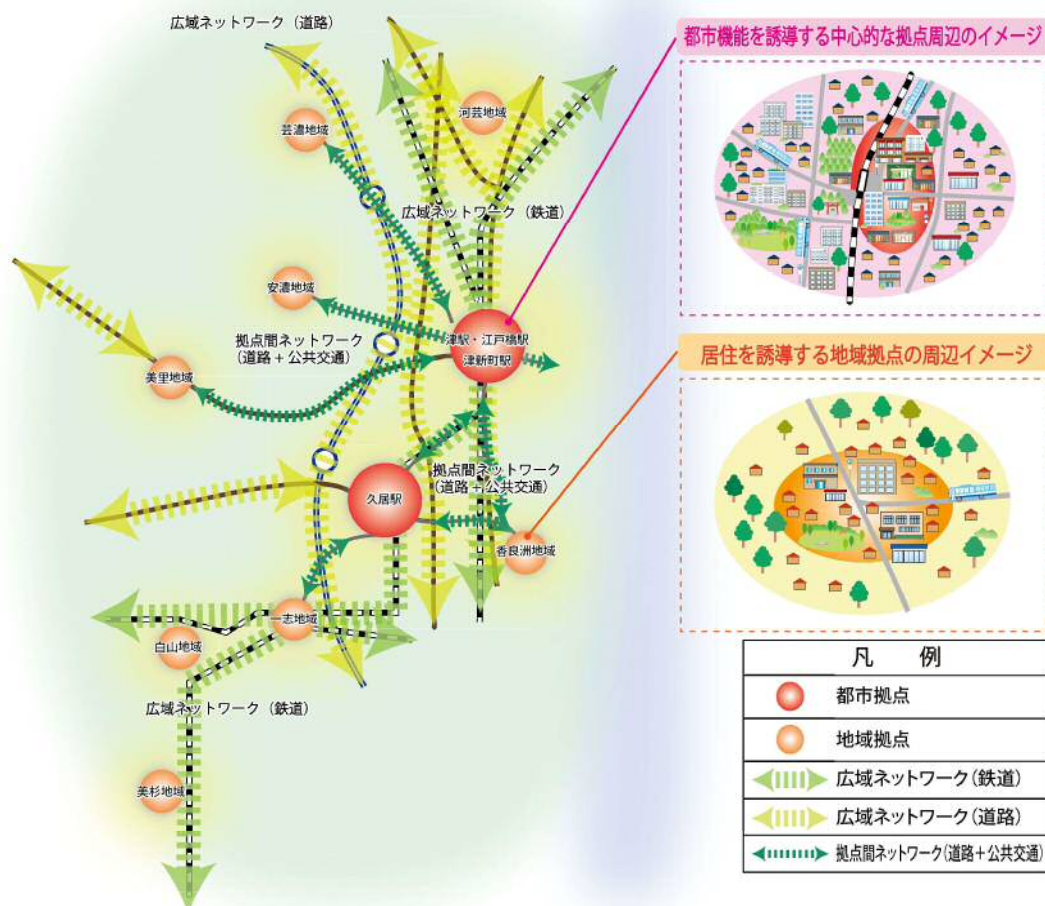
本市は、人口増加を背景として、良好な住宅地のほか、各種都市基盤の整備や医療・福祉・子育て支援・商業等の良好な生活サービスに資する利便施設の立地が進んできました。しかし、本市は人口減少期を迎えており、その傾向は今後も続くことが予測されていることから、今後の都市づくりにおいては、人口減少下においても現在までに築かれた生活基盤が維持できる人口密度が必要となります。

今後の都市構造は、鉄道駅等の移動利便性の高い拠点に都市機能が集積し、その周辺に良好な生活サービス機能が確保された居住地を形成することで都市のコンパクト化を図る「多極ネットワーク型コンパクトシティ」の構築が重要となります。そのため、都市機能や居住の誘導方針、誘導に向けた施策等を定めた立地適正化計画を都市マスタープランと同時に策定し、新たな都市構造の構築を目指します。

また、地震・津波による災害リスクを有する本市において、堤防等のハード整備のみに頼るだけではなく、自助、共助、公助の両輪によって地域防災力を高めていくために、起こり得る災害の予測を把握し、短期的かつ中長期的に安全・安心な都市構造を構築します。

さらに、現在までに形成してきた都市基盤のなかで、都市機能の集約化を進めながら居住地と拠点を不自由なく移動できる連携軸（道路、公共交通等）を合わせて構築します。

都市構造構築のイメージ【多極（拠点）＋ネットワーク（軸）】



1-2 都市構造を構成する要素

(1) ゾーン

市域に「都市ゾーン」、「農住調和ゾーン」、「農村環境共生ゾーン」、「自然環境共生ゾーン」の4つのゾーンを設定し、それぞれの特性に応じた適正な土地利用等を誘導します。

(2) 拠点

多様な地域を有する本市の特性を踏まえ、都市的サービスを楽しむことができ、本市の求心力を高めることができる機能を有した拠点を配置するほか、住民生活や地域コミュニティの中心となる地域的な拠点等を配置することにより、持続可能な都市形成を進めます。

(3) ネットワーク（軸）

市内外を始め、中部圏や関西圏、さらには世界を視野に入れ、「ひと」、「もの」、「情報」などを結びつけることができる総合的な交通体系の形成等を進めることで、住民生活の利便性はもとより、地域内外における交通の連携に努めます。

1-3 ゾーン

(1) 都市ゾーン（津都市計画区域の市街化区域）

- 主要な鉄道駅、バスターミナル、公共施設の周辺については、生活サービスが効率的に提供されるよう、子育て世代や高齢者を始めとする多様な居住者の日常生活を支援する都市機能（医療・福祉・子育て支援・商業等）の集積を進めます。
- 津都市計画区域の市街化区域のうち、津波による災害リスクの低い区域については、生活サービス施設への多様なアクセス手段を確保するとともに、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるよう緩やかに居住誘導を行い、人口密度を維持します。
- その他の区域については、市内に活力とにぎわいを創出できる有効な土地活用の促進に向け、用途地域に応じた適正な土地利用を誘導します。

(2) 農住調和ゾーン（津都市計画区域の市街化調整区域、安濃・亀山都市計画区域）

- 津都市計画区域の市街化調整区域、安濃都市計画区域及び亀山都市計画区域を対象としている当該ゾーンは、一団の住宅団地や農村集落等、住宅地が形成されている区域も含まれるものの、ゾーン全体としては、農地等の自然的土地利用を保全していくべき地域と位置付け、スプロール的な開発を抑制し、優良な農地の維持・保全に努めます。
- 一団の住宅団地や農村集落等によって住宅地が形成されている区域については、地区計画制度等の活用により、良好な住宅地の形成を進めます。
- 安濃都市計画区域及び亀山都市計画区域において、総合支所等を中心として市街地が形成されている区域については、利便性の高い市街地を維持します。
- 広域的な自動車交通の利便性が高い、伊勢自動車道のインターチェンジ周辺や中勢バイパス沿道等については、農地等の自然的土地利用の保全を基本としますが、本市の活力の維持向上に必要な場合かつ、その時点の法制度で可能な場合は、自然環境や農地の保全、無秩序な開発の抑制に配慮しつつ、工業、物流等の機能を計画的かつ効率的に配置できるよう土地利用を検討します。

(3) 農村環境共生ゾーン（都市計画区域外で市街地や集落などの生活環境が形成された区域）

- 美里地域、白山地域、美杉地域において、総合支所等を中心に一団の生活環境が形成されている区域については、地域の生活サービス機能を確保し、市街地を維持します。

- 都市計画区域外のうち、一志地域の一部地域においては鉄道駅周辺、幹線道路沿道、一団の住宅団地等において市街化が進行していることから、今後の市街化の動向に注視しつつ、無秩序に開発が進むことが懸念される場合は、計画的な市街地の維持・形成に向け、津都市計画区域への編入を検討します。また、久居地域の都市計画区域外の一部区域についても、幹線道路沿道の一部地域において一団の住宅地形成等が進行していることから、今後の市街化動向に注視しつつ、必要に応じて津都市計画区域への編入を検討します。
- 森林、農地や既存の農村集落等がみられ、主に農業的土地利用、自然的土地利用が図られている区域については、都市的土地利用の拡大を抑制しつつ、農業や林業の振興による優良農地や森林を保全するとともに、農業的土地利用、自然的土地利用を中心に既存の住宅等が調和するゆとりと潤いのある空間の形成を進めます。

(4) 自然環境共生ゾーン（都市計画区域外で農村環境共生ゾーン以外の区域）

- 自然公園に指定された区域など、豊かな自然環境と森林資源等を有し、農山村景観等が広がる区域については、都市的土地利用の抑制はもとより、多様な公益的機能を有する森林や農地の保全、さらには、これらを守るために不可欠な農山村集落機能を維持します。
- 自然と歴史・文化資源の保全と活用を図りつつ、地域外からの交流人口を呼び込むなど地域の活性化を進めます。そのため、地域特性に応じた整備手法により、自然の恵み等を活かした空間の形成を進めます。

1-4 拠点

(1) 都市拠点（津駅・江戸橋駅周辺、津新町駅・大門・丸之内周辺、久居駅周辺）

□都市核

県都である本市の顔であるとともに、行政、商業、業務、教育、文化、医療、福祉、交流などの多様で高質な都市機能が集積する津駅・江戸橋駅周辺地区、津新町駅・大門・丸之内周辺地区においては、将来にわたって市民や来訪者が都市的サービスを楽しむことができる中心的な核として、既存ストックを活用しつつ、さらなる都市機能の誘導等を進めるとともに、県都としての魅力を高めていくための整備充実に努めます。

□副都市核

久居駅周辺地区においては、駅周辺の都市機能の整備促進など、既存ストックを活用しつつ、都市核を補完する役割を果たす副次的都市機能の充実強化を進めます。

(2) 地域拠点（河芸・香良洲・芸濃・安濃・一志・美里・白山・美杉地域の中心部周辺）

- 住民生活や地域コミュニティの中心となる拠点として位置付け、住民生活に不可欠である基本的な行政サービス機能や生活サービス機能等の維持・確保に努めます。

(3) 交流拠点（津なぎさまち周辺、津インターチェンジ周辺）

- 海の玄関口である津なぎさまち及びその周辺においては、世界に開かれた交流機能の向上と、県内初の認定を受けた「みなとオアシス」にふさわしい更なるにぎわいと潤いのある都市空間の形成を進めます。
- 津インターチェンジ周辺については、津市産業・スポーツセンターの集客力と、自動車交通の重要な結節点であるアクセス性の良さを活かした圏域内外との交流機能の充実に努めます。

(4) 産業拠点（中勢北部サイエンスシティ、ニューファクトリーひさい周辺の工業団地群）

- 魅力的な雇用の場として本市の成長促進の原動力となる中勢北部サイエンスシティとニューファクトリーひさい周辺の工業団地群においては、本市を代表する産業集積地として、四

日南市、鈴鹿市、亀山市など北勢地域に集積する産業との連携を意識しつつ、既存の産業用地の拡大も視野に入れ企業立地の積極的な誘導を進めるとともに、産学官の連携強化に努めます。

(5) 歴史・文化拠点（津城跡周辺、一身田寺内町地区、三重県総合文化センター周辺、多気北畠氏城館跡周辺）

- 津城跡、一身田寺内町地区、三重県総合文化センターや三重県総合博物館及び多気北畠氏城館跡周辺等の施設が集積する地区においては、歴史的かつ文化的な魅力にあふれる本市を効果的に発信する拠点として、関係自治体との連携も視野に、歴史街道等を活用したネットワーク形成、歴史的な景観の保全・形成を進めるなど、歴史文化の環境保全とこれらを活かした市民参加型のまちづくりに努めます。

1-5 ネットワーク（軸）

(1) 広域連携軸

《幹線道路軸》

- 広域的な幹線道路を幹線道路軸として位置付け、市内の各拠点などを有機的に結びつけるとともに、本県の北勢地域、南勢地域、更には中部圏、関西圏との交流及び連携の強化に向け未整備区間の整備を促進します。
また、市内を効率的に連絡し、緊急時における救急物資の供給等に必要な人員、物資等の輸送を円滑に実施するための緊急輸送道路網などの構築を進めます。

《鉄道軸》

- 人口減少・少子高齢化の進展に対応するため、市域内の鉄道網を鉄道軸として位置付け、日常生活の移動利便性を確保する交通手段としての機能維持を図るとともに、隣接市との広域的な連携強化に寄与する手段として利便性の向上を促進します。

《航路軸》

- 津なぎさまちから中部国際空港への海上アクセスルートを航路軸として位置付け、国内各地さらには世界とを結ぶ広域的な交流連携を図る軸としての機能強化を進めます。

(2) 地域連携軸

《道路軸》

- 市内の各地域や拠点を結ぶ主要地方道や一部の県道を地域連携軸（道路軸）として位置付け、広域連携軸と一体となって圏域内外の連携強化及び域内移動の円滑化等の利便性の向上に努めます。

《バス軸》

- 都市拠点や地域拠点をつなぐ主要なバス路線を地域連携軸（バス軸）として位置付け、都市拠点と地域拠点のアクセスを確保します。

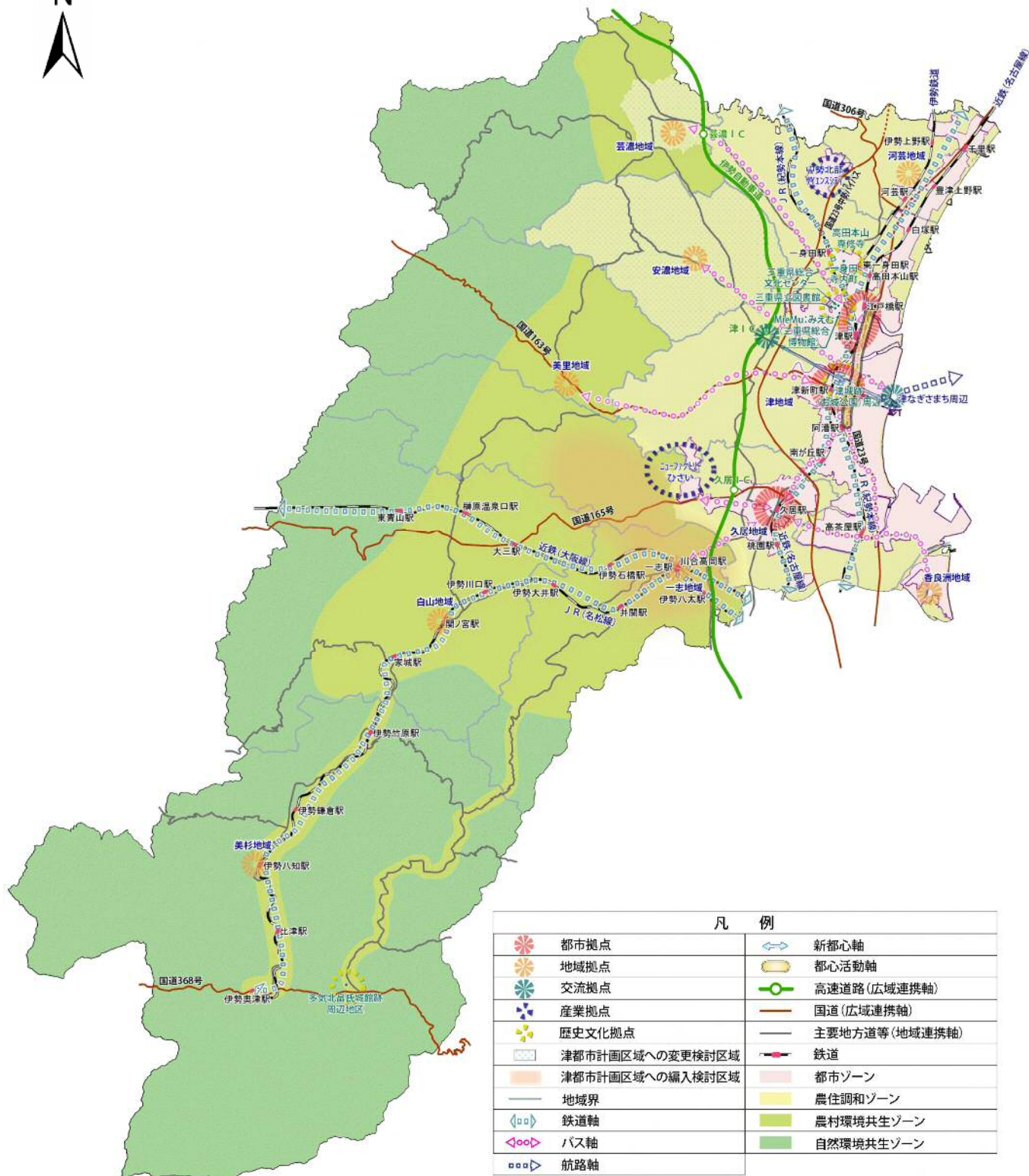
(3) 都心軸

《都心活動軸》

- 都心活動の南北軸となる国道 23 号を中心とする地域を都心活動軸として位置付けます。都心活動軸においては、既存の都市基盤を活用し、将来的にも本市の経済的、文化的な牽引役となるよう、多様な都市機能のさらなる誘導と都市基盤整備の充実に努めます。

《新都心軸》

- 交流拠点である津インターチェンジ周辺及び津なぎさまち周辺から、都市拠点である津新町駅、大門・丸之内周辺地区へ誘導する（都）津港跡部線を新都心軸として位置付け、2つの交流拠点と市中心部である都市拠点との交流機能の充実に努めます。



■将来都市構造図（市域全体）



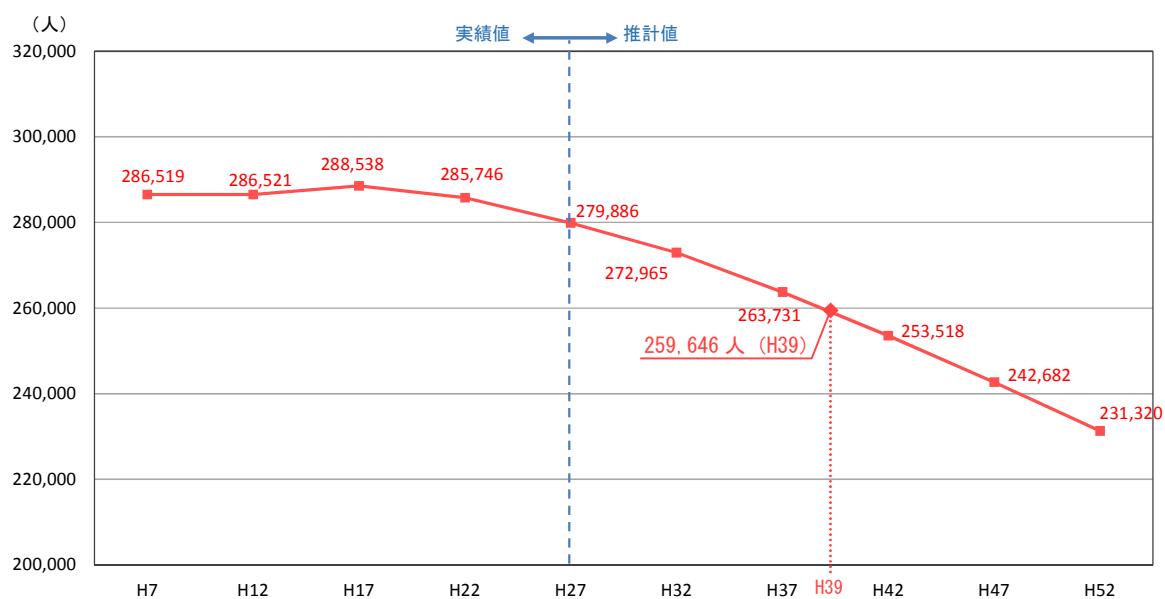
■将来都市構造図(拡大)

2. 将来フレーム（計画の枠組み）

将来フレームは計画的な都市づくりを進めるための基本的な枠組みとなるもので、人口、工業、商業、土地利用、財政構造について設定します。なお、目標年次は平成 39 年とします。

2-1 人口

人口の将来の見通しについては、国土交通省の都市計画運用指針により「国立社会保障・人口問題研究所（以下「社人研」といいます。）が公表している将来推計人口を採用又は参酌すべき」とされていることから、本市の将来目標人口は、社人研の将来推計人口をもとに設定します。



資料：国勢調査及び社人研推計値

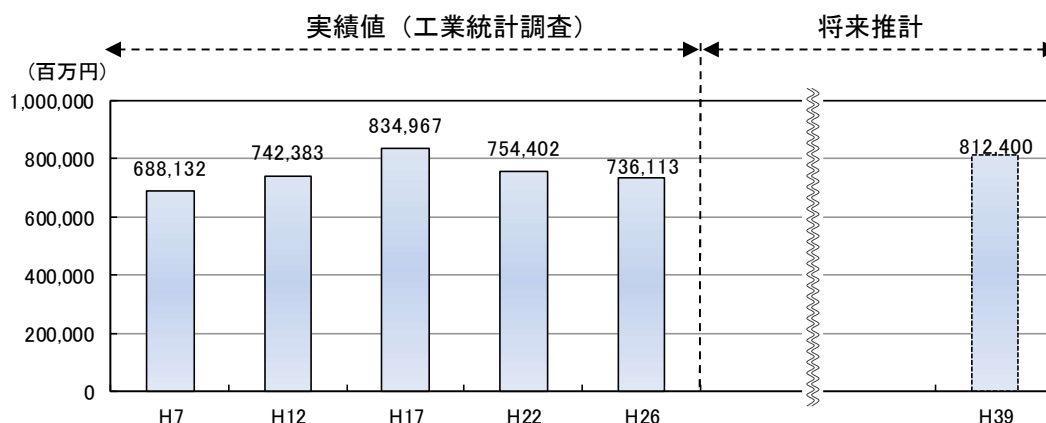
■将来人口の推計

項 目	平成 27 年 現況値	平成 39 年 推計値	平成 27 年との 差分
社人研による推計値	279,886 人	<u>259,646 人</u>	▲20,240 人

2-2 工業

工業については、製造品出荷額等の推計を行います。推計方法は、おおむね過去20年間の実績値の推移を用いて、トレンド推計によって行います。

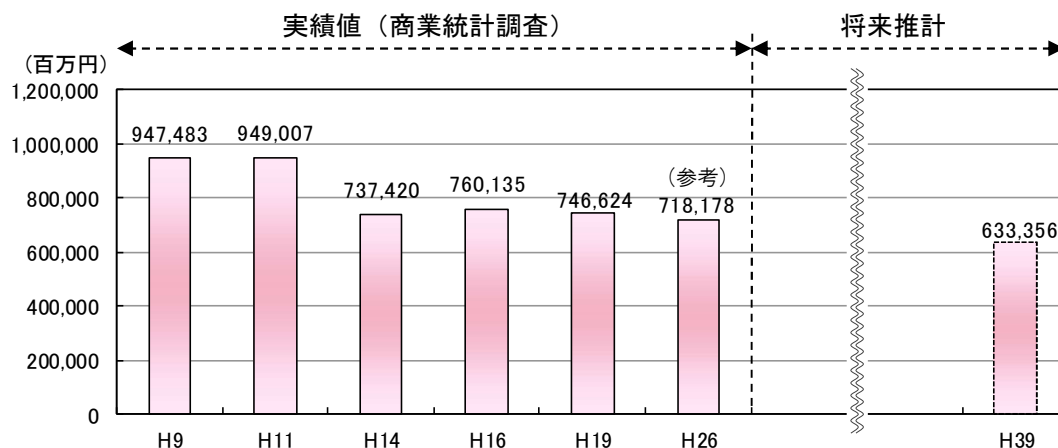
平成39年における製造品出荷額等は、過去の実績値を用いたトレンド推計の結果から最も相関の高い計算式の結果を踏まえ、**8,124億円**とします。



2-3 商業

商業については、年間商品販売額等の推計を行います。推計方法は、おおむね過去20年間の実績値の推移を用いて、トレンド推計によって行います。

平成39年における年間商品販売額等は、過去の実績値を用いたトレンド推計の結果から最も相関の高い計算式の結果を踏まえ、**6,333億円**とします。



※平成26年調査は、平成19年調査までと調査対象が異なることから、同一調査として経年的な比較はできないため、トレンド推計には使用していない。

2-4 土地利用

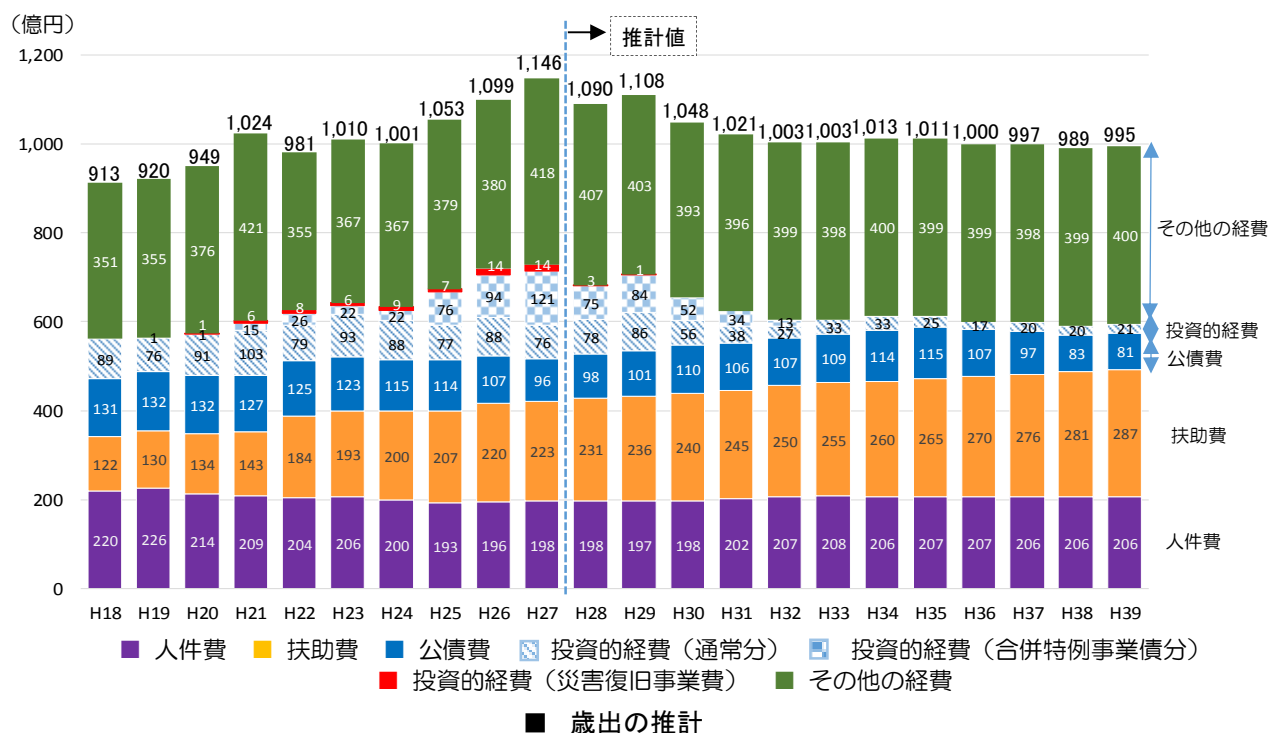
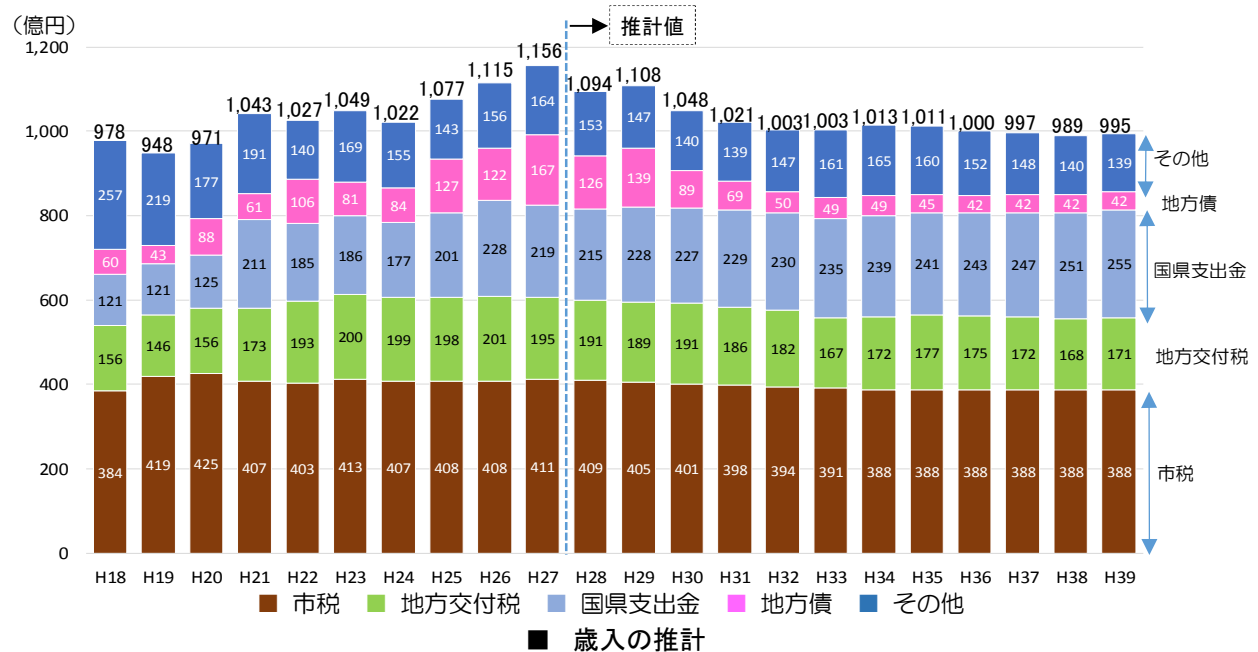
※検討中

2-5 財政構造

少子高齢化を伴う人口減少の進展等に伴い、歳入の基本となる市税の減少傾向が見込まれている一方で、歳出における社会保障関係経費は今後も増加していくことが見込まれるほか、人口増加等への対応として建設された公共施設や道路、橋りょうなどのインフラ資産の維持管理費の増加が予測されており、津市を取り巻く財政状況は今後ますます厳しくなります。

ここでは、今後の社会経済情勢の見通しを考慮した推計により、財政調整基金の一定の確保や市債残高の縮減などを図るとした場合のいわばすう勢を示しています。

今回枠組みとして示した規模を超えて投資的事業を行う場合は、財源となる補助金や交付金、あるいは、国からの元利償還に係る交付税措置を伴う地方債、民間資金などを活用するだけでなく、事業の選択や見直しが求められ、加えて、それによる市債残高や基金残高の見通しなど将来への影響を明確にし、市民への説明責任を果たした上で、各年度の予算で示していくこととなります。



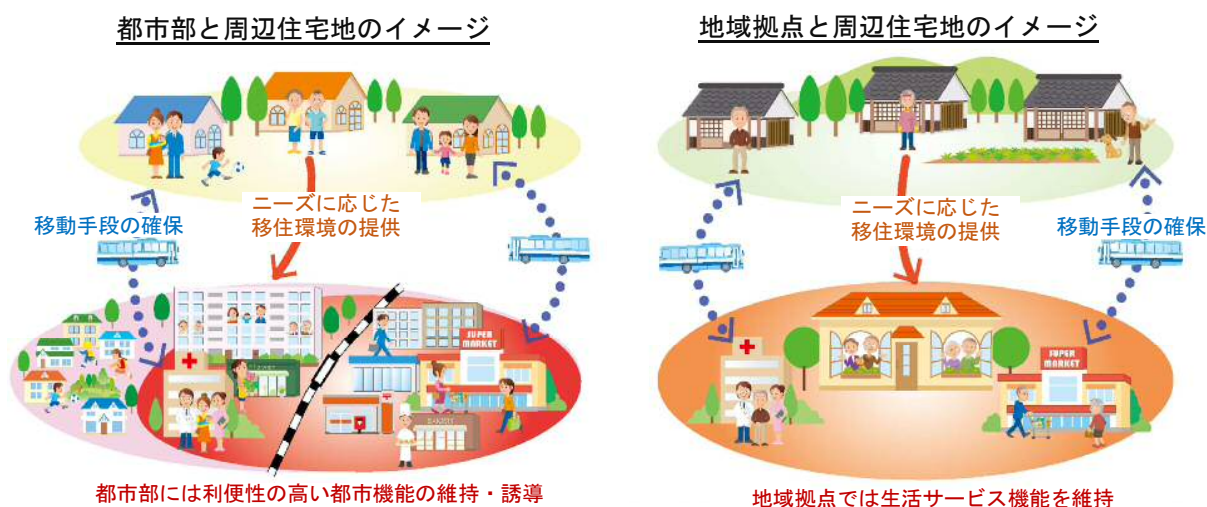
3. 土地利用の方針

3-1 土地利用規制・誘導等に係る基本方針

「安心して住み 快適に暮らせる 未来につながるまちづくり」に向け、本計画では、都市的土地利用の展開を図っていく都市計画区域を中心として、多極ネットワーク型コンパクトシティの構築、市街化区域やその周辺等における良好な市街地の形成及び地域特性を活かした土地利用の促進など、柔軟かつ効果的な土地利用の実現に向けた具体的な土地利用規制・誘導に係る方針等を定めます。

なお、都市計画区域内外にかかわらず、将来都市構造で示した「多極ネットワーク型コンパクトシティ」におけるそれぞれの拠点（多極）については、拠点周辺地域の居住環境の維持・向上に向けた生活サービス機能の維持・誘導を進めるとともに、地域ニーズに応じた居住の誘導に向けた規制・誘導を検討します。

拠点と周辺住宅地に対する生活スタイルのイメージ



(1) 都市計画区域の指定の考え方

- 市町村合併を契機に本市は、津都市計画区域、安濃都市計画区域及び亀山都市計画区域の3つの都市計画区域を有しています。この3つの区域については、土地利用の現状や地形等の状況、通勤・通学の動向、主要な交通施設の状況などにおいて、おおむね同一の都市圏を形成していると考えられることから、津市として「一体の都市形成」を図るためにも3つの区域を統合することが望ましいと考えられます。しかし、津都市計画区域が線引き都市計画区域、安濃都市計画区域及び亀山都市計画区域が非線引き都市計画区域と、3つの区域は異なる線引き制度を運用している状況です。そのため、各区域における近年の開発動向に注視した上で、各区域が有する歴史的、文化的なつながり、産業、雇用、居住など他圏域との結びつき等も考慮し、都市づくりとの整合を図りながら津都市計画区域への統合について検討します。

(2) 市街化区域・市街化調整区域の設定、見直し等の考え方

- 無秩序な市街地の拡大を抑制し、効率的な土地利用の実現を図るため、現在の区域区分制度を維持します。
- 人口減少が今後も続く予測されていることから、市街化区域は拡大しないことを基本としつつ、都市防災力の強化、新たな産業基盤創出の観点で必要な場合のみ、災害リスクが低く、他法令による規制がない場所において、住居系と工業系に限り地区計画制度等の活用を前提とした市街化区域への編入を検討します。

- 区域区分の境界となる道路、鉄道、河川、崖などの地形地物の形状が、各種基盤整備等により決定当時から変化している箇所については、現状の地形地物により境界を明瞭化するため、市街化区域の見直しを検討します。
- 市街化調整区域については、前回の都市マスタープランにおいて位置付けた「開発などの余力地」を含め、幹線道路沿いや高台など立地条件が良い土地が点在しているものの、人口減少などの社会情勢が好転しない限りは、現在の法制度下においては新規の市街化区域編入は困難であることから、市街化を抑制する区域であることを基本とし、法制度の範囲内での適正な土地利用を行います。

（３）地域地区の設定、見直し等の考え方

- 土地の適正な利用と保全を図るため、現状の用途地域などの地域地区を基本として、市街地における土地利用の基本的な枠組みを設定します。
- 現状の用途地域に対し、誘導すべき土地利用とかい離した状況となっている区域や、目指すべき将来像が変更となる区域については、用途混在の整序化や土地利用の適正化等のため、用途地域などの見直しを検討します。
- 都市拠点などの駅周辺においては、民間投資の促進も見据えた医療機関や公共公益施設などの更なる集積等による都市機能の増進に向け、駅周辺にふさわしい土地利用規制の見直しを検討します。
- 良好な自然的景観を形成している区域のうち、都市環境の保全を図るため定めている風致地区については、時間の移り変わりとともに変化する各地区の特性に応じて、区域の変更や新たなルールの指定等を検討します。
- 大規模な低層住宅地の幹線道路沿道など、地域住民の利便性向上を図る必要があると認められる区域については、用途地域の見直しを検討するなど、住環境の保全に努めつつ、生活利便性の向上に向けた柔軟な土地利用の運用を進めます。

（４）地区計画制度等の活用による規制・誘導等の考え方

- 戸建住宅団地などは、建築物の用途や形態意匠の制限、緑化の推進など地区計画制度等の活用により、まちづくりのルール化を促進し、地区の特性に応じた良好な住環境の形成を進めます。
- 既存の住宅団地、既存集落及び既存工業団地については、既存市街地の維持に向けた適切な地区計画制度等の活用を検討します。また、活力の維持向上に向けた企業誘致のため、農地の保全と無秩序な開発の抑制に配慮しつつ、市街化調整区域における地区計画制度等の活用による産業基盤の確保を促進します。
- 広域的な輸送利便性の高い郊外部の幹線道路沿道、優れた自然環境を有する地区において、それら特性を地域の活力の維持向上につなげるための土地活用が必要な場合については、市街化区域内の既存施設への影響がなく、かつ、同区域内において土地利用を行うことが困難である場合、周辺における市街化を促進しない範囲で開発許可制度による開発を検討します。

（５）商業系の大規模集客施設の適正配置の考え方

- 人口減少の進展に伴い、商業機能等の無秩序な拡散、散在を抑制するとともに、多様な都市機能が集積する都市拠点等において拠点性を高めていくため、商業系の大規模集客施設（床面積が１万㎡超の店舗）の適正配置に努めます。

(6) 都市計画区域外における土地利用規制・誘導の考え方

- 暮らしを守る山林、農地、水源などの「緑」を保全するため、土地利用の規制等については、農業振興地域の整備に関する法律や森林法などによる規制を基本としつつ、関連法制度等の活用により、大規模な商業施設や住宅団地等の無秩序な開発の抑制に努めながら、自然的土地利用と農業的土地利用、都市的土地利用の調和した土地利用を誘導します。
- 一部の都市計画区域外において、住宅地の形成や道路沿道への生活利便施設等の立地等による市街化の進行がみられる区域については、無秩序な小規模開発が進まないように今後の建築動向や開発動向に注視しつつ、適切な土地利用の規制・誘導の実施に向け、津都市計画区域への編入を検討するとともに、郊外部の住宅需要の受け皿となる既存住宅団地については、良好な居住環境を維持・形成に努めます。
- 産業拠点であるニューファクトリーひさい工業団地の一部及び森工業団地については、産業拠点でありながら都市計画区域に含まれていないことから、周辺の工業団地群との土地利用の整合を図るため、津都市計画区域への編入について検討します。

(7) その他

- 市が定める都市計画において、地域住民及び各種団体等によって都市計画の決定又は変更に関する提案が出された場合には、周辺環境への影響に配慮しつつ、提案の実現について検討します。

3-2 土地利用区分と配置に関する方針

(1) 土地利用の区分と配置の基本方針

土地利用規制・誘導等に関する基本方針などを踏まえ、将来の土地利用の方向性については、以下に示す 15 種類の土地利用区分を設定し、地域別構想において方針を示します。

土地利用区分		配置等の基本方針
都市ゾーン	都市機能集積エリア	❖ 多様で高次な都市機能が集積する駅周辺である都市拠点を中心に位置付けます。 ❖ 交通利便性が高いという特性を踏まえ、公共公益施設や商業・業務施設等の多様な都市機能の強化・集積を図るとともに、歴史・文化資源と調和した都市空間の創造に向けた適切な土地利用規制の見直しなどを行い、拠点性と利便性の向上に努めます。
	まちなか商業エリア	❖ 都市機能集積エリアの外縁部のほか、幹線道路沿道等の商業・業務地を中心に位置付けます。 ❖ 柔軟な土地利用制度の活用などを検討し、既存機能の維持・充実に努めます。
	地域商業エリア	❖ 歴史性を有する地域の商業地や、郊外において公共公益施設や商業施設等の生活サービス機能が集積する地域を中心に位置付けます。 ❖ 地域における日常生活に必要なサービス機能として、公共公益施設や商業施設などの維持・集約化に努めます。
	沿道利用エリア	❖ 市街地に隣接する幹線道路沿道を中心に位置付けます。 ❖ 主に自動車利用者に提供するサービス施設については、その機能の維持に努めます。
	低層住宅エリア	❖ 戸建低層住宅団地を中心に位置付けます。 ❖ 地区計画制度等の活用により、周辺環境と調和した戸建住宅が並ぶ良好な住宅地としての維持・形成に努めます。
	一般住宅エリア	❖ おおむね住宅を中心とした土地利用が行われている区域や住宅地内に整備された主要な幹線道路を中心に位置付けます。 ❖ 周辺環境に配慮しながら店舗・事務所などの立地を許容するなど、利便性が高い住宅地の維持・形成に努めます。
	まちなか住宅エリア	❖ 鉄道駅やバス停の徒歩圏等の交通利便性の高い地域を中心に位置付けます。 ❖ 土地の高度利用を図り、共同住宅と店舗、事務所などが共存する利便性の高い中高層住宅地の維持・形成に努めます。
	沿岸部住宅エリア	❖ 沿岸部の津波による災害リスクを有する区域を位置付けます。 ❖ 堤防整備等の防災力の強化を進めつつ、適切な情報提供を図ることで、地域の防災意識の向上を図ります。

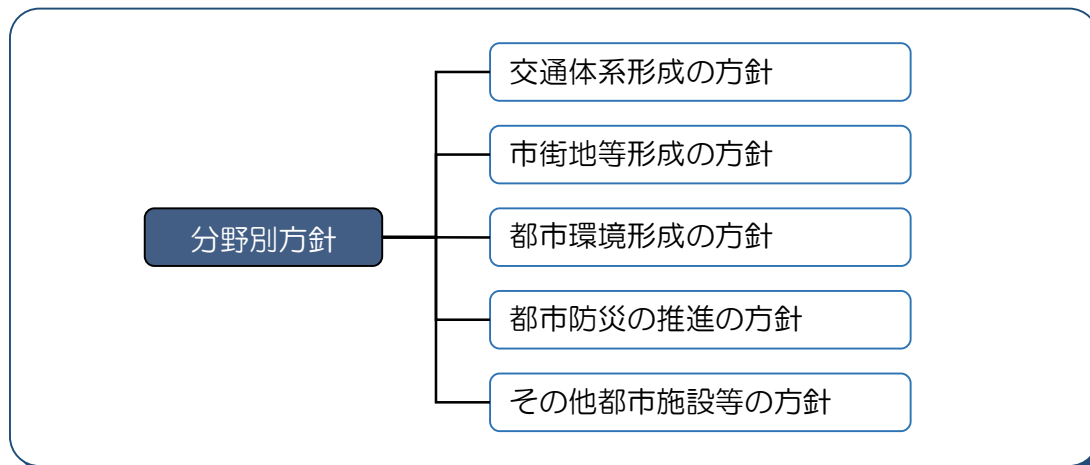
土地利用区分		配置等の方針
都市ゾーン	住商工複合エリア	❖ 住宅と工場、店舗等が混在する区域を位置付けます。 ❖ 現状の土地利用や今後の土地利用動向を踏まえ、用途地域の見直し等により、住工等の混在の整序を進めます。
	内陸部工業エリア	❖ 内陸部の工業団地、幹線道路周辺の移動利便性の高い地域を位置付けます。 ❖ 既存の工場集積地については、産業振興の拠点として、産業用地の拡大を検討し、企業立地を積極的に促進します。その他の地域についても、新規企業の立地需要を見極めながら、農地の保全と周辺環境に配慮し、工業系の土地利用の維持・充実に努めます。
	臨海部工業エリア	❖ 臨海部の工業団地などを位置付けます。 ❖ 堤防整備や津波避難ビルの指定等で防災力の向上を図るとともに、周辺環境に配慮した工業系土地利用を誘導します。
	土地利用検討エリア	❖ 定住促進や産業振興に向け計画的な市街地形成が必要な地域を位置付けます。 ❖ 災害リスクを有する区域からの移住ニーズへの対応も含め、市街化区域に隣接した防災上安全性が高い区域において、地区計画制度等を活用した市街化区域への編入等による新たな居住地の確保を検討します。 ❖ 産業の振興に向けては、市街化調整区域において立地ポテンシャルが高い地域については、農地の保全と周辺環境に配慮しながら、効果的な土地利用の促進に向けた方策を検討します。
農住調和ゾーン・農村環境共生ゾーン	地域商業エリア（再掲）	❖ 公共公益施設や商業施設等の生活サービス機能が集積する地域を中心に位置付けます。 ❖ 地域における日常生活に必要なサービス機能として、公共公益施設や商業施設などの維持・集約化に努めます。
	沿道利用エリア（再掲）	❖ 市街地に隣接する幹線道路沿道を中心に位置付けます。 ❖ 主に自動車利用者に提供するサービス施設については、その機能の維持に努めます。
	低層住宅エリア（再掲）	❖ 市街化調整区域や都市計画区域外に点在する既存の大規模住宅開発地を中心に位置付けます。 ❖ 既存の戸建て住宅地を基本に、田園環境と調和した戸建て住宅が並ぶ良好な住宅地としての維持・形成に努めます。
	一般住宅エリア（再掲）	❖ おおむね住宅を中心とした土地利用が行われている区域を中心に位置付けます。 ❖ 周辺環境に配慮しながら店舗・事務所などの立地を許容するなど、利便性が高い住宅地の維持・形成に努めます。

土地利用区分		配置等の方針
農住調和ゾーン・農村環境共生ゾーン	内陸部工業エリア (再掲)	❖ 内陸部の工業団地、幹線道路周辺の移動利便性の高い地域を位置付けます。 ❖ 既存の工場集積地については、産業振興の拠点として、産業用地の拡大を検討し、企業立地を積極的に促進します。その他の地域についても、新規企業の立地需要を見極めながら、農地の保全と周辺環境に配慮し、工業系の土地利用の維持・充実に努めます。
	田園居住エリア	❖ 市街化調整区域や都市計画区域外における幹線道路沿線等に広がる既存集落を中心に位置付けます。 ❖ 既存集落のコミュニティや活力の維持・向上、田園環境と調和した住環境の維持・形成に努めます。
	田園環境保全 エリア	❖ 優良農地を中心に今後も保全が必要な農地などを位置付けます。 ❖ 農業振興地域の整備に関する法律等による土地利用規制と調整を図り、開発を抑制します。
自然環境共生ゾーン	自然環境保全・ 活用エリア	❖ 山林や里山、丘陵地などを中心に位置付けます。 ❖ 森林法等の土地利用規制との調整を図りながら、開発抑制等により、現状の機能の保全・活用に努めます。

※沿岸部住宅エリア及び臨海部工業エリアは、三重県津波浸水想定（過去最大クラス）において、浸水が想定される地域を基本に、災害リスクを考慮した市街地形成が必要なエリアとした設定

4. 都市づくりの分野別方針

都市づくりの推進にあたっては、都市づくりを構成する様々な分野が連携し、まとまりのある施策を展開していく必要があります。そこで、以下のとおり分野を分類し、分野ごとにそれぞれの方針を示します。



4-1 交通体系形成の方針

鉄道・バスなどの公共交通機関の有機的な連携を強化し、各拠点と居住地等の移動利便性の維持・向上に努めます。また、円滑な自動車交通を支える道路網については、「津市道路整備計画」との整合を図り、計画的な道路網の形成を進めます。それにより、多様な交通需要への対応と新たな都市構造に対応した交通網の形成を図り、移動利便性が高い総合的な交通ネットワークの形成を進めます。

(1) 公共交通体系の確立

地域公共交通体系の確立

- 移動利便性が高い持続可能な交通サービスが提供できる公共交通体系を実現するため、有識者や交通事業者、市民との協議、協働により、鉄道やバス路線とコミュニティ交通の連携を進めます。
- 人口減少、少子高齢化の進展への対応に向け、拠点間を結ぶ路線におけるサービス水準の維持、都市拠点と中山間部を結ぶ路線における路線の維持、中山間部と地域拠点を結ぶ路線における多様な移動手段の確保を推進するなど、地域性に応じた持続可能な交通体系を検討します。

鉄道の利用促進等

- 環境負荷が少ない鉄道の利用促進を図るため、利用促進に係る啓発活動を推進するとともに、必要に応じ関係機関に対してダイヤ改正や増便、施設整備等を要望し、利便性の向上に努めます。

バス交通の利用促進等

- 民間バス路線、廃止代替バス等については、事業者と連携したPR活動やサービスの向上に取り組むとともに、交通事業者を含めた関係機関と協力し、維持・活性化に努めます。
- コミュニティ交通については、高齢化が進展していく中でも、高齢者の外出を促進できる交通環境を確保するため、鉄道や民間バス路線との接続強化を進めます。
- 路線の乗換ができる拠点的なバスターミナルにおいては、利用者のコミュニティの場など、安全で快適にバスを待つことのできる待合環境の確保に努めます。

海上交通の利用促進等

- 中部国際空港を結ぶ海上アクセスの利便性・快適性の向上と一層の利用促進を図るため、旅客船ターミナルの適切な維持管理に努めるとともに、運航事業者と連携したPR活動やサービスの向上を進めます。

(2) 道路ネットワークの構築

骨格的な幹線道路網の形成

- 市内の渋滞箇所の緩和、市内外の交流の促進、防災機能の拡充を図るため、中勢バイパスの残区間の完成、全線4車線化、交差点の立体化を要望するなど、広域交通を担う路線整備を促進します。
- 国道163号などの主要な幹線道路で、交通量の増加が見込まれる箇所については、道路幅や交通安全の確保を図るバイパス等の整備を促進します。
- 市内における各地域間の連携、交流を促進するため、拠点間を結ぶ路線等の整備を進めます。
- 人口や交通需要等の社会情勢の変化を踏まえ、「三重県都市計画道路の見直しガイドライン」等に基づいた都市計画道路の見直しを継続して適切な時期に実施します。

生活道路の確保

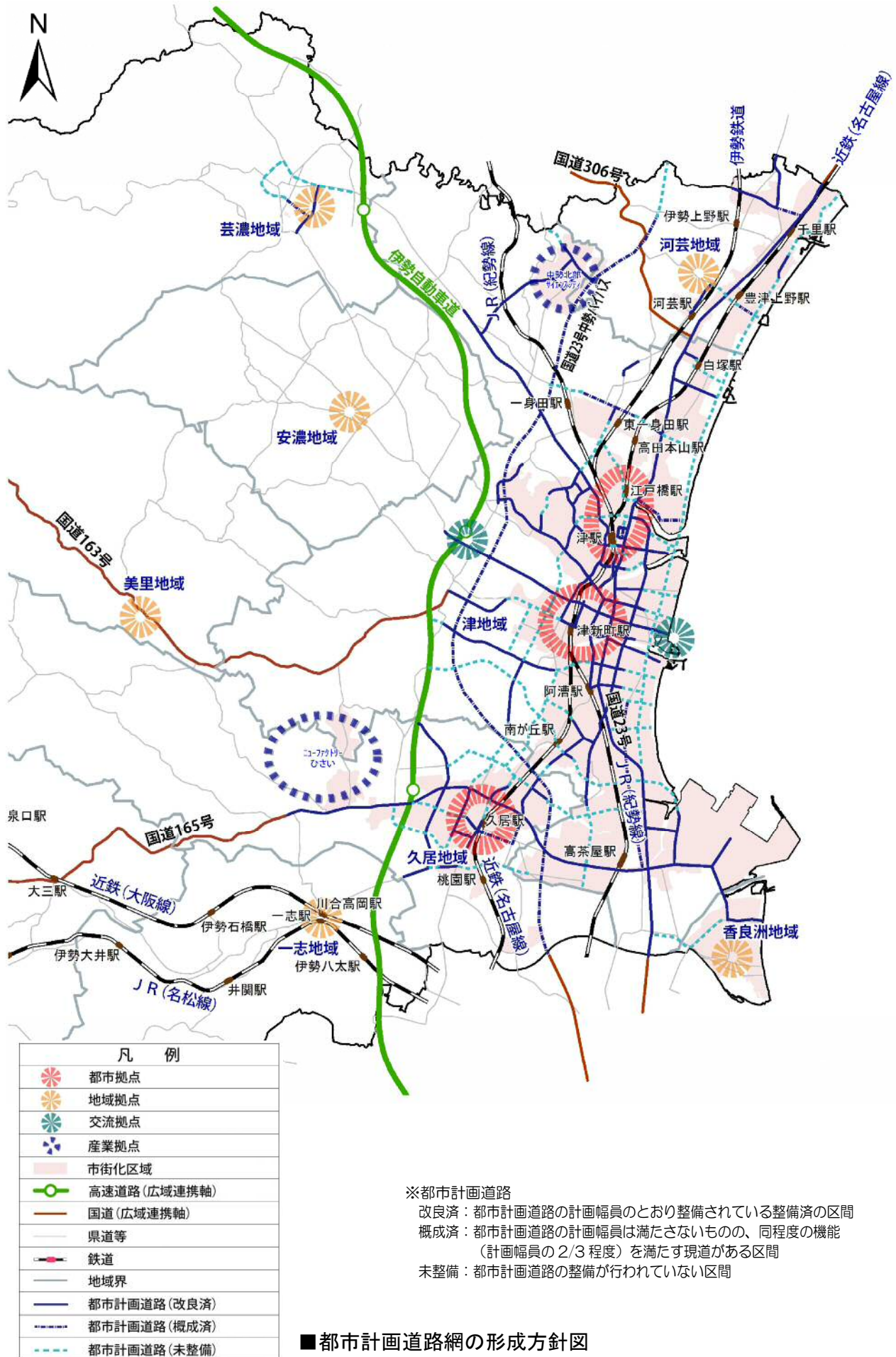
- 幹線道路については、舗装修繕工事、路肩除草など、適切な維持管理や補修を行うとともに、安全な通行が確保できるよう、拡幅整備や局部的な改良の整備を進めます。
- 幅員4m未満の狭あい道路については、セットバック部分の寄附に係る費用の一部を助成する津市狭あい道路整備事業による取組を進めるなど、住民生活の利便性と安全の確保に努めます。

安全で安心な道路環境の創出

- 「津市舗装維持管理計画」、「津市橋梁長寿命化修繕計画」等に基づき、適切な維持管理や補修を行い、安全で安心に利用できる道路空間の形成を進めます。
- 緊急輸送道路として機能する道路については、防災機能の拡充を図るため、長寿命化、耐震化について検討します。

自転車道ネットワークの構築

- 道路利用者の安全性向上のため、自転車道ネットワークの構築を進めます。



(3) その他交通施設の整備

駐車場・駐輪場の確保

- 都市拠点や、鉄道駅等の交通結節点の機能強化を図るため、必要な駐車場・駐輪場の確保を進めるとともに、パークアンドライド等の活用や既存の市営駐車場等の利用を促進します。
- 鉄道事業者や関係機関の協力を得ながら、自転車利用者の多い鉄道駅周辺における駐輪場の整備を進めます。

伊勢湾ヘリポートの活用

- 緊急時における物資の輸送等の体制の強化など、多目的な利活用について検討します。
- 日常から施設の適切な維持管理を行い、安全を確保します。

4-2 市街地等形成の方針

将来都市像の実現を目指し、定住促進や産業振興に寄与する効果的かつ戦略的な市街地形成に向けた都市基盤の整備を進めます。中でも、都市拠点においては、成熟型社会に対応した都市構造への転換に向けて利便性の高い都市づくりを目指し、都心居住を進めるとともに、優先順位や実現方法を見極めながら都市拠点にふさわしい多様で高次的な都市機能の集積を戦略的に進めます。

(1) 拠点的な市街地の形成

多様で高次の都市機能の集積

《津駅・江戸橋駅周辺》

- 本市の玄関口である津駅東口周辺においては、周辺の都市基盤整備の状況を踏まえ、津駅前北部地区第1種市街地再開発事業の事業化に向けた取組を進め、土地の合理的かつ健全な高度利用に努めます。
- 津駅東口から江戸橋駅にかけての地域については、立地条件を活かして都市機能の集積を目指し、地域住民と課題解決に向けた整備手法を協議しながら、市街地の整備を進めます。
- 津駅西口周辺においては、津偕楽公園、三重県立美術館、三重県総合文化センター、三重県総合博物館及び新たな施設（NHK）の立地が検討されている旧三重県立博物館跡地等の立地施設の特性を活かし、周辺環境に配慮した利便性の高い住宅地や、教育・文化水準の高い市街地ゾーンの維持・形成に努めます。
- 津駅周辺の市街地の慢性的な渋滞を緩和し、歩行者、自転車の安全を確保する対策の一つとして、大谷踏切の拡幅整備を進めます。
- 江戸橋駅周辺から三重大学や三重大学附属病院等への安全性の確保と利便性の向上等を図るため、道路空間等の環境整備を促進します。

《津新町駅・大門・丸之内周辺》

- 津新町駅から国道23号沿道にかけて立地している業務系施設及び大門商店街にかけて広がる豊富な歴史・文化資源や商業機能など、多様な交流機能を有する地域性を活かし、回遊性の向上や滞留環境の充実など、本市のにぎわい創出の拠点としての整備再生を進めます。

《久居駅周辺》

- 駅前広場や市民ホール、交流広場、駐輪場、駐車場、周辺市道など、市民の利便やにぎわいにつながる公共施設の一体的な整備を進めます。また、副都市核にふさわしい土地利用となるよう、土地の高度・複合利用を促進します。

《津インターチェンジ・津なぎさまち周辺》

- 津インターチェンジ周辺については、津市産業・スポーツセンターの集客力と、自動車交通の重要な結節点であるアクセス性の良さを活かした圏域内外との交流機能の充実に努めます。なお、前回の都市マスタープランでは、新産業交流拠点の形成を目指して市街化区域編入検討地に位置付けましたが、現在の法制度下においては、市街化区域への編入は困難であり、極めて限定的な土地利用しかできない状況となっています。このことから、無秩序な開発を抑制し、将来的な土地利用の妨げとならないよう努めるとともに、国・県に対しては、柔軟な土地利用が可能となるよう、規制緩和と抜本的な法令改正を要望していきます。

- 本市の海の玄関口である津なぎさまち及びその周辺については、交流拠点として求められる機能を高めるため、その背後地の活用方策を検討するとともに、周辺の市街地や岩田川対岸の既存の港湾施設等と連携を図りながら、県内で初の認定を受けた「みなとオアシス」にふさわしいにぎわいと交流を創出するみなとまちづくりを進めます。

歴史・文化資源を活かした都市空間の形成

- 津城跡（お城公園）及びその周辺に点在する恵まれた歴史・文化資源を活かした魅力的な都市空間の形成を進めます。
- 一身田寺内町地区については、歴史・文化資源を活かした住環境の維持・保全等を行い、市内外からの来訪を促進するとともに地域の活性化を図ります。

（２）その他市街地等形成の方針

住宅・住環境の整備

- 市街地においては、都市型集合住宅の誘導、郊外の戸建低層住宅団地においては、戸建低層住宅が並ぶ良好な住宅地の維持・充実など、地域の住宅特性を活かしたメリハリのある住環境の維持・形成に努めます。
- 既存の戸建低層住宅団地においては、壁面の位置、建築物の用途や高さ、面積等の制限を定めるなど、地区計画制度等の活用により、周辺環境と調和した良質な住宅地の維持・充実を進めます。
- 新たな住宅団地等の整備については、民間活力等による土地区画整理事業の実施や地区計画制度の活用などにより、質の高い道路や公園等の都市基盤の整備を行うとともに、自然環境との調和にも配慮した良好な住宅地の形成を進めます。
- 道路等の都市基盤施設が不足する地区や老朽木造住宅が密集する市街地では、地域住民の意向把握に努めながら生活環境の改善等を検討します。
- 空き家や空き地の有効活用を促進し、倒壊等著しく保安上危険となる特定空家等については、取壊しや修繕を促す取組に努めます。
- 市街地再開発事業等での計画的な宅地供給や、民間の都市型集合住宅や高齢者向け住宅等の供給を促進するなど、既に整備されている都市基盤を有効活用した拠点周辺への居住促進に努めます。

公営住宅等の整備等

- 公営住宅における既存ストックの効率的な運用を図るため、「津市公営住宅等長寿命化計画」に基づき、建築物の長寿命化を図るための改善、維持・保全など適正な管理に努めるとともに、老朽化した公営住宅等を中心に防災上の安全性を加味し統廃合や集約化に向けた取組を進めます。

商業・業務地の形成

- 駅周辺など公共交通の利便性の高い地域においては、公共公益施設の機能の維持・充実に努めるとともに、地域住民に対する日常生活品の供給を行う商業施設などの機能維持を進めます。

工業地の形成

- 産業拠点である中勢北部サイエンスシティの未分譲区画のほか、工場等の未利用地の活用を図り、企業誘致を進めるとともに、既存企業の規模拡大、移転ニーズに対応するため、既存工業団地隣接地を基本とし、開発要件の緩和や市街化区域の拡大等による新たな産業用地の確保について検討します。
- 臨港地区に隣接する工業専用地域においては、産業構造等の変化を踏まえつつ、防災機能の強化を促進することで工業系を基本とした土地利用の維持に努めるとともに、災害リスクや現況の土地利用、地域の意向等を踏まえ、一部地域において土地利用の見直しを検討します。

4-3 都市環境形成の方針

海岸部や河川、市街地、山地等を結ぶ水と緑の有機的なネットワークを形成するため、道路空間や親水空間などでの緑化等の充実や計画的な公園・緑地の整備等に努めます。

また、「津市景観計画」に基づき、市内の各地域が持つ自然や歴史の資源を活かし、都市生活や観光交流に潤いと憩いを与えられるような景観の形成を進めます。

(1) 公園・緑地の方針

公園等の整備

- ❑ 都市計画公園及び都市計画緑地のうち、新たに事業着手する箇所とともに、長期にわたり事業未着手のものや未整備の箇所については、都市計画区域全体の配置や縮小などの見直しを進めます。
- ❑ 津駅西側に位置する津偕楽公園や偕楽霊苑について、周囲の土地利用や近年の社会情勢などを考慮し、周辺施設との調和を図るよう検討します。
- ❑ 中勢グリーンパークなどの都市基幹公園については、広く市民を対象とした憩いの場として、レクリエーションやスポーツ等を行う場として、それぞれの公園の特徴を活かした整備及び適切な維持管理に努めます。
- ❑ 市街地に多くの自然を保有している千歳山については、歴史的な経過や文化的な価値を踏まえつつ、近接する岩田池公園の整備計画と整合し、活用を進めます。
- ❑ 地域住民にとって身近な街区公園等については、地域の触れ合いの場となるよう、安全・安心に利用でき、魅力ある公園づくりを進めるため、適切な維持管理に努めるとともに、利用者のニーズや利用状況に合わせた施設の再整備に努めます。
- ❑ 公園施設の老朽化対策については、「津市公園施設長寿命化計画」に基づき、計画的かつ効率的に施設更新などを行うとともに、遊具については、既存施設を更新するだけでなく、利用状況などを考慮し、必要に応じて健康遊具などを配置します。
- ❑ 都市公園以外の公園等については、山河や河川などの豊かな自然を活用した自然体験、心の癒しや健康増進などの多様なレクリエーションの場として、活用や維持管理に努めます。
- ❑ 宅地開発などにより設置された小規模公園については、統合や廃止も含め、活用方法や在り方を検討します。
- ❑ 良好な住環境形成のため、公園や緑地における樹木の維持管理計画や花木の名所を存続するための管理計画を作成し、維持管理に努めます。
- ❑ 公園への愛護心や利用率を高めるため、地元自治会や活動団体などによる除草、清掃等の日常の維持管理業務委託を継続するとともに、サービスの向上に向けた管理方法の導入を進めます。

緑地の保全・活用

- ❑ 緑豊かな都市環境の維持・形成を進めるため、良好な自然的景観を形成している樹林地や水辺、市街地区域内の緑地機能を始めとした多様な機能を有する農地については、市民農園としての活用などにより、その保全を促進します。

- 現在指定している風致地区においては、状況の変化を見極め、必要に応じて指定範囲や規制内容の見直しや、地区特性に応じた許可基準の導入を検討します。また、千歳山など、特に自然的要素に富み、景観の優れている樹林地や水辺については、新たな風致地区としての指定を検討します。
- 臨港地区に隣接した工業専用地域に指定された緑地については、産業構造の変化や、地域の意向等を踏まえ、緩衝帯としての機能などの見直しを検討します。

(2) 景観形成の方針

地域特性に応じた景観形成

- 津駅については、都市拠点の中心として本市の玄関口にふさわしい駅前のにぎわいと潤いのある景観形成を進めます。
- 一身田寺内町地区については、寺院群や町屋などが連なる歴史的街並みの保全に努め、周囲の景観資源との調和に配慮した景観形成を進めます。
- 丸之内周辺については、津城跡（お城公園）など歴史的景観と公共公益施設や店舗等の多様な都市機能が集積した都市景観との調和を図り、集客とにぎわいにつながる魅力的な景観形成を進めます。
- フェニックス通りや国道 23 号、中勢バイパスの道路空間などについては、街並みに調和した屋外広告物の誘導など、本市のシンボルロードにふさわしい景観の形成を進めます。
- 市内を流れる河川やため池、海岸は、市民に潤いや安らぎを与える貴重な空間であることから、維持管理上影響を及ぼさない範囲内で自然環境を保全しつつ、親水空間の創出に努めます。

公共建築物等における景観形成

- 公共建築物等については、周辺環境と調和した良質な施設の建設や敷地内の緑化などを先導的に進めます。

(3) 環境の保全・活用

農地の保全

- 食料の生産・供給のみならず、多様な公益的機能を有する市街地周辺に広がる農地やため池については、農地の適正利用、流動化等による適切な管理を促進します。

海・河川環境の保全

- 西部の森林と東部の自然海岸を結ぶ河川は、重要な水の軸として保全するとともに、動物の移動や生息地となる河川や緑道を含めた生態的ネットワークの形成に努めます。
- 海や河川環境を保全するため、公共下水道や農業集落排水の整備、浄化槽の設置など生活排水処理施設の整備を進め、流域が一体となった公共用水域の水質保全に努めます。

豊かな自然環境の活用

- 親水性の高い海岸部においては、水辺環境の創出を図り、体験型観光など観光レクリエーション資源としての活用を進めます。

環境への負荷軽減

- 公共交通機関の利用促進を図るなど、環境負荷の軽減を進めます。

(4) 河川・下水道の整備

生活排水対策の推進

- 各地域の特性に応じた効果的で効率的な生活排水処理の実現に向け、下水道、農業集落排水、浄化槽などの区域の見直しを行った「生活排水処理アクションプログラム」に基づき、計画的な整備を進めるとともに、適切な時期に計画の見直しを実施します。
- 公共用水域の水質保全や生活環境の改善等を図るため、「津市下水道基本計画」に基づき、効率的な下水道事業を進めます。

雨水対策の推進

- 雨水排水計画の策定を行い、排水整備を進めます。
- 雨水の流出抑制対策を多面的に行うため、農業用ため池の調整池としての活用や農地の保水機能の確保、各戸における雨水貯留や雨水の再利用施設の普及を促進します。
- 開発行為に対する適切な土地利用を規制、誘導するとともに、調整池等の雨水流出抑制施設の設置により、雨水流出量の抑制を進めます。
- 土地利用形態の変化に伴う雨水流出量の増大に対処するため、公共下水道、一般排水路及びポンプ場の整備を進め、浸水の低減に努めます。

河川整備等の促進

- 治水対策を図るため、雲出川水系（雲出川・雲出古川・波瀬川など）、相川水系（相川・天神川）、安濃川水系（安濃川、穴倉川など）、岩田川水系（岩田川、三泗川など）、志登茂川水系（志登茂川・横川など）、田中川水系（田中川・三行川）、中ノ川水系（中ノ川）の河川改修事業や適正な維持管理について河川管理者に要望し、整備を促進します。
- 津市管轄の準用河川については、河川の特性に応じた河川計画を策定し、それに基づき河川改修や適正な維持管理による治水対策を進めます。
- 河川改修工事を促進するとともに良好な親水空間の形成に努めます。

4-4 都市防災の推進の方針

安全・安心な都市づくりの実現を目指し、地震・津波や洪水・土砂災害などの災害に対応した都市づくりを進めます。また、多重防御による地域防災力の向上を図るため、防災・減災に向けた各種整備の推進と合わせ、防災意識の向上に資する啓発に努めます。

(1) 災害対策の推進

防災基盤の整備

- 「津市地域防災計画」に基づき、各地域における防災活動の中心的な役割を担う総合支所や避難所となる学校、市民センター等の施設において、災害時に備えた備蓄物資、防災資機材等の防災設備等の整備を進めます。

自主防災組織の強化

- 災害時における市民の防災活動は、被害の低減・抑制につながることから、市民の防災意識を高め、自主防災組織の拡充と強化を促進します。

(2) 地震・津波対策の推進

市街地等における災害対策

- 公園等の公共空地については災害時の一時避難場所として活用するなど、災害時における安全確保に努めます。
- 建物の倒壊などによる道路閉塞の危険性を低減し、緊急車両の進入ができるよう、建築物の耐震化と合わせ、狭あい道路の拡幅、整備に向けた取組等を進めます。
- 倒壊により避難路を塞ぐ可能性のある危険なブロック塀の除却補助制度の導入を検討します。

建築物等の耐震化等

- 多くの市民が利用する建築物については、「津市耐震改修促進計画」に基づき、耐震化を促進し、災害時における市民の安全の確保を進めます。
- 市民の日常生活で重要な役割を担う道路や橋りょうについては、適切な維持管理や耐震補強、架け替えを進め、安全・安心な都市基盤の整備に努めます。
- 建築物の倒壊や延焼による危険性を低減するため、市民に対し耐震化への啓発を進め、耐震化促進事業に基づく木造住宅の補強や除却等を促進します。
- 地震時に避難路の通行を確保するため、耐震改修促進法により耐震診断が義務付けられることになった第一次緊急輸送道路の沿道に建つ、前面道路を閉塞して円滑な避難を困難とするおそれがある建築物については、耐震化に係る支援制度の導入を検討します。
- 上・下水道施設については、老朽化施設の計画的な耐震化を進めることにより、災害時における住民の安全で衛生的な生活環境の確保に努めます。

津波対策の推進

- 大規模地震による津波や台風等による影響に対して、液状化対策、高潮対策等を図るため、海岸堤防の管理者に対して施設整備を要望し、整備を促進します。

- 津波浸水想定区域においては、津波からの避難場所を確保するため、公共施設への外部階段の整備や津波避難ビル等の指定に向けた取組を進めます。また、平時は公園として、津波災害時には津波避難にも活用できる防災公園として香良洲高台防災公園の整備を図ります。

（３）土砂災害・浸水対策・洪水対策

土砂災害対策の促進

- 土砂災害等を防止するため、急傾斜地崩壊防止対策、土砂流出防止対策、地すべり防止対策を関係機関である三重県に要望し、整備を促進します。

雨水対策の推進

- 雨水排水計画による公共下水道、一般排水路及びポンプ場の整備を推進するとともに、多面的な雨水抑制対策が実施できるよう、農地・農業用施設の活用、各戸における雨水貯留を促進し、開発行為に対する適切な規制・誘導等で雨水対策を進めます。

河川改修の促進

- 大型台風や集中豪雨に伴う浸水被害に対して、地域住民の安全、安心な生活環境を確保するため、関係機関と連携して、緊急度の高い箇所の改修や適切な維持管理を促進するなど、治水対策に努めます。

4-5 その他都市施設等の方針

効率的で持続可能な都市の形成に向け、拠点地域周辺への戦略的な機能集積を図るとともに、既存施設の需給バランスや老朽度の状況等、「津市公共施設等総合管理計画」に基づいた効率的な施設の維持・更新及び施設配置を検討します。

また、公共公益施設の移転や統廃合による施設跡地については、有効な土地利用に向け必要な場合は都市計画決定の見直しを検討します。

(1) 供給処理施設の整備

上水道の整備

- 安全・安心でおいしい水の安定供給を確保するため、「水道事業基本計画」に基づき、安定した水源の確保や浄水場の統合、浄水及び配水施設の更新、耐震化を行うとともに、老朽管路の更新等を進めます。

ごみ処理施設の整備

- 廃棄物処理施設については、安全で効率的な運転管理の充実を図るとともに、施設の更新に向けた在り方について検討します。

(2) 公共公益施設等の整備

スポーツ施設の整備

- スポーツ施設については、第76回国民体育大会及び第21回全国障害者スポーツ大会の開催に向けた施設整備を進めるとともに、既存施設の計画的な修繕・改修を行い、各施設の状況に応じた機能の維持・向上に努めます。

教育施設等の整備

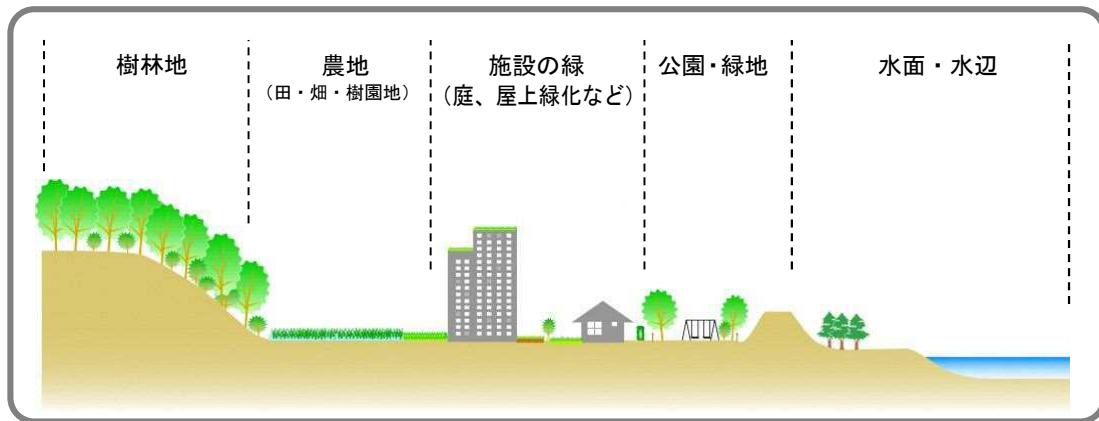
- 義務教育である小中学校については、望ましい学校教育環境を確保していくため、大規模改造を計画的に実施するなど、適切な維持管理を進めます。また、幼稚園については、利便性の高い居住地形成に向けた最適な配置や規模については、増加する保育所への保育ニーズとともに、その在り方を検討します。
- 通学路については、通学路の安全確保に関する取組の方針である津市通学路交通安全プログラムを踏まえ、教育委員会、道路管理者、公安委員会の関係機関等や地域と連携し、その安全の確保に努めます。

第 6 章 緑の施策方針、緑地の保全及び緑化推進のための施策

本章では、都市づくりの目標、分野別方針などを踏まえた上で、「緑の基本計画」の概念に基づき、施策の効果を把握するための目標指標を設定するとともに、緑の施策方針のほか、緑地の保全及び緑化推進のための施策についての方針を示します。

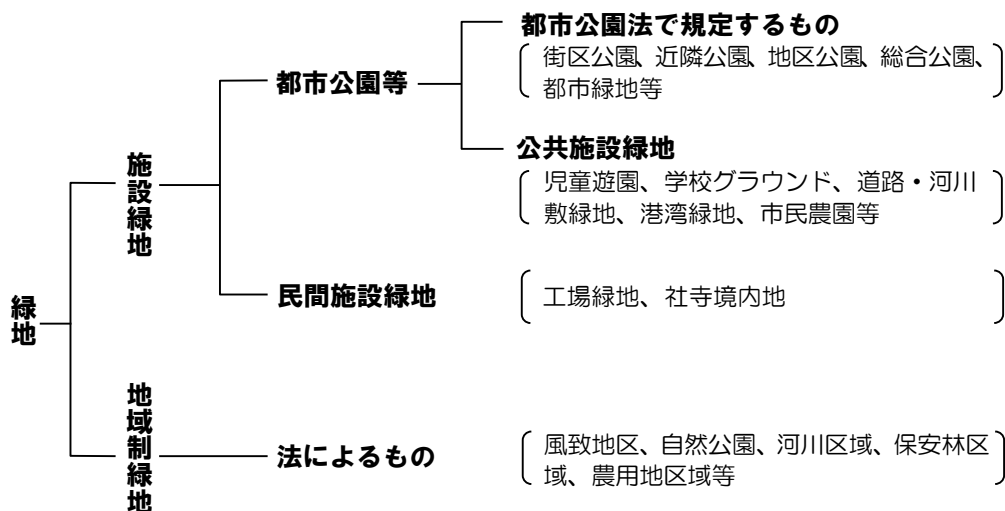
「緑」とは

本計画において「緑」とは、樹木や草花などの植物のみを意味するのではなく、水面・水辺、公園・緑地、施設の緑（庭、屋上緑化など）、農地（田・畑・樹園地）、樹林地を総称して「緑」と表現するものとします。



「緑地」とは

「緑地」は公共施設などとして管理される施設緑地（都市公園、学校グラウンドなど）と土地利用規制で確保される地域制緑地（河川区域、風致地区など）を指し、以下のように分類されます。



「緑の機能」とは

環境保全機能	緑は、二酸化炭素を吸収し、ヒートアイランド現象等により悪化する市街地の気象等を緩和するとともに、幹線道路等からの騒音を防止する機能を有しています。
レクリエーション機能	緑は、日常的又は広域的なレクリエーション活動に対応した自然と触れ合うことのできる余暇空間を提供する機能を有しています。
防災機能	緑は、災害の防止や被害の緩和、災害時における避難地としての機能を有しています。
景観形成機能	緑は、地域独自の気候や風土に応じて特徴ある多様性を有しており、四季の変化を実感できる快適な生活環境や美しい景観を形成する機能を有しています。

1. 緑の施策方針

1-1 系統別緑地の配置等の方針

(1) 環境保全系統

骨格を形成する緑地の保全・活用

- 西部に位置する森林は本市の骨格を形成する緑地として、持続的な保全・再生に努めます。
- 雲出川や安濃川、岩田川、志登茂川等市街地を貫流する河川は、西部の森林と東部の自然海岸を結ぶ重要な水の軸として、河川管理上影響を及ぼさない範囲内での生態系保全の保全に努めます。
- 自然公園区域（伊勢の海県立自然公園）に指定されている海岸線については、本市の骨格を形成する緑地となっていることから、今後も保全に努めます。

(2) レクリエーション系統

日常的なレクリエーションの場の整備・維持管理

- 街区公園や近隣公園などの住区基幹公園については、誘致圏などを考慮しつつ適正な配置に努めます。
- 地域住民にとって身近な街区公園等については、地域の触れ合いの場となるよう、安全・安心に利用でき、魅力ある公園づくりを進めるため、適切な維持管理に努めるとともに、利用者のニーズや利用状況に合わせた施設の再整備を進めます。
- 小中学校のグラウンドなどについては、地域住民に身近なレクリエーションの場として活用します。

広域から人が集まる大規模な総合公園等の整備

- 中勢グリーンパークなどの都市基幹公園については、広く市民を対象とした憩いの場として、レクリエーションやスポーツ等を行う場として、それぞれの公園の特徴を活かした整備及び、適切な維持管理に努めます。

自然を活用したレクリエーションの場の整備

- 自然公園区域（伊勢の海県立自然公園）に指定されている自然海岸は、親水レクリエーションや自然観察の空間として、魅力向上に努めます。
- 都市公園以外の公園等については、山河や河川などの豊かな自然を活用した自然体験、心の癒しや健康増進などの多様なレクリエーションの場として、活用や維持管理に努めます。
- 市域の西部に広がる森林については、森林浴を楽しめるセラピーロードを整備するなど、都市住民に癒しを与える空間としての活用を進めます。

（３）防災系統

災害時の安全性を高める緑地の保全・活用

- 公園などの公共空地は、延焼防止機能を持つとともに、災害時の一時避難場所として指定することで災害時の安全確保につながることから、今後も保全に努めます。

災害を防止・軽減する緑地の保全・創出

- 農地やため池は、大雨による洪水の調整機能等を有することから、今後も保全に努めます。
- 水源かん養や地滑り・崩壊などの危険防止に資する保安林などは、今後も保全に努めます。
- 海岸沿いの松林は、伊勢湾からの強風や飛砂等の害を防ぐ役割を有することから、今後も保全に努めます。

（４）景観系統

本市を代表する特徴的な景観の保全・創出

- 自然公園区域（伊勢の海県立自然公園）に指定されている自然海岸は、白砂青松の美しい自然景観を活かした整備・保全に努めます。
- 現在指定されている風致地区のうち、良好な景観を有している区域については、今後も保全に努めます。
- 「津市景観計画」における景観形成地区及び重点地区においては、地区住民との協働の下、社寺林の保全や歴史的街並みに合わせた緑化を進めます。

市街地における良好な景観の保全・創出

- 市街地から望む丘陵地や樹林地などの連続した緑は、都市景観に潤いを与える重要な要素であることから、今後も保全に努めます。

1-2 都市公園等の配置方針

(1) 住区基幹公園

住区基幹公園については、市街化の動向を踏まえつつ、誘致圏を考慮した適正な配置に努めます。

また、住宅地等開発行為などにより、新たに設置される都市公園については、周辺の配置状況を踏まえた適正な配置の促進や開発基準の見直しを検討するとともに、既存公園については、統合や廃止も含め、活用方法や在り方を検討します。

地域住民にとって身近な街区公園等については、地域の触れ合いの場となるよう、安全・安心に利用でき、魅力ある公園づくりを進めるため、適切な維持管理に努めるとともに、利用者のニーズや利用状況に合わせた施設の再整備に努めます。

(2) 都市基幹公園

中勢グリーンパークなどの都市基幹公園については、広く市民を対象とした憩いの場として、レクリエーションやスポーツ等を行う場として、それぞれの公園の特徴を活かした整備及び適切な維持管理に努めます。

(3) その他

都市計画公園及び都市計画緑地のうち、長期にわたり事業未着手のものや未整備の箇所について、都市計画区域全体の配置や縮小などの見直しを進めます。

公園施設の老朽化対策については、「津市公園施設長寿命化計画」に基づき、計画的かつ効率的に施設更新などを行うとともに、遊具については、更新時に利用状況などを考慮し、必要に応じて健康遊具などを配置します。

緩衝緑地として、雲出長常町地内等の工業専用地域に都市計画決定された緑地については、産業構造の変化や地域の意向等を踏まえ、その機能について見直しを検討します。

1-3 地域制緑地の配置方針

(1) 風致地区

風致地区のうち、良好な景観を有している区域については、関係者の理解と協力の下、継続的な保全に努めます。また、状況の変化を見極め、必要に応じて指定範囲や規制内容の見直しや、地区特性に応じた許可基準の導入を検討するなど、周辺環境との調和に努めます。

風致地区

偕楽公園地区、結城地区、阿漕浦地区、贅崎浦地区

(2) その他の地域制緑地

県立自然公園や河川区域、保安林については、今後も保全を図るものとし、農業振興地域農用地区域や地域森林計画対象民有林等についても、計画的な土地利用との整合を図りながら保全に努めます。

2. 緑地の保全及び緑化推進のための施策

2-1 都市公園等に関する施策

(1) 公園等の整備・活用

施設の充実を図り、市民が安全・安心に利用できるよう公園や緑地の整備を進めます。

主な施策	内容
都市公園の 適正配置及び 整備	【都市公園】 ○地域住民にとって身近な街区公園等については、安全・安心に利用でき、魅力ある公園づくりを進めるため、利用者のニーズや利用状況に合わせた施設の再整備を進めます。 ○岩田池公園については、市街地に残る豊かな自然環境を活かし、自然と触れ合うことのできる公園整備を進めます。 ○香良洲高台防災公園については、災害時の一時避難場所として、また、平時はスポーツやレクリエーションに活用できる公園として整備を進めます。 ○中勢グリーンパークについては、広域的なレクリエーション・スポーツ等を行う公園として、周辺の自然環境を活かした整備を進めます。
	主な計画公園 中勢グリーンパーク、岩田池公園、香良洲高台防災公園など
	【その他の公園】 ○千歳山については、歴史的な経過や文化的な価値を踏まえつつ、近接する岩田池公園の整備計画と整合し、活用することを検討します。 ○開発行為により新たに形成される市街地や工業団地においては、開発技術基準等に基づき、緑地や公園を確保します。

(2) 既存施設の質の向上・魅力づくり

既存の公園や緑地については、利用者のニーズを踏まえた再整備を図るなど、魅力ある施設づくりを進めるとともに、防災力の強化に向けた都市公園の有効活用に努めます。

主な施策	内容
公園の再整備・ 統廃合の推進	○公園施設の老朽化対策については、「津市公園施設長寿命化計画」に基づき、計画的かつ効率的に施設更新などを行うとともに、遊具については、更新時に利用状況などを考慮し、必要に応じて健康遊具などを配置します。 ○地域住民にとって身近な街区公園等については、安全・安心に利用でき、魅力ある公園づくりを進めるため、利用者のニーズや利用状況に合わせた施設の再整備に努めます。
適切な維持管理 による魅力ある 緑地づくり	○既存公園については、快適に利用できるよう適切な維持管理を行い、また、地域住民にとって身近な公園については、愛護心や利用率向上のため、地元自治会や活動団体などによる維持管理の仕組みを維持します。 ○市民が安全・安心に公園を利用できるよう、遊具などについては定期的な安全点検を実施するとともに、樹木の維持管理や照明施設等の適正配置により視認性を高め、防犯対策を進めます。
市民参加の公園・ 緑地づくり	○新たな公園の整備や既存施設の改修時には、計画づくりから地域住民が参加できる仕組みを検討し、市民との協働による公園づくりを進めます。
都市公園の 防災・災害 対策への活用	○都市公園については、災害後の救援活動・復旧活動の拠点及び一時避難場所として活用します。

2-2 公共施設緑地に関する施策

(1) シンボル景観や豊かな自然景観の保全・創出

自然海岸等の豊かな自然景観については、本市を代表する景観として、緑地の保全・創出に努めます。

主な施策	内容
自然に配慮した川づくりの推進	○市街地を流れる河川は、市街地にあって、自然豊かな広がりある景観を形成していることから、関係機関との連携の下、親水護岸などを促進します。
自然海岸の緑化推進	○海岸線については、風光明媚な白砂青松の景観を保全するため、市民団体・事業者と連携を図りながら、松くい虫に強い品種のクロマツなどの植樹を促進します。
親水空間の整備	○市民の身近に存在する河川を日常的に利用することができるよう、関係機関との連携の下、親水護岸や親水空間の整備に努めます。

(2) 安全性を高める緑地の保全・創出及び活用

防風林としての緑化を進めるとともに、既存施設の有効活用による安全・安心な市街地の形成に努めます。

主な施策	内容
海岸線における緑化推進	○海岸線については、伊勢湾からの強風や飛砂の害を防ぐ松林等の緑化を促進します。
防災・災害対策への活用	○教育施設のグラウンド等については、災害後の救援活動・復旧活動の拠点及び被災者の当面の生活確保等多様な役割を果たす場所として活用します。

2-3 民間施設緑地に関する施策

(1) 緑化の推進

市街地における都市環境の維持・改善を図るため、住宅地、商業地、工業地などにおける緑化を促進します。

主な施策	内容
住宅地における緑化の推進	○住宅の新築や改築時に合わせ、ブロック塀の生け垣化等を誘導するとともに、引き続き記念樹用苗木や生け垣緑化用苗木の配布を行い、積極的に緑化を進めます。 ○玄関先の花壇やプランター、ガーデニング等の緑化を促進し、花と緑のあふれるまちづくりを進めます。 ○中高層住宅においては、敷地境界部への樹木の植栽等により、周辺の環境に配慮した緑化を進めます。
商業・業務地における緑化の推進	○沿道型や郊外型の商業施設については、沿道部や駐車場等を活用した緑化を促進します。
工業地における緑化の推進	○工場立地法や開発技術基準等に基づく緑地面積を確保するため、適切な指導を行います。

(2) 豊かな自然景観やシンボル景観の保全・創出

歴史性を有する地区等については、本市を代表する景観として、緑地の保全・創出に努めます。

主な施策	内容
良好な景観を有する地区における緑化の推進	○「津市景観計画」における景観形成地区及び重点地区においては、地区住民との協働の下、社寺林の保全や歴史的街並みに合わせた緑化を進めます。

(3) 安全性を高める緑地の保全・創出及び活用

生け垣による緑化を支援し、安全・安心な市街地の整備を進めます。

主な施策	内容
災害に強いまちづくりの推進	○生け垣の設置は都市景観に潤いと安らぎを与えてくれるとともに災害時のブロック塀倒壊による被害を防止し、避難経路を確保できることから、引き続き苗木の配布による緑化推進に努めます。

(4) 農地の活用

農地を活用し、市民農園の普及に努めます。

主な施策	内容
市民農園などの普及	○農地においては、遊休土地がみられる一方、近年、市民の農業・農村体験に対するニーズが高まっていることから、市民農園等の活用を促します。

2-4 緑地等の保全・活用の方針等

(1) シンボル景観や豊かな自然景観の保全・創出

豊かな自然が残る風致地区については、積極的な緑化を推進し、本市を代表する景観として、保全に努めます。

主な施策	内容
風致地区の 保全・見直し ・指定	○現在指定されている風致地区のうち、良好な景観を有している区域については、関係者の理解と協力の下、継続的な保全に努めます。 ○状況の変化を見極め、必要に応じて指定範囲や規制内容の見直しや、地区特性に応じた許可基準の導入を検討するなど、周辺環境との調和に努めます。 ○千歳山など、特に自然的要素に富み、景観の優れている樹林地や水辺については、新たな風致地区としての指定を検討します。

(2) 地域の景観特性に応じた緑地の保全

市街地内の樹林地等のほか、農村集落や森林、河川など、地域の景観特性に応じた緑地の保全に努めます。

主な施策	内容
開発行為等における緑地の 保全・創出	○開発技術基準等に基づき、開発地における適正な緑地の保全・創出に努めます。 ○樹林地等、緑の多い地区での開発において、豊かな自然環境が保全されるよう緑地確保の指導を行うとともに、要綱の開発技術基準における基準の強化や代替環境の創出等について検討します。
森林景観の 保全	○森林については、人材の育成等により適切な維持管理を図るとともに、広葉樹への転換を進め、森林浴など都市部の住民の癒しの場として四季を感じられる、緑が美しい森林景観の保全・創出に努めます。 ○市街地から望む丘陵地や樹林地などの連続した緑は、都市景観に潤いを与える重要な要素であることから、保全に努めます。
水辺景観の 保全・創出	○河川、海岸、海浜等における緑地を保全するとともに、未利用地を活用した緑化を進め、親水性の高い魅力ある水辺空間の創出に努めます。 ○自然公園区域（伊勢の海県立自然公園）に指定されている海岸線については、本市の骨格を形成する緑地となっていることから、今後も保全に努めます。

(3) 農地や里山の活用

農地や里山を活用し、里山ボランティアなどの活動を支援します。

主な施策	内容
農地の保全・活用	○生産性の高い優良農地については、農業振興地域整備計画に基づき、保全に努めます。
里山ボランティア活動の支援	○市民の自然体験ニーズに対応するとともに、里山の保全を図るため、「里地里山保全活動計画の認定制度」や「みんなで自然を守る活動の認証制度」などを活用し、里山ボランティア活動を支援します。

(4) 安全性を高める緑地の保全・創出及び活用

自然災害を防止する機能を有する農地やため池、保安林の保全に努めます。

主な施策	内容
農地・ため池の保全	○農地については、大雨による洪水の調整機能を有することから、農業振興地域整備計画に基づき、保全に努めます。 ○市内に点在するため池については、農業用水としての利用だけでなく、雨水の流出抑制等を図るため、適切な管理・保全に努めるとともに、耐震対策整備を進めます。
森林の保全	○水源かん養や地滑り・崩壊などの危険防止に資する保安林などの森林は、今後も保全に努めます。

3. 緑化重点地区

3-1 緑化重点地区とは

緑化重点地区とは、都市緑地法において「緑化地域※以外の区域であって、重点的に緑化の推進に配慮を加えるべき地区」として位置付けられており、地区における緑化の状況に応じた緑豊かなまちづくりを推進するため、民有地における緑化推進等を集中的に行う地区として設定するものです。

※緑化地域：緑が不足している市街地等において、敷地面積が一定規模以上の建築物の新築や増築を行う場合に、敷地面積の一定割合以上の緑化を義務付ける制度

3-2 緑化重点地区の設定

緑化重点地区は、津市景観計画と整合を図り、景観形成地区として定められた 10 地区を位置付けます。また、10 地区の特徴をもとに、都市的地域（大部分が市街化した地区）、自然的地域（田園や山地などの豊かな自然がある地区）、歴史的地域（歴史資源を有する地区）の 3 つに分類して整備方針を示します。

地区名	都市的地域	自然的地域	歴史的地域
津駅東地区	○		
津駅西地区	○		
津なぎさまち・フェニックス通り地区	○		
津城跡周辺地区	○		○
一身田寺内町地区	○		○
楠原地区		○	○
榊原温泉地区		○	
多気地区		○	○
奥津地区		○	○
三多気地区		○	

3-3 緑化重点地区の整備方針

緑化重点地区内の緑化については、地域住民や事業者の意識啓発を行い、以下のことに配慮するよう働きかけていきます。

(1) 共通

- のり面や敷地の外周など、できる限り多くの部分の緑化を促進します。
- 周辺の景観や植生と調和した樹種を選定します。
- 既存の樹形や樹勢の優れた樹木は、できる限り保存又は移植し修景等に活かします。

(2) 都市的地域

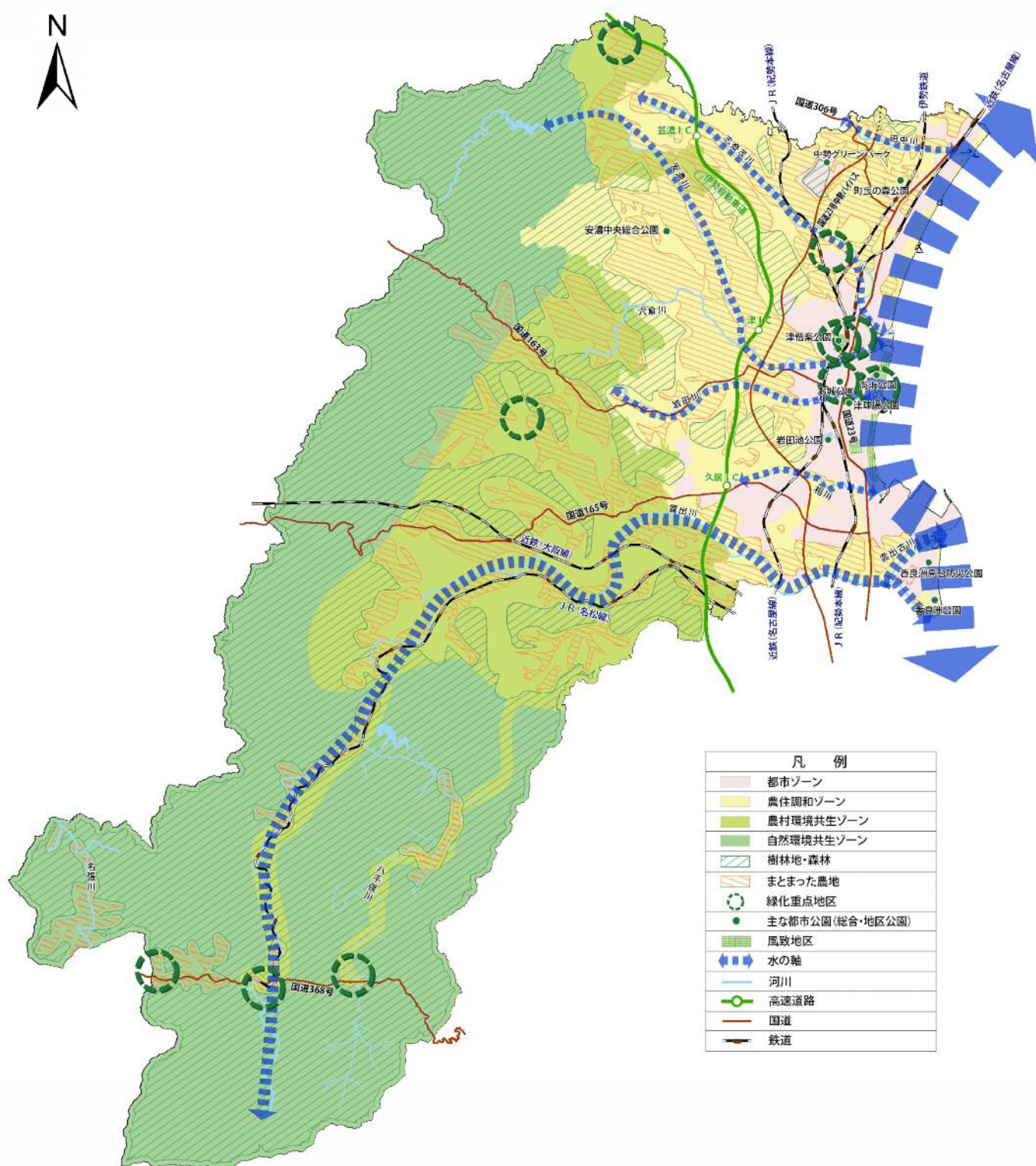
- 壁面後退による緑化スペースの確保、街路樹の充実、プランターやハンギングバスケットの設置、空地等を活用した花壇づくり等、住民や事業者の協働による緑化を行います。
- 広葉樹など四季を感じる樹種を使用した緑化を行います。

(3) 自然的地域

- 建築物や工作物は、規模や配置を工夫し、山の稜線を乱さないように配慮します。
- 道路に面した空地や駐車場等は、生け垣などで囲い周辺の街並みとの連続性に配慮します。
- 擁壁は、石積みや緑化ブロック等により修景に配慮します。

(4) 歴史的地域

- 社寺林など地域の景観を特徴づける樹林地周辺の建築物や工作物は、できる限り樹林地の高さ以内にとどめる規模とします。
- 街道等に面した空地や駐車場等は、生け垣などで囲い歴史的街並みの連続性に配慮します。
- 擁壁は、石積みや緑化ブロック等により修景に配慮します。
- 地区内に残る社寺林や古木等の保全に努めます。



■緑化の方針図

4. 緑地の保全及び緑化の目標

4-1 緑地の保全及び緑化の目標水準

(1) 人口1人当たりの都市公園の面積

一部供用を開始している総合公園等の整備の推進や、住宅団地の開発に伴う街区公園の帰属等により、都市計画区域及び市街化区域における人口1人当たりの都市公園の面積をそれぞれ、10.0㎡、8.3㎡以上確保します。

なお、都市公園法施行令では、市町村区域内における都市計画区域内の人口1人当たり10㎡以上、市街地の人口1人当たり5㎡以上を標準面積としており、目標年次（平成39年）以降、長期的には本市においても、都市計画区域内における人口1人当たりの都市公園の面積を10㎡以上確保します。

指標	現況	目標年次（平成39年）
都市計画区域人口1人当たり面積	8.0㎡/人	10.0㎡/人
市街化区域人口1人当たり面積	6.0㎡/人	8.3㎡/人

(2) 緑化・美化運動に取り組む団体数

市民との協働による緑化推進を活性化させることにより、緑化・美化運動に取り組む団体数の増加を目指します。

指標	現況	目標年次（平成39年）
緑化・美化運動に取り組む団体数	136団体	190団体

(3) 公園の日常管理を行う自治会等の団体数

住民にとって身近な存在である地域の街区公園などへの愛護心や利用率を高めるため、公園の日常管理を行う自治会等の団体数の増加を目指します。

指標	現況	目標年次（平成39年）
公園を管理している自治会等の団体数	287団体	290団体

(4) 生け垣緑化の状況

緑に囲まれた住みよい環境づくりと、災害に強いまちづくりを行うため、生け垣緑化用苗木配布事業による緑化面積の増加を目指します。

指標	現況（平成20～28年）	目標年次（平成39年）
生け垣緑化の状況（延長）	3,742m	7,100m

4-2 目標水準の設定に関する現況と計画

(1) 都市公園の現況

現状（平成 28 年）							
種類		市街化区域			都市計画区域		
		整備量		㎡/人	整備量		㎡/人
		カ所	面積 (ha)		カ所	面積 (ha)	
都市公園	街区公園	351	33.19	1.94	464	54.60	2.31
	近隣公園	10	14.92	0.87	22	30.77	1.30
	地区公園	5	24.18	1.41	5	24.18	1.02
	総合公園	2	17.64	1.03	4	48.54	2.06
	特殊公園（墓園・歴史）	1	5.74	0.34	4	7.50	0.32
	都市緑地	1	5.86	0.34	3	20.60	0.87
	緑道	4	2.50	0.15	5	2.57	0.11
計		374	104.03	6.08	507	188.80	8.00

(2) 都市公園の主な整備計画

区分	名称	面積 (ha)	
		平成 27 年	平成 39 年
地区公園	岩田池公園	7.82	9.90
	香良洲高台防災公園	—	9.10
総合公園	中勢グリーンパーク	11.08	28.30